

国際法が 「従軍慰安婦」を許さなかった



国際法が「従軍慰安婦」を許さなかった
松本浩一 著
日本放送出版協会

松本浩一

松本浩一

松本浩一

松本浩一

国際法からみた 「従軍慰安婦」問題

国際法律家委員会(ICJ)＝著

社団法人自由人権協会(JCLU)＝訳

日本の戦争責任資料センター

明石書店

Comfort Women *an unfinished ordeal*

Report of a Mission

by

Ustinia Dolgopol

Snehal Paranjape

Copyright © International Commission of Jurists

Geneva, Switzerland

い)にお届けする『国際法からみた「従軍慰安婦」問題』(原題 *Comfort Women an unfinished ordeal*)は、著名な国連NGO(非政府間国際組織)である国際法律家委員会(ICJ、International Commission of Jurists)が一九九四年に公表した調査報告書である。ICJは、日本国内ではあまり知られていないが、国際赤十字、アムネスティ・インターナショナルと並ぶ世界三大NGOの一つとして有名である。一九五二年に設立され、本部をジュネーブに置き、世界における法の支配の確立、世界人権宣言の規定の完全な遵守の追求を任務とする。世界の三〇人の著名な法律家によって構成され、国連経済社会理事会などと協議資格を有し、七五カ国に支部と加盟団体を持っていて、自由人権協会は、日本における唯一の加盟団体である。

ICJの今回の調査は、一九九三年四月から五月にかけて、フィリピン、日本、韓国、朝鮮民主主義人民共和国で、のべ四〇人以上の証言者からの聴き取り、資料収集などを通して行なわれた。日本では、準備会が発足したばかりの日本の戦争責任資料センターが調査団を受け入れ、自由人権協会も資料提供を行なった。

最終報告書がまとめられるまでに一年以上を要し、一九九四年九月二日、ついに日本政府をはじめ、当事者をかかえる各国に報告書案が送付された。時あたかも村山首相が従軍慰安婦問題を民間募金による見舞金で「解決」することを発表した八月三十一日の直後であった。ICJは、この村山構想を批

判し、異例のコメントを公表した。村山構想を批判し、日本が被害者に対する「道義的および法的責任を負うことは明白」と宣告したのである。

ICJの法的判断には、世界の法曹界から深い信頼が寄せられてきた。ICJにもその信頼に応えようとする責任感と自負がある。従軍慰安婦問題を徹底的に検討しぬいた法律の専門家集団と拙速な結論を出した日本政府との確執は、すでに始まっている。一NGOと一国政府との対立、それはドンキホーテと巨大な水車の格闘にも見えよう。だが、この戦いは、法の権威と政治権力との対立を超えて、人権を守ろうとする広範な世界世論と日本政府との対立へと進みつつある。

日本弁護士連合会と韓国の大韓弁護士協会は今年一月、相次いで慰安婦問題に関する提言を発表した。それらの内容には、いずれもICJ報告書が深く刻印されている。世界の法律家がこの報告書にいかにも励まされ、理論的確信を与えられたかを垣間見ることができ。こうした動きは、今後世界に広がるだろう。

私たちは、幸い、ICJの活動の近くにいたことができたため、この報告書の意義をいち早く知ることができた。昨年一月に一般公開される前から翻訳を開始し、ようやくここに完成させることができた。この報告書が広く読まれ、そのことを通じ今も続く苦しみの中にある女性たちに、一刻も早い解決が訪れるならば、私たちの努力は報われよう。

一九九五年三月一日

社団法人 自由人権協会 (JCLU)

日本の戦争責任資料センター

國際法からみた「従軍慰安婦」問題 ● 目次

刊行にあたって	3
緒言	9
年表	13
第1章 はじめに	19
第2章 歴史的背景	25
第3章 慰安所	34
第4章 犠牲者の証言	64
第5章 元兵士の供述	142

第6章 戦争が終わって | 155

第7章 日本政府の立場 | 163

第8章 大韓民国、朝鮮民主主義人民共和国、
フィリピン政府の立場 | 170

第9章 法的問題点 | 176

第10章 NGOの活動 | 208

結論と勧告 | 227

解説 | 235

緒言

国際法律家委員会事務総長 アダム・ディエン

第1章に記したように、これは、皆が忘れようとした人びとについての話である。この問題は国連での会合をはじめ、多くのフォーラムに提起されてきた。メディアにも多くとりあげられた。それにもかかわらず、被害者たちに対する具体的な救済活動がほとんどとられていない。被害者とは、朝鮮フィリピンその他のアジア諸国の慰安婦たちであり、その数は一〇万とも二〇万ともいわれる。このように大規模な人権侵害がなぜ四〇年以上もの間、何ら有効な方法で討議されなかったのだろうか、まったく不可解である。

一九九三年四月、国際法律家委員会(ICJ)が、フィリピン、韓国、朝鮮民主主義人民共和国および日本に調査団を派遣したのは、そのためである。調査団は、第二次世界大戦中に日本軍により、朝鮮ならびにフィリピンの女性が性的サービスを強制された問題に関して、その事情を調査した。調査団はまた、現在の日本政府がこれらの女性たちに対してどのような責任を負うのか、この問題を解決するためにどのような措置が、誰によってとられなければならないかを調査した。一九九三年五月、調査団の予備報告ができあがった。

調査団は、南オーストラリア・フリンダース大学法学部講師ウスティーン・ドルゴポール女史、インド・ボンベイ高等裁判所弁護士スネハル・パランジャペ女史から成り、四〇名を超える被害者、元

兵士三名、政府代表、非政府組織代表、法律家、大学教授、新聞人にインタビューを行なった。

精密な調査資料ならびにインタビューに基づき、調査団は第二次世界大戦前ならびに大戦中に日本帝国軍隊の専用として、広大な慰安所網の設置を日本帝国軍隊が行なったことは、明白であるとの結論に達した。中国、オランダ、フィリピン、インドネシア、朝鮮、マレーシア、台湾の女性や少女たちが標的にされ、慰安所に放りこまれ、性的サービスを強制された。日本軍は、慰安所の設置、使用、操作、管理に責任をもっていた。日本軍自身が、これらの点につき、詳細な規程を作成していた。

調査団は慰安所内での生活が生き地獄そのものであったことを知った。慰安婦たちは、毎日毎日、繰り返し、日本軍将校や兵士に強姦されたばかりでなく、打擲うちなげされ、拷問された。毎日の生活は締めつけが厳しく、みすばらしく、汚ならしかった。食べ物も質も悪く、量もわずかであった。軍医による検診が施されたが、多くの者が性病にかかった。女性たちは、慰安所に連れてこられた時点では身も心も健康であつたにもかかわらず、慰安所を去るときには、からだは病に冒され、心もまた、癒しがたく傷つけられていたのである。

調査団の報告は、これらの女性たちの苦しみと戦争の終結とともに終わらなかつたことを明らかにしている。日本兵の敗走によつてすてられたあと、故郷にたどりついた者もいるが、その後の彼女たちの生活は孤独そのものであった。耐えに耐えた彼女たちの苦痛は、生涯にわたって続いている。

ICJは、フィリピン、韓国、朝鮮民主主義人民共和国、ならびに日本の政府に対し、調査団との会見の機会を与えられたことを感謝する。ICJはまた、フィリピンの日本軍による性的奴隷のフィピン女性被害者特別調査委員会、韓国挺身隊問題対策協議会および韓国の李テヨン博士、朝鮮民主

主義人民共和国の民主法律家協会、日本の自由人権協会、日本弁護士連合会、戸塚悦朗氏、上杉聰氏、藍谷邦雄氏、平川奈保美女史、とくに吉見義明教授のICJ調査団に対する温かいおもてなしと貴重な援助に対し、厚く感謝を捧げるものである。われわれはまた、この問題について有用な情報を提供されたジョージ・ヒックス氏に対し心から感謝するとともに、法律上の有益なコメントを提供されたクリスチャン・トムシャト博士、モニカ・ルーク女史、ハンス・ピーター・ガザー氏に、深い感謝を捧げる。

あらゆる苦痛、苦悩にもかかわらず、尊厳と勇気をもって使節団のインタビューに答えられた女性たちに対し、われわれの深甚なる感謝の思いをお伝えしたい。

一九九三年八月、日本政府ははじめて、「当時の日本軍が慰安所の開設、運営、慰安婦の輸送に、直接・間接にかかわった」ことを認めた。日本政府はまた、慰安婦の募集や連行が脅しやごまかしで、女性たちの意に反して行なわれたこと、軍要員が募集に直接かかわったことを認めた。日本政府はまた「慰安婦の数が膨大であった」こと、慰安所の生活は低劣であったことを認めた。日本政府はまた、「これらの行為が多く女性の荣誉と尊厳を深く傷つけた行為であった」ことを認め、これらの女性すべてに謝罪した。

一九九四年九月二日、ICJは日本、フィリピン、韓国、朝鮮民主主義人民共和国の各国政府に対し、報告書の草案を送り、そのなかで、報告へのコメントも要請した。コメントは、フィリピン政府からのみ送られ、その多くが報告書にとりいれられた。

調査団が入手した事実証拠を考慮すれば、これらの被害者に対して、日本政府は完全な名誉回復、

損害賠償のため、ただちに措置をとることが必要である。ICJは、この報告が被害者たちをただちに救済する助けとなり、彼女たちが永久に忘れ去られてしまうことがないよう、心から願うものである。

一九九四年十一月

年 表 (目付および事件)

一八九四—一八九五	日清戦争
一九〇四—一九〇五	日露戦争
一九〇五	朝鮮、日本の保護国となる。
一九一〇	日本、朝鮮を併合する。
一九一四—一九一八	第一次世界大戦。
一九二五	日本、女性ならびに児童の売買禁止条約を批准。ただし、朝鮮、台湾、関東租借地などの植民地に対する条約適用と、未成年者の年齢設定に関し条約適用を留保し、未成年者を二一歳でなく一八歳とする。
一九二七	日本、未成年者の年齢に関する右の留保を取り下げ、条約に規定した二一歳を受け入れる。
一九三一	日本、満州に侵略する。
一九三二	日本、上海に軍管理による慰安所を設置する。
一九三七	「南京強姦事件」として有名になった南京攻略を行ない、同時に中国その他各地に組織的に軍の慰安所設置を開始する。
一九四一—一九四五	アジア・太平洋戦争。
一九四二	日本、フィリピンを占領する。

一九三七—一九四二

一九四三

一九四三

一九四五

日本軍は軍隊を派遣した地域すべてに慰安所網を設ける。
カイロ宣言（朝鮮に自由と独立を保障すべきことを指示している）。
ドイツの戦犯に関するモスコ宣言（戦争終結のさいの戦犯裁判を予定する）と
同時に朝鮮の状態に言及する。
ポツダム宣言（日本人戦犯に対する国際戦争犯罪裁判の創設を予定し、告訴され
るべき戦争犯罪を詳細に規定する…平和に対する罪、戦争犯罪ならびに人道に対
する罪）。

一九四五・九・二

一九四五

一九四五

一九四五・一一・一五

一九四六・一・一九

一九四六—一九四八

一九四八

一九五一

日本、無条件降伏文書に調印、第二次世界大戦終結する。
カイロ宣言、モスコ宣言、ポツダム宣言は、第二次世界大戦における日本およ
びドイツを侵略戦争、戦争犯罪、人道に対する罪、平和に対する罪で告訴する。
国際連合機構設立される。
「日本軍における娯楽設備」と題した報告書を、連合国占領軍総司令官が提出（総
司令部翻訳・通訳課発表）。このなかに日本軍設置の慰安所について詳細な記述。
日本人戦争犯罪者（A級）裁判のための国際極東軍事裁判所条令の布告。

連合国は日本人戦争犯罪者（B・C級）裁判のため、アジア・太平洋地域各地に
「衛星」軍事裁判所を設置する。

バタビア裁判がインドネシアで開かれ、そのなかで、約三五名のオランダ人女性
を強制的に慰安婦にした軍人の裁判も行なわれる。

サンフランシスコ平和会議開催。日本、連合国間にサンフランシスコ条約が締結

される。

一九五六 日本、国連加盟を承認される。

一九六五 日本、韓国との間に二国間条約を締結する。

一九七〇—一九八〇 韓国において一九六五年条約に対し、激しい反対運動、社会的動揺生まれる。

一九八八 韓国の女性団体、日本軍による慰安所網設置について調査を要求する。

一九九〇・六 日本参議院議員(社)本岡昭次氏、国会予算委員会において軍慰安婦問題の調査を日本政府に要求する。

一九九〇・六 日本政府はこれに対し、慰安婦問題は、日本政府や軍の行為でなく、民間企業の事業であったと答弁する。

一九九〇・一〇・一七 韓国女性団体連合(NGO)は、日本政府による謝罪、記念碑設立、徹底的調査を要求し、公開状を日本政府に送る。

一九九〇・一一 韓国挺身隊問題対策協議会(NGO)が韓国に結成される。

一九九一・四 日本政府は韓国からの公開状に対し、韓国女性を慰安婦として強制徴用した証拠はなく、したがって、謝罪、記念碑の設立、または政府による発表の必要なし、との回答を送る。

一九九一・八 韓国の元慰安婦キム・ハクスン(金学順)が、慰安婦として日本軍により強制連行されたことを公開の場で証言する。

一九九一・一一 山口県元労務動員長であった吉田清治が北海道新聞紙上で、日本軍による慰安婦の強制、欺罔による連行を確認する。

一九九一・一一

外務報道官渡辺氏は、調査を行なうには証拠不十分であるとNHKテレビで発言する。

一九九一・一二

一九九一・一二

キム・ハクスン他の被害者たちが、東京地方裁判所に損害賠償請求裁判を起こす。韓国政府、日本政府に対し、調査を請求する。

一九九一・一二・一二

日本政府、調査を開始する。

一九九一・一

朝日新聞は、有名な歴史学者ならびに研究家である吉見義明教授が入手した調査結果を発表する。この調査は慰安婦問題への日本軍の直接関与を立証するものである。

一九九一・一・一三

加藤官房長官は、慰安所施設の運営に、日本軍が何らかの形で加担していたことをはじめて認め、「深い苛責を覚える」と述べた。

一九九一・二

慰安婦問題、国連人権委員会に提起される。

一九九一・五

慰安婦問題が、国連・現代奴隷制作業部会に提起される。

一九九一・七・一三

日本軍による性的奴隷のフィリピン女性被害者特別調査委員会（NGO）がフィリピンで結成される。

一九九一・七

日本政府は中間調査結果を公表。そのなかで慰安所施設に日本軍が関与したことを認める文書一二七点を発表する。

一九九一・八

慰安婦問題、国連差別防止少数者保護小委員会に提起される。

一九九一・九

フィリピンの元慰安婦ではじめてローラ・ロサが公に証言を行なう。

一九九一・一二

国際公聴会が東京で開催され、元慰安婦および強制労働の犠牲者がその体験を証

一九九三・二

一九九三・五

言。関連する法律問題を討議するため国際法専門家が集う。
慰安婦問題、再び国連人権委員会に提起される。

慰安婦問題、再び国連・現代奴隷制作業部会に提起される。日本政府、すべての請求は二国間条約のもつとすでに解決済みであり、日本は個々の被害者に対する損害賠償を支払う法的義務は負わないとの立場を再び繰り返す。

一九九三・八・四

日本政府、慰安所の設置、運営および慰安婦の強制募集への関与を認め、陳謝する。

一九九三・八

慰安婦問題、国連差別防止少数者保護小委員会に提起される。

(一九九三年二月までの事件)

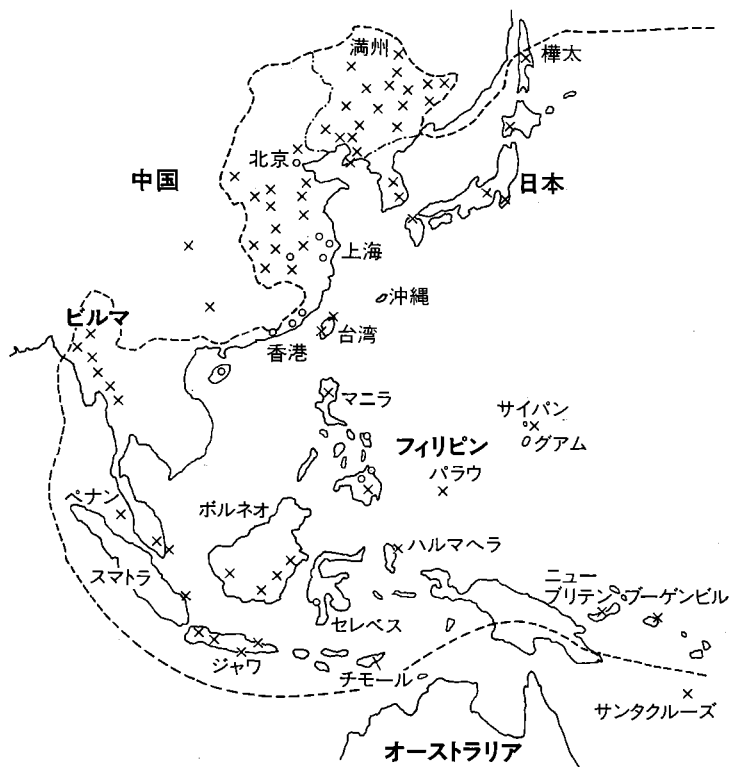
第1章 はじめに

これは、人びとが忘れようとしてきた人びとについての物語である。このように大規模な人権侵害が、これまで四〇年以上にわたって、意味あるやり方で語られてこなかったことは理解しがたい。多くの調査が行なわれたにもかかわらず、現在にいたっても、犠牲者たちの苦痛を認め、彼女たちを救済するための実質的な手段はとられていない。おそらく、そのような沈黙と放置の唯一の理由は、この侵害行為が女性を対象としてなされたからである。

一九〇〇年代の初めから第二次世界大戦が終わるまで、日本政府は、軍部の意見により、婉曲に「慰安所」と呼ばれた軍人向けの売春施設を運営していた。そこには日本の兵士たちに性的慰安を与えるために、騙され、強制され、またある場合には誘拐された若い女性たちが置かれていた。これらの不幸な女性たちは「慰安婦」または「従軍慰安婦」と呼ばれる。

慰安所での慰安婦たちの生活はこのうえなく悲惨なものだった。彼女たちは三フィート×五フィート（約〇・九メートル×一・五メートル）の狭い小室に閉じこめられ、外に列をなした兵士たちによって、昼も夜も凌辱された。警備は厳重で、慰安婦たちが慰安所から逃げ出すことはできなかった。彼女たちは、性的に凌辱されただけでなく、殴打され拷問された。

主要な日本軍慰安所の位置



資料：ジャパン・タイムズ、1992・8・5版

---：1942年における日本支配下の地域

○：6月6日政府発表資料による慰安所の位置

×：元「慰安婦」個人証言による慰安所の位置

彼女たちの苦しみは第二次世界大戦とともに終わったわけではなかった。多くの慰安婦が日本兵による集団殺戮の犠牲となり、ある者は地下の防空壕に入っているところを爆撃されて死んだ。敗走する日本兵は彼女たちを放置し、ジャングルで死んだり、飢えのために倒れたりした者もいたが、なんとか自分の故郷に帰ることができた者もいた。故郷に帰れなかった慰安婦たちの数は誰も知らない。帰郷することができた者も、その多くは、性病を含む重大な疾患を抱えることになった。大半の元慰安婦たちは、必要な、しかし、ひどい羞恥の念と罪悪感に悩まされることになった。彼女たちは、周囲から同情や理解を得られなかったばかりか、厳しい社会の掟によって孤立の深淵に追いこまれた。その後結婚した者の大半は、子どもを産むことができなかったし、性生活や男性に対するひどい嫌悪感に悩まされた者もあった。彼女たちは、四〇年以上にわたって、加えられた暴虐の後遺症にひそかに悩まされ続けている。

一九八八年四月に、韓国教会女性連合の主催により、「女性と観光文化」に関する国際セミナーが開かれた。このセミナーでは、慰安婦の問題を一九八〇年以來調査してきたユン・ジョンオク（尹貞玉）教授による講演が行なわれた。ユン教授は一九八〇年に、はじめてその所在があきらかになった韓国元従軍慰安婦で、沖縄で一人暮らしをしていたペ・ボンギと会っていた。⁽¹⁾このセミナーのすぐ後に、韓国の女性団体のいくつかが日本政府に対し謝罪と賠償を要求した。続いて、一九九〇年六月に日本の参議院予算委員会においてこの問題が取り上げられ、日本政府による従軍慰安婦問題の調査が求められた。一九九一年にはフィリピンでも同様の要求が出されている。この問題は現在、国際的および各国の国内的な諸組織において、繰り返し取り上げられている。

問題を複雑にしているのは、連合軍が、戦争直後に慰安所、慰安婦の集め方、および日本の軍隊が女性たちに対して行なった残酷な管理方法について、大量の文書その他の証拠を集めていたということである。連合国側は、慰安所がアジア・太平洋地域に多数設けられ、オランダ人・朝鮮人・中国人・台湾人・フィリピン人・インドネシア人、マレーシア人・ビルマ人の女性たちが犠牲となったということを知っていたのである。

連合国戦争犯罪委員会の勧告により、アジア・太平洋地域の各地に国際軍事裁判所が設置された⁽²⁾。A級戦争犯罪人は、極東国際軍事裁判所（別名、東京戦争犯罪法廷）において裁かれた。B級およびC級の戦争犯罪人は、他の国際裁判所で裁かれた。これらの軍事法廷は連合国の定めた規則に基づいて設置されたものである。しかし、極東国際軍事裁判所が設置されたとき、慰安婦たちに対する犯罪的行為は審理の対象とはされなかった。インドネシアにおいて犠牲となった何人かのオランダ人女性たちのことはバタビアの軍事裁判で明らかにされ、何人かの日本軍人が裁かれて、有罪判決を受けた。悲しいことに、同じように犠牲となったインドネシア現地の女性たちは、バタビアにおける軍事裁判では無視された。

ドイツと日本の、戦後における補償に関する態度の違いを比較することは不可欠なことである。ドイツは犠牲者たちに対して、七八〇億ドイツマルク⁽³⁾（五〇〇億米ドル）を過去四〇年間に補償のために支出している。これとは対照的に日本政府は、ビルマ、フィリピン、インドネシア、ベトナム（南ベトナム）に対する戦時賠償として、三六四三億四八〇〇万円（一〇億一二〇〇万米ドル）を支払い、後に大韓民国に対して三億米ドルを支払ったに過ぎない。⁽⁴⁾

ドイツはさらに、ドイツの戦争犯罪人に対する裁判および処罰を今日でも可能とするように時効期間を延長するための国内法の改正を行なっている。ドイツの裁判所は戦争犯罪人たちに対して、いくつかの裁判を行なってきた。

日本は国内法に定める一五年間の時効期間に固執し、また二国間条約により個人の請求権の問題は解決済みであるとして被害者個人に対する支払いを避けてきた。日本の裁判所によって裁かれた日本人戦争犯罪人は一人もいない。

関係各国において四〇人あまりの犠牲者、三人の元兵士の話を聞き、また法律家、政府関係者、NGOのメンバーと話し合った後、ICJの調査団が出した結論は次のようなものである。

これまでに調査の対象とした女性たちは、性的サービスを日本の兵士に提供することを強制されていた。彼女たちは誘拐されたか、または中国や東南アジアあるいは日本に仕事があるといわれて騙されて連れてこられた。日本の軍隊は多数の慰安所のネットワークの創設者であり、かつ監督者であった。そして朝鮮・中国・フィリピンその他の場所から強制的に、または騙して女性たちを連れてきたことについて日本の軍隊は責任がある。それゆえ、日本政府はこのような基本的人權の重大な侵害行為について完全な責任を取るべきである。

面接調査を行なった女性たちに対しては詳細な質問がなされ、ICJ調査団は、これらの女性は自らの経験を正直かつ誠実に述べたものであると信じている。彼女たちは一九三〇年代および四〇年代に慰安婦としての労働を強制されたことにより、言い表わしがたい苦しみを受けたものである。

ICJ調査団は、これらの女性は国際法において認められる最大限の救済を受ける権利を有すると

考えるものである。日本政府はこれに関する責任を回避することができない。不幸な犠牲者の傷を癒すための、可能な限りの手段がとられることに加えて、日本政府が彼女たちに対して謝罪し、かつ日本の教科書にこの歴史を正しく記述すべきである。そして何よりも、日本政府は、これらの女性たちに対する第二次世界大戦中において行なった行為を徹底的に調査し、その結果を公表すべきである。

これらの女性たちに対して正義をもたらすための行為は、可及的速やかに行なわれるべきであり、それを遅らせることは、あえて苦難の過去を明らかにした彼女たちの勇気を嘲笑することになるであろう。

本報告書は、このような非道な行為がなされた時期の歴史的背景、慰安所の成立、慰安婦の集め方、運営と管理の方法の検証、および、このような慰安所で営まれていた生活の具体的な記述からなっている。またこの報告書は連合軍の手元にあった書類の抜粋を含み、またさらに東京戦争犯罪法廷の裁判の効力、バタビア軍事裁判所の活動についても論じられる。犠牲者と元兵士たちの証言および関係各国政府のこの問題に関する立場も紹介される。次いで、本報告書は、国際法の下における日本の責任に関する法的問題点を分析する。またこれらの国々のいくつかのNGOの活動についても紹介される。

ICJは本報告において、その悲劇の大きさ、それが前例がなくかつ広範なものであること、そして責任者の責任の大きさを明らかにするように努めた。人間生活に対する破壊の大きさはいかに強調しても強調しすぎることはないものである。

原注

- (1) ペ・ボンギは三年前（一九九一年一〇月）に死去した。
- (2) 降服文書により、日本は戦争犯罪、人道に対する罪、平和に対する罪を犯した日本の軍、政府関係者に対する連合国の裁判権を受け入れた。東京国際軍事裁判所は、ニュルンベルク裁判所と同一の目的をもって設置されたものであり、二つの裁判所の設立に関する条例はほぼ同一内容のものである。
- (3) 一九九二年八月に国連の差別防止少数者保護小委員会に対してカナダ傷痍軍人会が提出した報告書の別紙G。
- (4) 日本の自由人権協会『日本の戦後補償と救済に関する報告書』（一九九三年四月）

第2章 歴史的背景

一九世紀の終わりに日本は、再びその影響力を中国と朝鮮半島に広げる計画を実行に移した。⁽¹⁾この野望を達成するためにとられた政策は、アジアおよび太平洋地域において数十万の女性を実質的に奴隷化することになる結果をもたらした。ここでは簡単に従軍慰安婦の悲劇をもたらす歴史的な背景となった出来事をたどることにする。

一世紀以上にわたって日本は、満州および朝鮮半島を支配しようと試みてきた。一九九二年一月、日本の総理大臣は、韓国の国会において次のように演説している。

「数千年にわたる貴国とわが国との交流のなかにおきまして、歴史上のある時期に、わが国は加害者であり、貴国は被害者でありました。私はこの間、朝鮮半島の方々がわが国の行為により耐えがたい苦しみと悲しみを体験されたことについて、改めて、心から反省の意とお詫びの気持ちを表示するものであります。とくに、最近、いわゆる従軍慰安婦の問題がとりあげられていますが、実に心の痛むことであり、誠に申し訳なく思っています。⁽²⁾」

一九〇五年に、大韓帝国は日本の保護国となった。多くの朝鮮人はこのときの条約を無効であると考えている。一九一〇年、韓国併合条約が締結され、これに従って韓国皇帝は韓国に対する主権を日本国天皇に移譲した。この条約は韓国国民は以後日本の臣民となる旨を定めている。多くの韓国内外の学者は、韓国はむりやりにこれらの条約を締結させられたものであり、この条約は国際法上無効であると主張している。

一九〇五年以降の期間は、朝鮮人にとっては、朝鮮文化の日本文化への隷従と朝鮮人のアイデンティティの抹殺がなされた時期であった。一連の法令により日本は教育制度を支配し、日本語を学校教育において用いられる言語とし、成人の朝鮮人に日本語を教える方策を導入した。また、朝鮮人の姓名を日本人のそれに似たものとする⁽³⁾ことが強制された。朝鮮人にとって、姓名は、祖先から受け継いだものであり、自らの一族を表わすものであったから、創氏改名の強制は家族の伝統を破壊するものであり、家族にまつわる名誉感情を根こそぎにするものであった⁽⁴⁾。

日本は、陸海軍大將から選任される総督を通して朝鮮を統治した。警察や憲兵隊は日本人の支配下にあった。村落の役場は引き続き朝鮮人によって運営されたが、朝鮮人は役人たちを独立した存在とは見ていなかった。普通の市民にとって、日本は国全体を支配していると考えられた。われわれが面接した人びとの多くがこの時期のことを鮮明に覚えており、監視を容易にし反抗者を出さないようにするために村落をいくつかの小単位に分ける方法を含めた、日本人による支配のやり方を詳しく話した。

さらに、日本は、朝鮮の生産手段と天然資源を利用するために、朝鮮経済に対する支配を強めてい

った。やがて、日本は朝鮮を、産業と軍事の両面での潜在的な人的資源の供給源と考えるようになった。一九三〇年代になって、国防のために日本と朝鮮の人的、物的資源を活用するために、外見は自主的なものとされた動員計画が導入された。この計画の下で朝鮮人は鉱山、工場や農業で働くために日本に連れてこられた。⁽⁵⁾この動員計画は、一九三九年に拡大され、一九四二年には、「国家総動員」計画が実施された。志願制によるものとされてはいたが、朝鮮人の日本人への一般的な敵対感情や日本が必要とした人数、そして人びとを「募集」する方法から、この計画は自主的な応募によるものであったことはなく、またそれは不可能だった。さらに、働く場所から朝鮮人が逃げないように厳重な監視が行なわれていた。

一九三九年の日本への米の移出量の減少の主要な原因は、朝鮮人労働力を、農業分野から、中国における戦争を遂行するため増産が求められていた日本の軍需産業へ移動させたこと⁽⁶⁾にあった。一九三九年から一九四二年までのあいだに、二五万八千六百六十六人から二九万四千四百六十七人の朝鮮人が徴用され、また二万八千二百〇〇人が「自主的に」動員された⁽⁷⁾。一九四四年には強制的な勤労動員制度が作られ、一九四三年から一九四五年にかけて五〇万二千六百一十六人から八五万八千三百六十六人の朝鮮人が強制的に徴用され、またほかに四万八千一百〇〇人が動員された⁽⁸⁾。これらの人びとはサハリン、東南アジア、南太平洋の諸島および日本本土に連れていかれ、そしてよく知られているように、ついに帰郷できなかつた人も多かった。

軍隊については、日本は当初は陸軍特別志願兵制度にしたがって志願制度を実施した。一九四三年までに日本陸軍には、六三〇〇人の朝鮮人兵士がいた。⁽⁹⁾しかし、日本人労働力の払底と太平洋におけ

る戦火の拡大に伴い、日本は一九四四年に徴兵制を導入した。敗戦時に日本軍は、二〇万人を超える朝鮮人兵士・軍属を抱えていた。そして約二万二〇〇〇人の朝鮮人が戦争で命を落とした。⁽¹⁰⁾

女性たちも、潜在的な労働力と考えられ、男性たちと同様に、女性たちを「募集する」方法がとられたが、それは名目的なもの以外のもではなかった。女性たちは強制的に、あるいは騙されて集められた、と言われている。⁽¹¹⁾ 女性の志願者に対する全面的な動員計画は一九三七年に始められた。一九四一年には一四歳から二五歳までの女性に対して国民勤労報国隊に参加して毎年三〇日以内の労働をすることを義務づける法令が制定されたが、それは一九四三年には六〇日となり、一九四四年に最終的には一四歳から四五歳までの女性が対象とされた。また、一二年間の長期間にわたる女性の動員を目的とする「女子挺身隊」も設けられた。⁽¹²⁾ 多くの女性が軍需工場を中心とする日本および朝鮮の工場に送られた。

女性の慰安所への連行は、このような背景のなかで理解されなければならない。一九三〇年代の終わりまでに、日本は、男性、女性を強制的に徴用していた。このような強制的な徴用は、奴隷労働にほかならない。そのような状況のなかで、日本が慰安所を設置することを決めたときに、朝鮮人女性が慰安所に連行され、性的奴隷になることを強制されることは避けられないことであった。日本軍の兵士の性的欲望を満たすために連れてこられた女性たちと、戦時産業に動員された女性および男性たちとのちがいは、彼らが帰郷した後に朝鮮社会に復帰できたかどうかという点である。慰安婦たちの羞恥心と彼女たちに対する蔑視から、彼女たちは孤立し、社会から受け入れられない者として生きなければならなかったのである。

一九三一年の日本の満州侵略およびそれに続く一九三七年の中国への進軍が、慰安所の設置を促したとみられている。多くの文書が「南京強姦」として知られる事件について触れている。それは、文字通りのものもあれば、比喩的なものもあった。日本人兵士は南京と周辺地域を荒しまわり、多数の中国人女性を強姦した。元兵士の一人がこの時期に南京と上海の街で歌われていた、上海の花売りの娘を歌った歌について痛恨の念をこめて語っている。女性たちは花を売っていたのではなく、この歌の題名は、日本によってもたらされた経済的破壊から彼女たちが花ではなくて体を売らなければならなかったことを婉曲にいつているのだと。⁽¹³⁾

日本人の南京における行為は国際的な反発を引き起こすことになった。日本の軍部と政府は、自分たちの評判を落とすことを恐れて、このようなことを繰り返さない方法を捜し求めた。われわれが面接した元兵士および吉見義明教授はこうした事件に対する軍の態度について、軍隊では女性を強姦できなければ本当の兵士とはいえないということが言われていた、と述べている。そうした態度が日本兵士をこのような行為にかりたてた、というのが彼らの意見である。また将校たちには、強姦するのは兵士に対する給与のうちである、と考えているものもいた。

フィリピン女性に対して行なわれたこともまた、自ら望んだわけではないにもかかわらず彼女たちの国を巻きこんだ、戦争という背景のもとで理解されなければならない。東京国際軍事裁判所は次のように述べている。

「残虐行為その他伝統的な戦争犯罪に関して、当法廷に提出された証拠によれば、日本の陸海軍

は、中国における戦争が開始されてから一九四五年の日本の降伏まで、拷問、殺人、強姦その他の残忍な行為を、その最も野蛮かつ非人道的なやり方で、ほしいままにしていたことが明らかである。数カ月にもわたって当法廷は、証人からの証言および宣誓書を取り調べたが、それらの証拠は、戦争の全期間にわたり、広範かつ大規模に残虐行為が繰り返されていることを示しており、それらの残虐行為は日本政府あるいはそのメンバーおよび軍の上層部により、密かに命令されたか、またはその事実を知りながら容認されたものである、という以外の結論を出すことは不可能である。⁽¹⁴⁾」

最終判決において、東京国際軍事裁判所は、日本軍がフィリピンから撤退することを予期しつつなされた虐殺行為について触れている。次の記述はマニラのドイツクラブにおいて行なわれた虐殺に関するものである。

「燃えやすいものでつくったバリケードでクラブの建物を囲った日本兵は、バリケードにガソリンをかけて火をつけた。そして、燃えているバリケードを通じて逃げようとした者の大半は銃剣で刺されるか、待ちうけていた日本兵に射殺された。何人かの女性は強姦され、女性たちが抱いていた幼児は銃剣で刺殺された。女性たちを強姦した後で、日本兵は彼女たちの髪の毛にガソリンをかけて火をつけた。日本兵により胸を切り取られた女性もあった。⁽¹⁵⁾」

連合国軍は、フィリピン人の被害を明確に命じた指令を押収している。⁽¹⁶⁾

現地居住民を戦争に動員したことは、東京国際軍事裁判所は次のように述べている。

「戦争遂行のために捕虜と抑留市民を使役するという方針を決め、かつ、それを実行に移すための組織を作った後、日本は占領地域の居住者を労働力として活用することにした。このための労働者の募集は偽りの約束または強制力を用いて行なわれた。集められた労働者たちはキャンプに送られて監禁された。捕虜や民間抑留者と、このようにして集められた現地労働者とは、まったく同じような扱いを受けたように見える。すなわち、彼らはすべて奴隷労働力とみなされ、その命の続くかぎり使役されたのである。」⁽¹⁷⁾（傍線はICJ）

東京国際軍事裁判所は、判決文において、現地において軍人たちによって行なわれたこのような行為が、政府と軍部の最高位に位置する者たちによって黙認もしくは支持されていたこと、および政府がこのような残虐行為を行なった者を処罰しなかったことを明らかにしている。

本章の終わりにあたり、次のことを述べておくべきであろう。悲しいことであるが、脅迫されたり、個人的な利得を図ろうとしたり、その他の動機によって、女性を集めるに当たっては、これに協力した朝鮮人がいた、ということである。第四章に述べるとおり、犠牲者の何人かは、初めは朝鮮の民間人に連れていかれたと述べている。このような協力者が、日本人がなぜ多数の若い女性を必要としていたかを知らなかったということはありえない。同様のことはフィリピンにおいても存在した。何人の女性たちは、彼女たちが最初はフィリピン人にかどわかれた、と証言している。このような事

実が日本政府の責任を軽減させるものではないことは明らかである。しかし、彼女たちに完全な補償と救済を与えるためには、彼女たちの受けた痛みと苦しみとあわせて、なぜこういうことが起きたかが、彼女たちの国のなかで正しく認識されることが必要であると考えられ、そのようにしてのみこれらの女性たちの権利が確保されることになる。

原注

(1) リー・チョンシク『政治的次元における日本と朝鮮』（一九八五年、フーバー研究所出版部、スタンフォード、カリフォルニア）

(2) 大韓民国従軍慰安婦問題に関する関係省庁作業部会『日本の植民地支配下における従軍慰安婦』（一九九二年七月、ソウル）

(3) 同前。

(4) 同前。

(5) 同前。パク・チルボンほか三四名の日本政府に対する損害賠償請求事件において、第二次大戦中のアジア太平洋地域における犠牲者から一九九一年二月六日に提出されたメモ。

(6) アラン・S・ミルワード『戦争、経済および社会 一九三九〜四五年』（ハモンズワース・ペンギン一九八七年）一九三五ページ以下。

(7) リー・チョンシク前出注1。

(8) 同前。

(9) リー・チョンシク前出一三ページ。および前章注4、自由人権協会の報告書。

(10) 同前。

(11) 前出注5のメモ。

(12) 同前。

(13) 第五章の永富浩喜の証言参照。

(14) 同前。東京裁判判決書四九卷五九二ページ。

(15) 同前。東京裁判判決書四九卷六四〇ページ。

(16) 東京裁判判決書四九卷六四三―四九ページ、六四四ページ。

(17) 東京裁判判決書四九卷六九三―四九ページ、六九四ページ。

第3章 慰安所

序^①

女性が男性より劣っているとみなされていた時期に、日本政府の対外膨張政策は、朝鮮半島で始まり、フィリピンその他の占領地域にもおよんだ、女性への重大な人権侵害と侮辱に対する完全な条件を提供した。

日本軍が駐留したあらゆる場所で、日本帝国の陸海軍によって、何百もの「売春宿」が設営され、人員が配置され、運営され、支配され、監督された。これらの「売春宿」は、婉曲に「慰安所」と呼ばれた。そこで奉仕するために「リクルートされた」不幸な女性たちは、「従軍慰安婦」と呼ばれるが、その存在意義は、日本の皇軍兵士たちに性的悦楽を与えることだけだった。不潔で窮屈な状態のなか、脱出する方法もないまま、これらの女性（多くは未成年だった）は、三週間から八年間という期間にわたって繰り返し強姦された。戦争が終わると、彼女たちを捕まえた日本人捕獲者たちは連合国軍の襲来のをなを逃げだしたのに対し、戦闘地域にいた彼女たちの大部分は取り残されて、運命のま

まに翻弄された。

女性たちのなかには、アメリカ兵を騙すための弾よけにされた者もあり、ビルマ(現在のミャンマー)のジャングル、中国、その他あらゆるところで飢えのために死んだ者もあり、置き去りにされて故郷に戻ったものの、一生、孤独と社会からの閉め出しの恐怖を味わった者もいる。

日本は、一八九四年〜九五年には中国に勝利し、一九〇四〜五年の日露戦争ではロシアから旅順港を獲得した。後者の戦争での日本兵の(死傷者の)数が約二〇万人であったことはよく知られている。この地域の地理を考えれば、日本軍は朝鮮半島に駐留したと思われる。

日本軍の規則では、海外では兵士に休暇を認めていなかった。兵士の大部分は二〇歳から二五歳であつた。この頃は激しい戦闘が荒れ狂い、シベリア出兵(一九一八〜二二年)では、日本の軍隊は強姦と略奪で荒しまわり、このため、性病などの結果、兵力は減ってしまった。

日本は一九一〇年、韓国を植民地とし、朝鮮半島に永久的に多数の軍隊を駐留させた。朝鮮の統治は日本が総督を通じて行なったが、総督は朝鮮の在地の有力者に協力を強制した。

この当時、日本では貧しい家から一時金を支払って若い女性を買うことは普通のことであり、この少女たちは家庭への「貸付」が完済されるまで、メイドや売春婦として働かなければならなかった。地方の警察の許可を得て設立される、数えきれないほどの公認の売春宿のほかに、「芸者」屋も日本には多数存在した。

一九三七年の「南京強姦」は、日本に対する国際的な批判を招いた。日本の軍隊は中国人のあいだに著しい敵意をかき立て、日本軍の安全は深刻な危機にさらされていた。

中国の慰安所

ここまで述べてきたようなさまざまな要素（そのなかでも「南京強姦」が最も大きなものである）によって、中国各地に慰安所が設立されるようになった。このための指示は、日本帝国の軍部の上層部から降ろされてきた。

歩兵第九旅団は当時、何千人もの兵士を擁していたが、その公式の陣中日誌は、北支那方面軍の岡部直三郎参謀長（中将）が一九三八年六月二七日に発した通牒に触れているが、この通牒は北支那方面軍の全部隊に向けて発せられた。この通牒では、中国北部の安全が危機に瀕しているが、その主な理由には日本兵による強姦の増加であると警告している。通牒では、中国人はこのような行為を恨み、復讐のために日本兵を殺害すると述べている。中国人の感情を落着かせ、強姦を止めるため、通牒では、できるだけ早い機会に慰安所を設けるべきだと述べている。

これらの指示がただちに発せられ、実施されたことは、ICJ調査団がインタビューした永富氏の供述で明らかである。⁽²⁾

飯沼守上海派遣軍参謀長の日記（一九三七年十二月一日付、これは事象をその時に記載したものであり、証明力は高い）によれば、中支那方面軍から書類を受領するや否や、飯沼は慰安所設置を指示している。他の箇所では、長勇という将校に慰安所を遅滞なく設置するよう依頼したと述べている。⁽³⁾ 長勇は参謀部の一員であり、攻撃的で暴力的な傾向で悪名が高かったといわれている。

最も驚くべきことは、これらの慰安所がただちに設立されたことであり、ここでは中国女性が使われた可能性が高い。

その後の記録では、中国北部・中部のみならず南部でも、慰安所が拡大していた様子がはっきりと示されている。

中国南部に配置された第二一軍が作成した一九三九年四月の報告書では、その支配下に八五〇人の従軍慰安婦がいて、さらに一五〇人の従軍慰安婦が第二一軍指揮下の各種の部隊の支配下にあるとされている。結論として報告書では、慰安所は警備隊長と憲兵隊が監督しており、将校以下のために開業されており、兵隊も利用できると述べていた。当時の第二一軍の推定兵力は五万人から一〇万人であったから、その支配下にある従軍慰安婦はもつと多数存在していて、この点に関しては第二一軍が把握していなかったのか、あるいはもつと悪いことに、この不幸な一〇〇〇人の女性たちは一日に三〇人もの兵士に奉仕しなければならなかったということに留意しなければならない。

「日本軍隊における生活利便施設」と題する、一九四五年一月一五日付けの連合国軍総司令部（連合国軍翻訳・通訳課）作成の調査報告書（以下「連合国軍報告書」という）は、捕獲した文書や捕虜の供述に基づくものである。そこでは、上海地域にいたと推定されている南地区警備隊本部（この部隊は第六師団の指揮下にあるので、翻訳・通訳課の推定と異なり、上海以外のどこかにいたと思われる）が発した、南地区含営内特殊慰安所利用規則と、運営規則について触れている。

南地区舎営での規則

関連する規定は、以下の通りである。

「2 軍人、軍属および特別に許可された者以外の者、酩酊により暴力行為を犯す者ならびに他人に迷惑をかけ、かつ危険を及ぼす者はこの慰安所の利用を固く禁じられる。」

「4 慰安所の巡察は、舎営指揮官により権限を与えられた将校のほかは、いかなる者に対してもこれを禁止する。」

「5 料金は、左記の表⁽⁴⁾により定める。」

「10 毎週木曜日の午前、連隊本部の上級軍医は、〔左記(b)の〕第3項による慰安婦の性病検診および健康検診を実施する。」

「12 検診担当官は、性病検診の結果をその都度舎営指揮官に報告するものとする。」

「13 慰安婦は左記様式の許可証を所持するものとする。」

営業許可証

慰安所 ()

接客婦 ()

右は営業を許可されている者であることをここに証明する。

南地区舎営指揮官

《運営規則》

「4 軍医によって不適格と判断された慰安婦は、その居室の入口に『不適格』の掲示を出さなければならぬ。当該慰安婦は休息をとり、健康を回復したのち許可が与えられるまで接客を禁止される。」

「7 c 慰安婦は毎回陰部を洗滌するものとする。」

「10 経営者は、それぞれの個人について、表1（別表5を見よ）の書式により営業報告書（二通）を作成し、毎土曜日、舍営指揮官にこれを提出するものとする。」

この規則には、想像力を働かせる余地がまったく残っておらず、およそ考えうるかぎりの細かな点まで規定されている。元兵士の鈴木氏⁽⁵⁾の記憶では、検診の結果は、それぞれの女性についての評価と一緒に部隊に伝達されていた。

慰安所の開設から、従業員の一覧表の保管、従業員の給与など、あらゆる活動に関する記録が、毎週、毎週、少なくとも五年から六年にわたって、正副二部ずつ保管されていたことを考えれば、このような記録が現存していないという日本政府の主張を受け入れることは困難である。

占領地域での慰安所

フィリピン

日本は、一九四二年にフィリピンを占領し、このためにフィリピンの経済は悪化し、フィリピン女性に不幸が襲った。

連合国軍報告書には、附属文書A・Bとして、マニラの慰安所に求められた様式とマニラの慰安所に関する憲兵隊の報告書が添付されている。連合国軍報告書は、マニラ兵站地区隊将校の大西中佐がマニラにおける慰安所に関して発した規則も、詳細に引用している。

マニラの規則

マニラの規則は、一九四三年二月に、マニラ兵站地区隊将校の大西中佐によって発布されたものであり、「在マニラ認可飲食店慰安所規則」と題されていた。これは、綴じて製本された書類綴の中に入っていた。

マニラの規則の関連箇所は、以下の通りである。

「1 この規則において認可飲食店とは、マニラ地区兵站担任将校が、兵站司令官の承認を得て、軍人および軍属の飲食店として指定するものを指す。認可慰安所とは、マニラ地区兵站担任将校が、

兵站司令官の承認を得て指定する慰安所を指すものとし、この施設は、軍人および軍属の歓楽を目的として接客婦（芸妓または酌婦）を置く。」（傍点はICJ）

「2 経営者は、マニラ地区兵站担任将校の許可を得た場合にかぎり、施設の営業を停止または一時停止することができる。」

「4 認可飲食店および慰安所は、軍人、軍属のみがこれを利用するものとする。」

第2部——営業

「5 認可飲食店または慰安所の経営を希望する者は、以下の書類をマニラ地区兵站担任将校に提出しなければならない。経営者は一定の実業経験を有する日本人でなければならない。

a 開業許可申請書（補遺Aの書式1）三通

b 営業計画書（補遺Aの書式2）三通

c 宣誓書（補遺Aの書式3）三通

d 履歴書三通

6 開業許可を受けた者は、ただちに必要従業員数を確定し、従業員一覧（補遺Aの書式4）三通、従業員の履歴書一通および接客婦（芸妓および酌婦）認可申請書（補遺Aの書式5）三通を提出するものとする。諸準備完了のさいには、マニラ地区兵站担任将校に「その旨を」通知するものとし、営業は、施設の検査ならびに従業員健康検診のちに開始される。」

「9 ……慰安所の設置場所ならびに建物については、マニラ地区兵站担任将校の承認を得なければならない。」

第3部——経営

「12 経営者は、軍人、軍属以外の者の立ち入りはいっさい断るものとする。認可飲食店および慰安所には、将校・上級官吏用、兵、下級官吏その他軍属等用に別の設備を用意するものとする。ただし、二二時以後においては、下士官・兵・下級官吏・その他の軍属（特別の者は除く）用の施設は、将校および上級官吏がこれを引き継ぐ。」

13 経営者は、慰安所の利用客に、軍票と引き換えて『慰安券』を渡し、接客婦が受け取った『慰安券』を記録するものとする。」

これらの規則は、さらに営業時間を定めていたが、ここでもいつ、どの階級の者が慰安所を利用できるかが厳格に定められ、また利用料金も決められていた。業者は、どの階級の誰が、そこにいる女性を何回訪れたか、病人の数などを、毎日報告しなければならなかった。支配人は、月ごとの報告書も担当将校に提出しなければならなかった。

衛生は軍医が監督することになっていて、軍医は一週間に一回、検査を行ない、所定の様式で報告していた。

従軍慰安婦がまったく自由を有していなかったという事実は、規則29、30で明白であるが、この規則は以下のようなものだった。

「29 秩序維持のため、マニラ地区兵站担任将校は、随時、係官（軍医）に諸施設の臨検を行わせる

ものとする。必要な場合には、憲兵隊の援助を得る。

30 接客婦（芸妓および酌婦）は、兵站将校の許可なく指定地域から離れてはならない。また、慰安所外において性交を行うことを禁止する。接客婦は、軍人または軍属のための宴会に出席するには、マニラ地区兵站担任将校の許可を得なければならない。」

「35 e 勘定は軍票をもつて支払う。」

「36 d 接客婦に接吻してはならない。」（そして、最後の規則37では規則に違反した場合には、営業継続の許可を取り消すものとする、と警告している）

連合国側が押収した文書の一つである憲兵隊報告書は、憲兵隊がすべての慰安所と関連報告について、厳格な支配をしていたことを示している。これは、ICJ調査団がインタビューした元兵士たちの証言を裏付けている。⁽⁶⁾

フィリピンでは、ダバオ、タクロバン、イロイロなどのような遠隔地でも、中国戦線をモデルとして、慰安所が計画的に設置されていたことは明らかである。

タクロバンの規則

連合国軍報告書は「タクロバン慰安所規則」にも触れているが、これはマツナガ部隊が発したもので、謄写版のものがファイルされている。これもまた、上で述べた他地域での規則と同じように詳細なものである。重要な変更が規則第三条に加えられているが、これはその地方の状況のためであろう。

規則第三条は、以下の通りである。

「3 警備隊の隊長および副官は慰安所の監督統制の権限を有し、両者は日本人事業統制会に右の施設を経営させるものとする。」（傍点はICJ）

これは、一九四二年六月二〇日に発効することになっていた。

同様の規則は、一九四四年八月にブラウエンにいた部隊（原資料では慰安所となっているがタイプミスと思われる）が制定し、第一一四飛行場大隊が複写した「慰安所規則」と題する文書（手書きと謄写版の文書の合本ファイル所収）の中にも見られる。関連箇所は、以下の通りである。

「1 この慰安所はタクロバン航空地区司令官の監督のもとにブラウエン町に開設されるものである。

2 慰安所の利用は航空隊とその関連部隊の軍人もしくは軍属にして、かつ各部隊発行の検診証明書および避妊具を所持する者に限られる。ただし、当地区地上部隊による慰安所利用の要望は、協議会が航空地区司令官からの委任を受けて協議したのち認められることもある。

3 左記将校が慰安所の監督の任に当たり、第九八飛行場大隊がその運営について責任を負う。」

この規則では、続いて、上記の慰安所の協議会を構成する各種の将校の氏名と階級が記されている。

厳格な階級制が実施されていて、陸軍用の慰安所と海軍用の慰安所が区別されていた。こういった慰安所に、フィリピンの女性だけでなく、日本や韓国の女性が入れられていたのは明らかである。

ビルマ、インドネシア、マレーシア、太平洋諸島

日本軍は、ビルマ（現ミャンマー）、インドネシア、マレーシア、太平洋諸島も占領した。これらの地域にも慰安所が設置され、これに関するいくつかの文書が連合国軍報告書に収録されている。

そのうちの一つは、ラバウル（ Papua・ニューギニア）の海軍慰安所についてのもので、そこでの慰安所に関する指示が収録されている。

「1 海軍慰安所（特殊慰安所）は次のとおりである。（附表参照）

a 東羅春荘（海軍准士官以上の階級者用）、タケイシュニット（海軍下士官用）、北羅春荘（軍属および労務者用）

b 第一トキワソウ（上級官吏用）

第二トキワソウ（判任官身分の官吏用）

第三トキワソウ（労務者および人夫用）

2 営業時間

タケイシュニットおよび第二トキワソウは八時から一八時まで。ただし、判任官身分の官吏にかぎり、翌朝六時まで滞在できる。

3 料金」(別表によればこの慰安婦は日本人と朝鮮人だけだった)

連合国軍報告書には、一九四四年八月一〇日に、ワインマウ(ワケマ)の近くで、妻と二〇人の陸軍慰安婦と一緒に捕獲されて捕虜となった、慰安業者(民間人)に対する尋問結果も記載されている。

「捕虜と、その妻や義理の姉(または妹)は、朝鮮の京城で料理屋を経営していくらかの金を作ったが、商売が下り坂になったので、もっと金を稼げる機会を求めて、朝鮮からビルマへ従軍慰安婦を連れて行く許可願を京城の陸軍司令部に提出した。捕虜によれば、これはもともと陸軍司令部の示唆によるもので、同じような朝鮮の日本人『実業家』多数に出されたという。

この捕虜は、朝鮮の少女二人を買い、少女の性格、容貌、年齢により三〇〇円から一〇〇〇円をその家族に支払った。この二人の少女は、一九歳から三一歳だった。彼女たちはこの捕虜の唯一の財産であり、陸軍はこの取り引きからは何の利益も得なかった。朝鮮軍司令部は、日本軍のすべての司令部に宛てた手紙を書き、輸送、食料の支給、医療援助など、彼が必要とするあらゆる援助を与えるように要請した。

捕虜、妻と少女二人は、一九四二年七月一〇日に、七〇三人の朝鮮人少女、彼と同じような手合いの九〇人の日本人男女と一緒に釜山を出発した。彼らは、四〇〇〇トンの客船に乗り、七隻の船団で海を渡った。陸軍司令部が無料の乗船券を交付したが、航海中の食費は捕虜が払った。彼らは台湾に寄港したが、ここでシンガポールへ向かう少女が新たに二人船に乗り、シンガポールで

少女たちは別の船に乗せられ、一九四二年八月二〇日にラングーンに着いた。

ラングーンでは、少女たちは二〇―三〇人のグループに分けられ、ビルマのあちこちに散らばっていた。それぞれのグループは連隊、部隊ないし部隊群に配属され、それぞれは個別の慰安所になった。

この捕虜のグループは、歩兵第一一四連隊に配属された。彼らは、タウンジ、マイクティラやメイミョウでしばらく過ごして仕事をしたが、その後、一九四三年一月にミッチナリーに着いた。そこにはすでに二つの慰安所があったので、慰安所は全部で三つになり、少女の数は六三人になった。このうち、朝鮮人が四二人で中国人が二人だったが、この中国人は朝鮮人と同じ条件で広東から買われてきていた。

……料金表と時間割は、部隊の指示によって定められたが、この時間割は、将校、下士官、兵士が同じ時間に顔を合わせないように工夫されていた。料金は厳格に守られていた。……支払いは切符によってなされ、少女たちが切符を受け取ったが、この切符は約二インチ(五センチ)四方で、慰安所の名前と部隊印、それに切符の代金が記載されていた。

……慰安所は、歩兵第一一四連隊が支配していて、連隊本部のナガスエ大尉が担当将校だった。通常は、連隊本部から二人が、慰安所に通ってくる者の所属を確認するために派遣されていたが、他の部隊の者も歩兵第一一四連隊の者と一緒にいれば、この慰安所を利用することが黙認されていた。この慰安所には憲兵も巡回していた。この捕虜の慰安所に来る人数は、一日当たり、下士官・兵士が八〇―九〇人、将校が一〇―一五人だった。

……メイミョウでは……多数の部隊が駐留していたため、慰安所のなかには、それぞれの部隊のための時間割を厳格に定めているところもあった。」

この報告書には、連合国軍側が行なったその他の尋問も収められているが、それによれば、慰安所は、ラバウル（朝鮮と日本の少女が一〇〇人いた）やトロブリアンド諸島（バプア・ニューギニア）の他にも、ビルマのアカバ、パラピン、アレチャンギョー（朝鮮の少女がいた）、スマトラのペラワン（中国の少女と現地の少女がいた）にあった。

これらの文書に加えて、日本の歴史家・吉見義明教授の先駆的な業績によって、従軍慰安婦の東南アジアへの派遣に関する他の文書にも光が当たるようになった。

リクルートの範囲と方法

台湾軍司令官安藤利吉から陸軍大臣（当時は東条英機）宛ての一九四二年三月の電報は、五〇人の従軍慰安婦がボルネオに送られるべきであるとの南方軍の要請に応じて選別された三人の業者に旅行許可証の発付を求めている。

これに対する回答は、陸軍大臣の委任命令の形でなされ、台湾軍の三月一二日付け要請が承認された。

台湾軍の一九四二年六月の電報では、五〇人の女性がボルネオに送られたが、これでも不足してお

り、さらに二〇人の従軍慰安婦を送りたいとしている。この電報では、上記の三人の業者の一人が従軍慰安婦を連れていくとして、許可証を申請している。

日本の月刊雑誌『特集文藝春秋』第一号（一九五五年二月発行）に掲載された「特要員と言う名の部隊」（特要員は従軍慰安婦の別名である）のなかで、元海軍中佐重村実は、一九四二年五月三〇日付けの海軍文書に触れているが、これには海軍省軍務局長など二人の局長が名を連ねている。これは、南西方面艦隊の参謀長宛てで、第二次の特要員送出に関して、海軍は以下のものを用意するとしている。

——宿泊施設

——蒲団、敷布、毛布の入手あつせん

——慰安所は、士官用と下士官・兵士用の二種類に分かれる

——慰安所は、民間で運営されるが、海軍の管理下に置かれる

この文書は、送られる「特要員」の数とその目的地を記載している。

マレー半島のペナンに五〇人

インドネシアのスラウェシ（セレベス）島のマカッサルに四五人

ボルネオのバリクパパンに四〇人

インドネシアのジャワに三〇人

シンガポールとアンボンへの人数は未定

これについては、この女性たちが誰で、誰が、どのようにして、どこから、これらの慰安所へ連れていったのかという疑問がただちに生まれる。

事態を明らかにする証拠は、吉見教授が丹念に調査した何百もの文書のうちの二つから見つかったが、これによれば、当初、軍慰安所では、それ以前に売春を行っていた日本人女性が用いられていたが、日本で厳しい規則が作られ、またこのような女性は性病にかかっていたために、こういったことはつづけられなくなった。したがって、最も自然な選択は、植民地化によってリクルートが最もかゝんたんにできた朝鮮の処女の少女を使うことだった。

軍医として一〇〇人の従軍慰安婦を検査した麻生徹男軍医によれば、日本人女性は重い性病にかかっているのに対し、朝鮮の少女は連行されたときは処女であり、性病の蔓延まんえんを防ぐために好都合とされた。彼は、両者を比較すれば、このような日本人女性は、「皇軍将兵への贈り物として、実に如何はしき物」と述べた。

内務省警保局長が一九三八年二月二三日付けで各府県知事に発し、写しを外務省に送った通牒は、「支那渡航婦女ノ取扱」に関するものであった。売春を行なう女性は日本の国内でリクルートされていた。中国の現下の状況を考えれば女性を中国に送ることは不可避であり、必要でもある。しかし、そのような行為は国際条約に違反するおそれがあるので注意が必要である。日本から中国へのこれら女性の旅行にあたっては、以下の条件が満たされていることが必要である。

——女性は現に売春を行なっている者でなければならぬ

——女性は一歳以上でなければならぬ

——女性は性病に罹患してはならない

もし、これらの条件を満たしていれば、女性たちは当局によって渡航を許可された。このような目的で渡航する女性は、警察署に出頭し、身分証明書を取得することとされていた。このような身分証明書を発行する条件は、人身売買や誘拐が行なわれていないことを証明する、親の同意があることだった。

東京の陸軍省副官が一九三八年三月四日に発した通牒は、リクルートの方法について注意をうながし、これが社会問題化していて、実際のリクルートにあたる者が誘拐に近いような方法を用いており、警察に逮捕された者もいると述べている。このような状況を考えれば、派遣軍は、リクルートにあたる者の選定に注意すべきであると述べている。通牒は、リクルートにあたっては、各地の警察・憲兵との連携を密にすべきであると注意をうながしている。これは、日本国内での従軍慰安婦のリクルートに関するものであった。

第二次大戦中ジョゼフ・W・スタイルウェル將軍の参謀部で軍情報將校を務めていたウォン・ロイ・チャンの『ビルマ——語られなかった物語』⁷⁾という本では、著者の戦争中の体験が語られている。チャン大佐は、中国系アメリカ人で日本語の専門家であったが、一九四四年六月から八月のミッチナールの戦闘に加わった。彼は、日本軍によって連行され、放置された朝鮮人の従軍慰安婦のインタビュ

―を自ら行なった。彼は、こう述べている。

「朝鮮の従軍慰安婦に關しては公式の記録は存在しない。第二次大戰中、日本軍によつて、売春を強制された不幸な少女がどれだけいたかは誰にもわからない。二〇万人にのぼると予測する者もいる。大部分は朝鮮の農民ないし貧農の娘で――都市のスラム出身者もいるし、それ以前から最古の職業に従事していた者もいるが――彼女たちは、一九三五年から一九四五五年の間に、憲兵隊によつてかり集められ、中国、ビルマ、グアム、マラヤ、フィリピン、オランダ領東インドなど、日本軍が駐屯した太平洋のあらゆる戦場に送られたのである。何千人もが、太平洋、南アジア、その他の地域での血なまぐさい戦闘で殺された（傍点はICJ）。

……従軍慰安婦は、日本軍によつて、彼らが婉曲に言うところの女子勤勞挺身隊に組織された。彼女たちは、約五〇人の小隊單位にグループ分けされた。将校専用とされた少女もいた。他の少女は下士官に仕え、最も魅力的でない者は天皇の兵士たちの相手をさせられた。それぞれの小隊規模の集団は、ママさんと呼ばれる、普通は中年で朝鮮語を話す女性によつて管理されていた。少女たちは、本来の特別な仕事に従事しないときや病氣の場合には、軍の休息地域で洗濯女か兵舎のメイドとして働いた。」⁽⁸⁾

共同通信が米国の国立公文書館で発見した別の連合国軍報告書には、一九四四年一〇月一〇日付けの報告が含まれているが、この報告は、先に見たのと同じ二人の民間人捕虜と共に捕虜として捕らえ

られた二〇人の朝鮮人従軍慰安婦の尋問に基づくものだった。これは、インド・ビルマ戦線にいたアメリカ戦時情報局心理戦争チームによって作成された。

これらの者たちは、一九四四年八月一〇日頃、ビルマのミッチナーが陥落した後の掃討作戦で米軍に捕らえられた。

この報告書は、「リクルート」という項目で、以下のように認定している。

「一九四二年五月の初め頃、日本が新たに支配した東南アジアの地域での『慰安サービス』用に朝鮮の少女を徴募するために、日本のあつせん業者が朝鮮に到着した。この『サービス』の内容は明らかにされなかったが、病院にいるケガ人の見舞い、包帯巻き、そして一般的に兵隊を幸福にすることに關する仕事と理解されていた。これらのあつせん業者が勧誘の際に言ったのは、多額の金、家族の借金の返済、簡単な仕事、新天地——シンガポール——での新生活の見通しなどだった。こういった偽りの言葉に乗って、多くの少女が海外勤務を志願して、何百円かの前渡金を与えられた。これらの少女の中にはそれまで『最も古い職業』にかかわっていた者も何人かはいたが、大部分は何も知らず、教育も受けていなかった。」

この「リクルート」の方法では、従軍慰安婦としての仕事に關して、少女たちが説明を受けたうえで決定する余地はほとんどなかった。元兵士の市川氏は、ICJ調査団のインタビューで、あつせん業者が朝鮮でリクルートするときには、地元の警察と日本の憲兵が同行していたとも述べている。⁽⁹⁾

中国、朝鮮、日本の女性だけでなく、台湾、フィリピン、インドネシアの女性も、慰安所では使役されていた。オランダ女性の使役を示す文書も存在している。

インタビュアーや回想で、元兵士たちは、従軍慰安婦の国籍は、特に東南アジアで、いろいろだったと述べている。ある中尉は、スペイン系やロシアの女性と関係を持ったと述べ、強制的に売春をさせられた女性の中にはベトナム人、タイ人、ビルマ人、オランダ人、アメリカ人がいたと語っている。⁽¹⁰⁾

日本軍は、オーストラリアの看護婦をも従軍慰安婦にしようとしたが、赤十字が適切に介入したおかげで、この看護婦たちはこれに抗することができた。⁽¹¹⁾

上記の文書は、女性たちがリクルートされるやり方、このリクルートが強制的なものだったこと、この問題については地方の警察と共に憲兵隊が重要な役割を担っていたことについて軍のトップと政府が知っていたことを浮き彫りにしている。日本軍の元兵士や被害者など本調査団がインタビュールしたすべての者は、女性たちのリクルートや慰安所への移送を憲兵隊が監視していたことについて特に言及している。

さらに、陸軍と海軍の慰安所および将校用と兵士用の慰安所が厳格に分離されていたことも明らかである。マニラ地区内の「将校倶楽部」には、他の慰安所についてと同じく、規則が設けられていた。⁽¹²⁾ 連合国軍報告書に収録されている規則11はきわめて興味深いものであるが、これによれば将校倶楽部では未成年の少女を従軍慰安婦に使用することを明文で認めていた。

「11 マニラ地区兵站担任将校は、原則として、未成年者を芸妓または酌婦として雇用することを

認めない。ただし、一定の事情のもとにおいては、未成年者を女中として雇用することができる。未成年者を芸妓、酌婦もしくは女中として雇用するには、マニラ地区兵站担任将校の許可を必要とする。

12 経営者が未成年者の雇用の許可を申請した場合には、その件は、マニラ地区兵站の担当将校と連絡をとって処理される。」

戦争が拡大し、終結の徴候がまったく見えなくなると、未成年の朝鮮人少女のリクルートは、総督府が公布した国家総動員法によって簡便化された。朝鮮人女性たちは、中国「満州」、ボルネオ、インドネシア、パプア・ニューギニア、琉球諸島（沖縄）、フィリピン、マレーシア、シンガポール、ビルマといった遠隔地にまで連行された。

ICJ調査団がインタビューしたフィリピン女性には、自分たちは日本兵に誘拐され、駐留地に閉じこめられ、日本兵とのセックスを強要されたと述べた。ヘルテルデス・バリサリサの場合には、軍医による毎週の性病検査がある上海型の慰安所に明確に触れている。⁽¹³⁾

朝鮮人の少女たちの連行は列車で行なわれ、その後は軍用トラック、また海外に連れられる場合には日本の軍用船が用いられたが、この船は、時には七〜八隻の船団を組んでいた。列車の運賃は日本軍が負担していた。

慰安所は、日本軍が建築するか、あるいは軍が接収した家屋があてられた。

慰安所は、戦場近くにも設置され、この場合にはテントと簡易木造家屋だった。部隊に割り当てら

れた従軍慰安婦は、部隊の行く所はどこでもついていかなければならなかった。前線ないし野営地の近くにいる従軍慰安婦の食料と衣服は日本軍から支給された。後方の慰安所では、食料と衣服は民間人である支配人の責任だった。

慰安所の中には民間人が経営するものもあったという事実が、日本軍によって慰安所が入念に計画され、実行されていたということと混同されてはならないし、このことから注意を逸らすために用いられてはならない。大多数の慰安所は、軍によって支配されていたのである。民間人によって運営されていた慰安所も、軍や憲兵隊がその役割に応じて完全に統制していた。

犠牲者の証言と並んで、上記の文書、連合国軍報告書中の文書は、慰安所の設置、運営、管理について日本軍が事実上支配していたことを明確に指し示している。慰安所の設置、人員配置、監督、運営は日本軍の命令によるのものであり、日本軍によって計画され、実行されたのである。

慰安所での生活とその後

日本軍の典型的な慰安所——タテ三フィート×ヨコ五フィート（○・九メートル×一・五メートル）ほどの小さな寝室（これは狭すぎるように思われる。最小でも二・三畳の広さはある）——の中で、従軍慰安婦は、生活し、眠り、奉仕しなければならなかった。

「運が良ければ」、彼女たちは、一日に一〇人の兵士（一人は一時間までいられる）の相手をしなくてはならなかった。しかし、部隊の兵員数が多かったので、通常は、一日に二〇―三〇人もの兵士と一

人ないし二人の士官に一晚中、翌朝まで性的悦楽を与えなければならなかった。

フクヤマ・キクイチ（七一歳）は、日本軍で戦闘機パイロットだった。彼は、このように述べている。「召集された兵士の数が膨大だったので、従軍慰安婦はひどい目にあつた。……身体はぼろぼろになってしまったにちがいない。兵士たちは自分たちのまわりに女性がいなのが普通なので、慰安施設では獣のように振る舞つた。⁽¹⁴⁾」

日本の兵士が途切れることなく列をつくつたことは、ICJ調査団がインタビューした証人たちによつて語られた。多くの者は、軍医による定期検診についても語つたが、これは性病の蔓延を防止するためであり、殴られたり、銃剣を突きつけられたりという暴行によつて女性が受けた身体的な傷は軍医から無視されたとの悲痛な訴えがあつた。

中山光義（七八歳）は、一九四一年から一九四四年まで「満州」の公主嶺で軍医として勤務したが、このように語っている。「軍医たちは、淋病や梅毒といった病氣によつて生まれる目に見える症状をチェックするだけでした。女性のなかには、子宮内膜炎（子宮内の粘膜の炎症）や卵管閉塞といった内部疾患にかかつていた者もいたでしょう。私たちは、こういった病氣については診察を行ないませんでした。多くの女性たちは子どもを産めなくなつたと思います。⁽¹⁵⁾」

東京在住の湯浅謙（七七歳）は、一九四五年四月に安徽省六安の従軍慰安婦を検診するよう命じられたと述べた。毎週の検診により、軍医たちは、女性たちがこれほど多数の男性とセックスすることによつていかに悪い状態にあるかを実感するようになった。慰安所を利用した軍医はほとんどいなかったと彼は述べている。⁽¹⁶⁾

性病に罹患した女性に対する治療は、軍の費用でなされ、当時は非常に高価だった「六〇六」号薬（サルバルサン）の注射が使われることもあった。

大韓民国の証人は何人も、ICJ調査団に対して、自分たちは慰安所に強制連行された時には健康な処女だったのに、ひどい性病にかかったと訴えた。多くの者は子どもを産めない身体になった。大韓民国のかつての従軍慰安婦ファン・クムジュ（黄錦周）は、ICJ調査団に対して子宮摘出手術によつて生じた身体の傷を示した。オランダの従軍慰安婦は、日本兵士とセックスができるように中絶をさせられたとも語った。⁽¹⁷⁾

一九四五年一月一日付けの連合国軍報告書の付属文書Dは、マニラの慰安所に関する憲兵隊の詳細な報告書である。この憲兵隊報告のなかで最も重要なのは、慰安所の民間の支配人の貪欲さである。「……多くの支配人は、自分たちの利益にしか興味がなく、仕事にはそれ以外の目的はまったく存在していない。彼らは、芸者、女中、酌婦の福利厚生にはまったく関心がなく、彼女たちの健康や栄養あるいは風呂などといった事柄に心をわずらわすことがない。彼らの利己的な行動に対しては制約を加えることが必要である。」

こういった状況を改善するために軍当局や憲兵が何らかの措置をとったとはほとんど考えられない。従軍慰安婦の一般的な生活状況は著しく劣悪だった。与えられる食事や水は、生きていくために必要なぎりぎりのものでしかなかった。ICJ調査団がインタビューした証人の証言は、これを十分に実証するものである。実質的には彼女たちは慰安所での囚人だった。大部分の者は、許可がなければ敷地を離れることもできなかった。いくつかの慰安所、特に前線の慰安所は、軍の駐屯地内にあり、

周囲を鉄条網で囲まれているものもあった。一九四二年一月二日に、イロイロ憲兵分隊に対して、比島軍政監部ビサヤ支部イロイロ出張所が送付した軍慰安所に関する規定は、「慰安婦散歩ハ毎日午前八時ヨリ午前十時マデトシ其ノ他ニアリテハ比島軍政監部ビサヤ支部イロイロ出張所長ノ許可ヲ受クベシ」と規定している。この規則には、そのような「散歩」が認められた地域を示す地図が添付されていた。

従軍慰安婦は、日本兵によって蹴られ、殴られ、拷問を受け、不具にされ、残忍な仕打ちを受けて、彼らにずっと性的悦楽を与えさせられた。ヘルテルデス・バリサリサは、⁽¹⁹⁾このような残酷なやり方をなまなましく描写して、「日本人は、私が見たこともないほど残酷でした」と述べている。彼女の供述は、オーストラリア国立公文書館に保管されている、オーストラリア人看護婦に対する連合国軍のインタビューに基づく供述によって裏付けられている。ここでは、「日本人は、とても厳格で、私たちにお辞儀をさせました。私たちが日本人の監視員に会ったり、現地人の監視員に会ったりするときですら、お辞儀をさせられました。ある時、修道女のオラムさんが監視員に気づかず、お辞儀をしなかったので、帽子も被らずに太陽の下で一時間も立たされたのです。」⁽²⁰⁾「日本軍が支配していた間は、女性の顔を平手打ちしたり、殴ったりするのは日常茶飯事でした。ある時、私は、ある女性が殴られて顔が完全に黒くなり、その間に何本かの歯が折れてしまうのを見ました。こういった殴打は、ごく小さな違反に対して加えられましたが、犠牲者はまったく無実だったということもしょっちゅうありました。」⁽²¹⁾

第二次大戦の終了によって、従軍慰安婦に慰めがもたらされたわけではなかった。彼女たちは、逃

亡する日本兵によって放置された。自宅への帰還も、彼女たちにとっては、新たな不幸な時期のはじまりであつた。彼女たちは、悲痛な、過去のにがい記憶を抱いたまま、自分たちの住む社会から排斥されることを恐れ、今でもすくいとれるものであれば自分たちの生活のどんな小さなひとコマであつても拾いだそうとして生きているのである。

被害者自身の供述を⁽²²⁾除けば、最もはつきりした描写は、ウォン・ロイ・チャンの『ビルマ——語られなかった物語』のなかに見出すことができる。「戦争に生き残つた者がどうなつたかは誰も知らない。大部分の者は、今では五〇代の初めないし半ばである。一九五〇年から一九五三年に韓国に駐留した国連軍は、少女たちのなかには韓国に戻つた後も同じ仕事を続けている者もいると報告している。沖繩で続けている者もいる。しかし、圧倒的多数の者については、自らに強制された出来事から生じた精神的な傷と恥の観念のために、調査は妨げられており、公式記録が存在しないことによって、今も生きている者たちの運命については憶測することしかできないのである。⁽²³⁾」

ウォン・ロイ・チャンは、彼が一九四四年にビルマでインタビューした二〇人の朝鮮人従軍慰安婦について、つぎのように具体的に述べている。

「北部ビルマの日本軍、第一八師団および第五六師団には、それぞれ従軍慰安婦の小隊が付属していたと思われる。大部分の者は、主として司令部のあつたミツチナーとバモーに置かれていた。一九四四年八月三日にミツチナーが陥落したときには、約二一人の少女たちがまだそこにいた。いかに乗ってイラワディ川を下つた者が何人いたかはわからない。そうしようとした者で、逃亡しよ

うとしていた日本兵と一緒に、川岸にいた連合国軍の狙撃手によつて殺された者がたくさんいたことは明らかである。それ以外の者は、飢えと、ビルマ北部のジャングルに置き去りにされたために死亡したであろう……。」

「……少女たちは若く、私の感じでは一八から二四歳ぐらいだった。間に合わせの洋服を着て、初步的な身づくろいさえしていなかったにもかかわらず、何人かはそれでも魅力的だった。彼女たちの表情はさまざまだった。一人二人は反抗的な様子だったが、大部分は恐れと不安を抱いているようだった。何人かははつきりと目に涙を浮かべていたり、涙が頬を伝わっていたし、他の者は頭を低く下げていて祈っているようだった。軍隊の随行者に通常見られる媚態を見せる者はいなかった……。」

「……彼女（少女たちのママさん）は、帯（日本の着物に見られる帯状の布）をはずし、そこからきれいにたたまれた紙幣の束を取り出し、私たちの目の前の地面に並べた……。」

「……グラントと私は、紙幣の束を取り上げた。紙幣は一〇ルピーに相当するものだった。……それは日本軍の軍票だった。これは、いつか不特定の日に一〇ビルマ・ルピーを支払うという日本政府の紙の上での約束だった。北部ビルマの喪失と、その後の日本軍の全面的敗退によつて、この軍票は明らかに無価値のものとなっていた……。」

「……ママさんは、この事実を少女たちに説明した。笑う者もあったし、泣く者もあったが、私は、この無価値の軍票を得るために少女たちが耐え忍ばなければならなかったことを思うと、胸が痛んだ……。」

「……グラントと私は、再び、少女たちを尋問した。……彼女たちは高級娼婦でもマタハリでもな

く、ベッドの相手が何かを不用意に明かしたとしても、彼女たちには何の意味もなかった。はるか離れた朝鮮の家族、田畑、家から強制的に引き離されてきた者が大部分であり、日本兵の悦楽のためにのみそこにいたのである。交通手段が手配でき次第、彼女たちはインドで英軍の保護下に入った。連合国側の報道機関は、従軍慰安婦をセンセーショナルな報道で大々的に取り扱った。しかし、私は彼女たちに対しては悲しみを覚えただけだった。」⁽²⁴⁾

原注

(1) この章で引用される資料は、吉見教授からICJ調査団に提供されたもので、これら資料の信頼性についての説明も受けた。彼は、一九〇〇年代の日本についての資料情報も提供した。

(2) 第五章参照。

(3) この日記は南京戦史編集委員会編『南京戦史資料集』(一九八九年・偕行社)に収録されている。なお、偕行社は旧陸軍将校のクラブである。

(4) この規定料金の別表は、将兵のランク別、および日本人・朝鮮人・中国人の民族別に異なった料金を設定している。そのなかで中国人の料金が最も低かった。これはまた、将校と准士官に対して、高い料金を払った場合、二二時から翌朝までの利用を暗に認めていた。下士官と兵士の終夜利用は許されなかった。各部隊に配分された慰安所利用の日割表は第七項に記されている。

(5) 第五章参照。

(6) 第五章参照。

(7) Chan, W., *Burma-The Untold Story*.

- (8) 同上、九三ページ
- (9) 第五章参照。
- (10) 金一勉『天皇の軍隊と朝鮮人慰安婦』（一九七六年、三一書房）
- (11) G. Lloyd 少将保管資料。この資料はメルボルン大学の田中利幸助教授がオーストラリア国立公文書館で発見したものである。
- (12) 一九四五年一月一日付けの連合国軍報告書に収録された諸規定参照。
- (13) 第四章参照。
- (14) *Japan Times*, 5 August 1992.
- (15) *Japan Times* (一九九二年八月七日付) のインタビュー。
- (16) *Japan Times*, 7 August 1992.
- (17) 一九九二年二月東京での国際公聴会におけるジャンヌ・オヘルネの証言。
- (18) 一九九二年二月の国際公聴会で吉見教授によって紹介されたもの〔防衛庁防衛研究所図書館所蔵〕。
- (19) 第四章参照。
- (20) これら看護婦は一九四四年四月にはインドネシア・スマトラ島パレンパンの抑留所にいた。
- (21) 前掲注9参照。
- (22) 第四章参照。
- (23) Chan 前掲書（注七）九三—九四ページ。
- (24) 同上、九四—九七ページ。

第4章 犠牲者の証言

供述に対する前置き

記録によれば慰安所がフィリピンに設立されたことは明らかであるにもかかわらず、同国でインタビューを受けた女性の大部分は、中国で広くつくられた典型的な慰安所にはいなかった。フィリピンでは多くの女性は軍のキャンプに連行され、設置されたバラックの一室に入れられるか、テントの中で兵士と一緒に入れられるか、ある女性の場合には壕の中に入れられた。このようなパターンは表面上は、朝鮮の女性の体験とは異なるように見える。しかし、フィリピンに駐在した兵士が自ら、あるいは他の者を使ってフィリピン人を誘拐するようになったのは、慰安所の設置を好ましいとする日本軍の政策があつたためである。このために、われわれは、フィリピン人に対する日本政府の責任と朝鮮女性に対する責任との間に区別を認めることはできない。

フィリピン、大韓民国、朝鮮民主主義人民共和国の三国で得られた供述は、インタビューを受けた女性の過半数が経済的に不遇な家庭の出身であり、とりわけ暴力と欺瞞に弱かつたことを暗示してい

る。これらの女性たちが耐え忍んだ悲劇は、彼女たちが生きた社会という文脈のなかで理解されなければならぬ。女性たちが日本によって連行されたとき、その社会は純潔を重視していたため、これらの女性に加えられた暴行は、絶え間のない強姦に耐える苦痛以上のものであった。彼女たちに対してなされたことは、そのような体験から深い恥の感覚と、自分たちを劣った人間だとみなす気持ちをもつにいたったことも意味する。これらの女性たちが耐えた苦痛は、一生消えることがない。大部分の者たちは、自分たちの経験を、家族を含めて誰にも言うことができなかった。これによって、彼女たちは、おそるべき経済的、感情的、心理的な苦痛をたつた一人で引き受けなければならず、インタビューを受けた女性の多くは、この秘密のために、恥を暴露されるのではないかと恐れて、親戚からも友だちからも距離を置いてしまっていることを明らかにした。彼女たちが耐え忍んだ苦痛は、彼女たちの言葉にも、そしてインタビューの最中に見せた感情的な緊張にも明らかだった。彼女たちに対する人権侵害は、ある特定の期間の行為以上のものとして理解されなければならない。それは、現在にまですら影響を与える人権侵害だったのである。

ICJ調査団は、それぞれの女性が示した素晴らしい勇気と、自らの体験を証言しようという気持ちに打たれた。女性たちは、証言するたびに自らの経験を呼び覚ましていたのである。私たちは、彼女たちの率直さと精神の寛容さに深く恩恵をうけている。⁽²⁾

フィリピンからの供述

フランシスカ・アウスタリ（七〇歳）

アウスタリさんは、一九二三年二月二日、ラグナのサンタ・クルスで生まれた。彼女は、最初の子どもだった。父親は小作農で、家庭の経済事情のため、彼女は学校には一年から三年までしか通えなかった。

一九四一年のある時、アウスタリさんと他の少女が河岸で洗濯をしていると、一人のフィリピン人がアウスタリさんに近づいてきた。彼女は、他の人が「日本人がやってくる」と叫ぶのを聞いた。みな走り出したが、彼女は走るのが遅くてフィリピン人に捕まってしまった。彼は、彼女に、町の近くに駐屯している日本兵のために洗濯しに行くようにと言った。このとき、日本兵はその場にいた。露营地にいた最初の三カ月間、アウスタリさんは実際に洗濯をし、自分を捕まえたフィリピン人（このフィリピン人は周囲からマカピリと呼ばれていたが、これは日本人への協力者か支持者を指していた）から、給料は母親のところに払われていると聞いていた。彼は、母親に支払われているお金は日本軍から彼に渡されたものだと言っていた。

約三カ月ほどたつと、もうお金は払われなと言われた。このとき、彼女は洗濯を拒否した。すると、日本兵が彼女をバラックに連れこんで強姦した。その夜、五人か六人の日本兵が、つぎつぎと強姦した。彼女は、これに抵抗しようとしたが、兵士たちに殴られた。その月の間、彼女は、何度も足

を閉じて兵士たちに強姦されないようにした。そのたびに、彼女は殴られ、兵士たちは身体、特に足を叩いて強姦した。強姦のやり方について問われると、彼女は、日本兵にはいろいろなやり方で強制されたが、一番普通だったのは足を上にあげて強姦されたと語った。

これがその後の二、三カ月、毎晩行なわれた。軍事施設の中にいた女性は彼女だけで、部屋の中に閉じこめられていた。外に出ることも許されず、トイレに行くときも見張りがついていて、毎晩、兵士たちが、時には二人、あるいは五人が、最初から裸になって彼女の部屋にやってきては強姦した。二カ月後、彼女は一カ月の休みを与えられた。この間、彼女に食事を与えていたのはマカピリだった。彼女は、お金の話し合いなどまっぴりなかつたと言った。マカピリになぜ自分を誘拐したのかと尋ねると、彼は、兵隊から女性を手配するように言われ、もし手伝わなければ危害を加えると言われたからだと言った。

一カ月の休みの後、彼女は、また日本兵に強姦されるようになった。今度は三、四カ月続いた。その終わりには、彼女は大量の出血をして地方の病院に連れていかれ、卵巣が摘出された。調査員は彼女の手術の傷と手術によって腹部が変形した跡を見せられた。病院から退院すると、彼女は家に帰された。この時になって初めて、彼女は、両親が自分が軍事駐留地にいるときに死亡していたことを知った。彼女は、駐屯地にいる時、両親の写真をしっかりと持っていて、ここから解放されたらまた両親に会えるだろうと思いつづけていたので、両親が死亡していたというのは、彼女にとって最も辛い出来事だった。彼女は、駐屯地にいた時、自分は感覚を失っていて、あまりの孤独のために独り言を言うようになったと述べた。日中の唯一の人間との接触は、マカピリとの短い会話だけだった。

解放された後、彼女は叔母の看護を受けた。彼女は、その身の上に降りかかったことのために、今も治療を受けている。

手術で両方の卵巣が摘出されたために、彼女は子どもが産めなくなったが、その後三〇歳の時に結婚した。彼女は、自分の夫はとても支えになってくれると言っている。プロポーズされたとき、彼女は、自分が何をされたかを詳しくは言わなかったが、日本軍によって強制的に連行されたので結婚は望まないと答えた。夫は、彼女に、力づくで連れていかれたのだから恥ずかしいと思う必要はないと言った。

今何を望むかと問われるとアウスタリさんは、はっきりと、すべての女性に対して直接補償がなされるべきであり、日本政府が何らかの基金を設置したり、フィリピン政府に対して金を支払ったりするのは、彼女に対する十分な補償とは言えないと語った。女性たちは今は高齢であり、ただちに行動しなければならぬと強調した。

ジュリア・ポラス（六四歳）

ポラスさんは、一九二九年一月三一日にサンタ・アナ県のダバオ市で生まれた。戦争前は、彼女の父親は土地を保有していて、助けを得ながらそれを耕作しており、母親は洗濯屋をしていた。彼女には五人の兄弟と四人の姉妹がいる。

日本軍が最初にダバオを占領したときには、その地方ではその前から長年にわたって日本の民間人が働いていたので、ポラスさんと家族は心配していなかった。軍事駐屯地は父親の農場から約一・五

キロ離れていた。その地域には、前哨地や壕もたくさんあった。最初、この地方に何年も住んでいた日本人の一人が彼女の父親の家にやってきて、日本人との間には何の問題も起きないだろうと言った。彼は、漢字が書いてある紙をドアの上に貼ったが、これは、彼女の家族に危害を加えるようなことがあつてはならないと日本軍に教えるものであるとその日本人は言った。

しかし、日本の占領に対するフィリピンの抵抗が高まるにつれ、日本軍は民間人に対してますます乱暴になってきた。ある日、彼女が家族のために食事を用意していると、階下で洗濯をしていた姉妹が「逃げなさい」と叫ぶのが聞こえた。このとき、父親は川の方に行つていて、母親は階下で姉妹と一緒にいた。彼女は、それを聞いてびっくりして窓の外を見た。カモフラージュ用の服を着た何人かの日本兵が、草の間を彼女の家に近づいてくるところだった。彼女は姉妹が逃げていくのを見て、本能的に窓から飛び下りたが、家の近くの木の株で足を切つてしまった。彼女は、足を切つてしまったため、ゆっくりとしか起き上がれず、そこから逃げ出そうとしたとき、日本兵が彼女の髪をつかんで地面に転がした。彼女は、おじぎをして降参すると叫んだが、日本兵に殴られて口と鼻から血が出てきた。彼女は手をハンカチで縛られ、林まで引つ張つていかれたが、そこには二台のトラックが待っていた。一台には兵士がいっぱい、もう一台には兵士が少ししか乗つておらずパトロール用のトラックに見えた。彼女は二台目のトラックに放りこまれた。このとき、兵隊たちは彼女を笑いのにした。彼女と兵士は壕でトンネルのところに行つたが、そこには機関銃、ライフル銃、弾丸、缶詰、携帯ベッドなどの軍事用品がいっぱいだった。ポラスさんは、調査員にその様子は、横が約七フィート、縦が一〇―一二フィート（二メートル×三―三・六メートル）で高さは立つていられるくらいだと

語った。彼女が到着したとき、そこには二人の女性がいた。

彼女は、力づくで壕の中に連れていかれ、兵士たちがユニフォームを着替える間、コーナーにしばらく座っていた。最初に彼女のところにやってきたのは将校で、他の兵士たちに彼女から離れていろうと言ったと彼女は記憶している。彼は、彼女の手をほどき、キスを始めた。最初のうち彼女は、彼女が若いので落ち着かせようとしているのだと思ったが、そのうち同情している人の仕草とはちがっていることに気がついた。彼の動きから逃れようすると、彼に捕まって顔を叩かれた。このときに、彼は下着を脱がそうとして手を彼女の服の中にもぐらせ、防水シートの上に押し倒し、両足を開かせた。彼女が足を閉じようとすると、彼は彼女の両足をめちやくちに叩いた。この間、この兵士は服を着たままだった。ひどい痛みを感じたので、彼女は強姦の間じゅう、大声を出していた。それが終わると、彼女は立ち上がるができず、身体中が痛い感じがして、壕のコーナーまで這っていた。血が出ていて、ずっと泣いていた。

将校の後には、四人の兵士が強姦した。その後、ポラスさんは自殺を考えた。

フィリピン人で目撃した人がいるかと尋ねられると、彼女は、彼女と他の女性がそこにいたことを知っているのは、壕に水を運んできたその地方の少年だけだと答えた。壕の中はとても狭かったが、彼女と他の女性は互いに話をしてはいけなと言われ、壕の別々の場所に隔離されていた。

ポラスさんは、毎日、何人の兵士に強姦されたかは覚えられなかった。記憶しているのは、一人の兵士が終わると、次の兵士が来る前に布で身体を拭かされたということだった。

日中は、彼女とその他の女性は、トンネルの掃除、兵隊たちのための食事作り、軍服の修繕をさせ

られた。兵隊たちに洋服を破かれてしまったので、彼女は、八カ月間、壕の中でタオルしか着られなかった。毎晩強姦され、時には日中も強姦された。壕内の兵隊だけでなく、時にはこの地方をパトロールしている兵隊たちに強姦されることもあった。壕の中は暗く、女性たちは別々に離されていたため、ポラスさんは他の女性がどんな目にあっているかはわからなかったが、自分と同じようにほとんど泣きどおしだということはわかった。壕の中には、いつも一五、二〇人の兵隊がいた。

他の犠牲者と同じく、ポラスさんは、壕の中では無感覚だったと言った。いつも両親に会うことを考えていた。

お金のことを問われると、ポラスさんは、お金が支払われたことは一度もなかったと述べた。

米軍のフィリピン爆撃が始まると、多数の日本兵は都市へ逃亡して降伏した。ある時、彼女とその他の女性を監視していた兵隊が剣を抜いたので、彼女は首をはねるつもりだと思った。他の兵隊が、「彼女たちはサービスしてくれたんだから」と言って、その兵隊を止めた。このとき、二人の日本の兵隊が笑った。彼女は、少し待って壕から逃げ出した。逃げ出した後、森を目指し、約一七キロ走って家にたどりついた。そこには誰もいなかったが、隣の人がやってきて両親は別の地区にいったと教えてくれた。彼女は、隣人に両親を捜して自分がここにいると伝えてほしいと頼んだ。両親を待っている間、彼女は、自分には生きていく価値がないと思ってまた自殺を考えた。両親がやってきて何が起きたかを尋ねたが、彼女は答えることができず、泣くばかりだった。彼女は、母親は何が起きたかを知っていると思っていたが、二人はそれについては何も話さなかった。壕から逃げ出してからしばらく、彼女は、ずっと自分の部屋で座っていた。眠ることもできなかった。家の外には出ようとしな

った。何も感じないという状態はずいぶん長く続いた。男の人が家に来るときは、いつでも彼女は走っていつて隠れた。両親は彼女を医者には連れていかなかったが、母親はグアバの葉を煮て、炎症を起こしていた腫にあてるように言った。

日本政府への要望についての質問に答えて彼女は、犠牲者には個別に補償がなされるべきであり、政府に金を渡して分配すべきではないと述べた。彼女は、また対策本部はこれまでどおり、直接女性と共に活動すべきであると考えていることを明らかにした。

ポラスさんは、その後結婚したが、最近になるまで何が起ったかを夫に言うことはできなかった。夫はフィリピンの抵抗運動に加わっていて、彼女がやつと話すと、とても助けになってくれた。子どもたちの何人かは、彼女が名乗りをあげて身の上を話すことに反対した。娘の一人は強く支えてくれて、こう言った。「生きていたことが良かったわ。お母さんは何があつたかを話すべきよ」。明らかに、身の上に起ったことによる苦痛はなくなつてはいないし、インタビューに応じた多くの女性と同じように、ポラスさんは頭では自分の罪ではないとわかつていても、恥ずかしいと感じている。ポラスさんは、女性たちは進んで応じたなどとはめかす日本人やフィリピン人に対しては激しい怒りを感じている。このことが起きたとき彼女は一三歳だった。彼女と話せば、子ども時代の一部がこんな風に失われてしまったことについて、激しい苦痛と後悔を感じ続けていることは容易にわかるのである。

ヴィオレッタ・ランザロート（六八歳）

ランザロートさんは、一九二五年八月七日にイロイロで生まれた。両親は、エスタンシアという町

の近くで小規模な農業をしていた。一九四二年のある日、彼女は一七歳で、家族に食料を買うためにエスタンシアへ向かう道を歩いていた。彼女は、約一〇人の日本兵の集団に出会い、どこへ行くのかと尋ねられた。町へ買い物に行くのだと答えると、「町へはもう行かなくていい。俺たちと一緒に来るんだ」と言われた。日本兵は銃剣を彼女に向け、彼女はエスタンシアの地方駐屯隊に連れていかれた（ランザロートさんは、道の脇で動物の番をしていた少年がいて、日本兵がいなくなった後、彼女の両親のところに走っていったので、両親は彼女が日本兵に連れていかれたことを知っていたと語った）。

駐屯地での初日には、彼女は兵隊の食事を作らされた。他に一〇人くらいの女性を見かけたが、誰も知らない人だった。その夜、タケモト大尉、イコ中尉、タカハシ軍曹という三人の日本軍の将校が彼女のところにやってきて凌辱した。彼女はその後三年間をこの駐屯地で過ごし、この三人に強姦された。

日中は、兵隊の食事を作らされ、夜は三人の将校の一人、または複数が彼女の部屋にやってきた。

これは、生理期間中を除いて毎晩行なわれた。彼女の記憶では、彼女がいた建物には小部屋がたくさんあり、それぞれの部屋に女性がいた。台所は彼女の部屋の近くにあり、彼女は台所と部屋の間しか動くことを許されなかった。駐屯地を歩くことは認められていなかった。唯一接触があったのは、食事の手伝いをする男性だけだった。彼はフィリピン人の囚人だった。監視員は、二人が話すことを許さなかった。彼女には、時々、他の女性が泣いているのが聞こえた。中庭を掃除している女性も見ただが、これらの女性が同じ建物にいるのかどうかもわからなかった。彼女は、この駐屯地にいた兵隊たちの何人かは朝鮮人だと思っている。

第三章で述べたとおり、慰安所に関して日本軍が発した規則では、女性について定期的に医学的検査をしなければならないとされていたが、ランザロートさんは、医者が診断のために来たことはまったくないと断言した。彼女は時々熱病にかかった。日本軍の将校は、薬（バイオジェシック）はくれたが、診断のために医者をよこすことはなかった。コンドームを使用するようにとの政府の規則に反して、士官たちは誰も使用しなかった。三人は将校だったので、彼女の部屋にどれだけいられるかについて時間の制限はなかった。それぞれの将校がいたのは、平均すれば一時間だった。

強姦の方法について問われると、ランザロートさんは、不安がりながら、肛門性交などいろいろなやり方で強姦されたと語った。彼女は、殴られはしなかったが、性交を拒むと将校たちからは銃を向けられた。

彼女は、解放されると、両親、兄弟、姉妹に何が起きたかを話した。最初は、夫に処女をあげることでできないと言って、結婚には消極的だったが、姉の一人から結婚を勧められて承諾した。結婚前に彼女は、自分の身に起きたことを話したが、夫は、彼女のせいではないと言って、受け入れてくれた。子どもは五人いるが、彼女が対策本部に接触して身の上を公表するまで、何も知らされていなかった。一番上の子どもは名乗りをあげるのに反対したが、彼女は、自分が話することは必要と考えて名乗りをあげた。この出来事がランザロートさんに今でも影響を与えていることは明らかである。

彼女は、しばしば憂鬱になり、昔の出来事を話したくないので、隣人や親戚と親しい交際をすることができないままである。

ワニータ・ジャモット(六九歳)

「私は、ワニータ・ジャモットです。私は、一九二四年一月二日にサマルのカルバヨグ市で生まれました。私には、兄弟姉妹が六人います。私の父親は漁師で、母親は主婦です。私たちはとても貧しくて、私は三番目の子だったので、一九三六年頃、一二歳の時にマニラ行つてメイドとして働きました。雇つてくれたのは船長でした。働きはじめて二カ月もしないうちに、主人が私に言い寄ってきました。妻と子どもがいるのに、愛人になりたいと言ったのです。言い寄られるのが怖くて、私は別の働ける家庭を捜しました。私は、デイビソリアのパン屋で仕事を見つけることができました。それは一九四二年のことで、第二次大戦はもう二年くらい続いています。私は、このとき一八歳でした。何カ月かすると、パン屋の主人が言い寄ってきました。私たちは、約五カ月間、借間に一緒に住みました。ある日、一五人の日本の皇軍兵士が建物に押し入ってきました。この建物には別の賃借人もいました。私はこのとき妊娠二カ月でした。日本兵は、建物の中で見つけた男をすべて連れ出しましたが、そのなかには私が一緒に住んでいた男性もいました。五人の兵隊が後に残り、私を含めて女性を整列させました。このときは、私を入れて五人の女性がいました。私たちは階段の上に集まって、兵隊たちが男性に何をするのかを見ていました。何人かの兵隊は、白い制服を着ていましたが、女性全員を外に引つ張りだしました。そのうちの一人が私を選びだし、他の四人の女性の前で私の身体中を触りはじめました。この兵隊は、次に私の着ている物を脱がしてキスをはじめました。私は抵抗しようとしたが、兵隊は私を地面に押し倒しました。これは、ぜんぶ他の四人の女性の目の前でされました。この兵隊は、次に私を家の外に引つ張りだして近くの丘に連れていきました。そして、私

を地面に押し倒し、むりやり洋服を脱がせました。私を地面に押し倒す間、この兵隊も一緒に洋服を脱ぎました。こうして、彼は私が逃げないようにしたのです。そうして彼は私を犯しました。その後、この兵隊は私を元の建物に連れ戻しました。

そして、五人の女性全員が軍のトラックに乗せられました。私たちは、オラカ・ビルという所に連れていかれました。この建物は、マニラのデイビソリアという場所にありました。オラカ・ビルにつくと、他に一〇人の女性が建物の中にいました。この一〇人ともフィリピン人でした。これらの女性たちは年がちがつていて、ある者は若く、他の者はいくぶん年をとっていました。私たちはオラカ・ビルに連れてきた兵隊たちは、私たちがたがいに話すのを認めませんでした。それでも、私はなんとか、すでに建物にいた女性と話して、彼女たちがここに二カ月閉じこめられていることを聞きました。オラカ・ビルでは、女性は全部で一六人でしたが、日本兵の軍服を洗わされ、料理も作られました。私たちは強姦もされました。兵隊たちは朝来る者もいるし、昼来る者も、夜来る者もいました。

毎日、だいたい一〇人かそれ以上の兵隊が私を強姦しました。オラカ・ビルに閉じこめられている間、私は感覚が麻痺し絶望していました。私と他の四、五人の女性はオラカ・ビルの新入者だったので、日本兵たちは私たちの方により多く来ようとしていました。私たちが閉じこめられている所には、いつも監視がいました。監視が変わることはありませんでしたが、いなくなることはありませんでした。建物を監視している兵隊も私たちを凌辱して強姦しました。日本兵の大部分はオラカ・ビルに宿泊していました。建物には、日本兵以外は、誰も、フィリピン人も入ることはできませんでした。食料は日本兵自身が運び、彼ら以外、建物への出入りはできませんでした。私たちにお金が払われたことは一回

もありません。身体や洋服を洗ったりする石鹼もなかったことを覚えています。ですから、皿を洗うためにもらった石鹼を、身体や洋服を洗うために使わなければなりませんでした。

日本兵がとても力を持っていて、私は絶望的な気分だったので、この頃ずいぶん泣きました。私は、兵隊たちが私を襲ったときに反撃するのは不可能だと感じました。オラカ・ビルが激しく爆撃され、米兵がやってくるのがわかったとき、私たちは軍用トラックに乗って、イントラミューロスに連れていかれました。私は、マニラのフォート・サンチャゴに運ばれました。しかし、私がイントラミューロスにいるとき、ある日本兵は爆撃の最中にも私を強姦しました。フォート・サンチャゴは、当時の日本軍の駐屯地でした。

オラカ・ビルには医療器具がなかったので、私が頼んで日本兵はグアバの葉を集め、私はそれを水で煮て、その水で腫を洗いました。腫の腫れを引かせるために、私はよくこの葉を腫の中にあてがいました。これで、腫れが引いて制御できましたし、痛みが和らぎました。兵隊たちは、いつもあせていたので、私のももや腫の近くは血が出ていました。

フォート・サンチャゴに連れて行かれたのは私だけでした。フォート・サンチャゴには他の女性はいませんでした。フォート・サンチャゴではひどい爆撃がありました。割れたガラス、瓦礫、石といった建物のかけらがそこら中に散らばっていました。こんな時でも日本兵は、一人ずつやって来ては、私を強姦したのです。私は、爆撃で崩れたガラスやその外の建物のかけらの上に寝かされたので、激しい痛みを感じました。身体がとても痛かったのですが、それは私が捕われの身であるためによけいそう感じました。フォート・サンチャゴが激しく爆撃されている最中も、三人の日本兵が私を凌辱し

たのを覚えています。二番目の日本兵はとても大きくて私の上にのしかかってきました。彼のペニス
が大きかったので、私の身体の内側が切れてひどく出血しました。この二番目の兵隊は、弾丸が頭の上を飛んでいても私を強姦しつづけ、弾が飛ぶのを見ていました。二番目の兵隊がいなくなった後、私の出血はひどく、フォート・サンチャゴの床の上に疲れ切つて横たわっていました。そのすぐ後、三番目の兵隊がやつてきて、私が出血しているのを見たのに私にのしかかってきました。私は、もう一度乱暴されることなど考えられず、彼のペニスを私の両ももではさみました。私がそうしたのは、これ以上の暴行を避けるためでした。この兵隊は、私の膣に挿入していいことさえ気がつきませんでした。彼はとてもあせつていたのです。アメリカ軍の爆撃のために、弾丸と爆弾、それ以外にもいろいろな物が飛び交っていました。こんな時でも、彼は私にのしかかって乱暴しようとしたのです。このとき、私は死ぬ時に裸ではないかと思つて洋服で身体を被つたのです。

私は、その日ずっとフォート・サンチャゴにいましたが、その後、日本兵によつて聖アウグスティン教会に連れていかれました。聖アウグスティン教会には人がいっぱいいて、それを日本兵が監視していました。私はとてもびつくりしました。私は、この人びとの真ん中にまで進み、床に横たわりました。激しい爆撃が始まり、日本兵は聖アウグスティン教会の中で群衆に銃火を浴びせはじめました。私はすぐに他の人の身体が私の上に倒れかかってくるのを感じました。私は、ケガをしているか死んだとまちがえられるように、自分の身体に血をつけました。こうやつてごまかして、私は、監視していた日本兵の検査を避けて生きていることができました。そして、私は氣を失いました。氣がつくと、私のまわりのケガ人たちのうめく声が聞こえました。私は、身体に血をつけて聖アウグスティン教会

から逃げ出しました。逃げ出した後、私は、いくつかの建物の陰に隠れましたが、とうとうアメリカ軍を見つけ、投降しました。その時にはケガをした兵隊が六人いて、アメリカ兵は最初この六人の世話をした後、私の世話をし、その後で私たち全員はいかだに乘せられました。私たちはアメリカ兵に川を横切るのを手伝ってもらい、デイベソリアに着きましたが、ここでアメリカ兵はどこかへ行きました。デイベソリアに連れてこられたのは、ここは狙撃だけで爆撃がないためでした。

戦争が終わって私はお手伝いさんになりました（彼女に、戦後、夫を見つけることができたかを尋ねた。しかし、彼女は激しく泣き出して、長い間この質問に答えることができなかったが、やっと気を取り直した）。

私は、それまで一緒に住んでいた人を見つけることはできませんでした。私は、兄弟を見つけることもできませんでした。私は、イントラミュロスに連行されたとき、妊娠三カ月でしたが、強姦されたために流産しました。私は、日本軍の占領中に私に起こったことについては誰にも話しませんでした。

ローラ・ロサ（別の従軍慰安婦）をテレビの番組で見た後、私は、初めて、フィリピン従軍慰安婦調査委員会（TFFCW）の人たちに自分の体験を話すことができました。

私の姉妹は、元従軍慰安婦に声をあげるよう励ますことを目的としたラジオ番組で私が詳しいことを話すまで、私に何が起こったかを知りませんでした。

私は、一九六八年、私が四四歳のときに、運転手として雇われている人と一緒になりました。私は、彼にも自分の過去を話しませんでした。彼とセックスをしていても、私は自分をもっと抑制して、セ

ックスに対する嫌悪感を我慢していました。過去の経験の悪夢も見ました。過去のおぞましい体験のために、私の正常な性生活は損なわれてしまいました。私は、二番目の夫とも離婚しました。私は子どもを産めませんでしたし、何回か流産して手術を受けなければなりませんでした。

私の青春を取り戻すのにお金では十分ではありません。私が支払った対価を取り戻すのに十分なお金などありません。日本政府には責任があり、私に何かをしなければなりません。私は、ローラ・ロサから与えられた動機以外には、私の過去の体験を話す力などありませんでした。私は、フィリピンと日本の政府が、この問題を今すぐ解決してくれるよう求めます。私が受けたものは金銭で賠償できるものではありませんから、これは金銭の問題ではありません。私は、医学的にはあまりよくなくて、心雑音があり、関節もひどく痛みます。私は、やっと生きている状態なので治療を受けることもできません。私はひどく年をとったので、お手伝いとしても職を得ることができません。」

ICJ調査団は、ワニータ・ジャモットさんと一緒に、マニラ市のオラカ・ビルの現地調査に行った。このビルは、現在では政府の地質学調査局の事務所となっている。この建物に入ると、ワニータさんは、私たちに自分が閉じこめられた場所を指摘した。それは、大きな部屋で、彼女が眠った所の反対側には中二階があった。彼女は、自分やその他の女性たちが日本兵の食事を作った場所を示した。彼女は私たちを外に出し、建物の後ろの住居に連れていったが、ここで彼女は蛇口があった場所を示し、ここで彼女を含めた従軍慰安婦は、兵隊たちが見ていてあざけるなかで風呂に入らなければならなかったと説明した。その後、ワニータさんは、調査団をメイン・ホールにつながつた別の部屋に連

れていったが、女性たちはここに閉じこめられていたという。この別の部屋は、狭くて六フィート×三フィート（一・八メートル×〇・九メートル）の寝室であり、現在は事務室になっている。

この現地調査でワニータさんは、私たちに、この小寝室には携帯用ベッドがあり、日本兵は従軍慰安婦を連れこみ、この携帯用ベッドの上に寝かせて強姦したと説明した。ワニータさんは、ある時この小寝室に連れこまれ、強い力でベッドに押しつけられたので、頭を壁にぶつけたことがあったのを思い出した。彼女に乱暴した日本兵は、ワニータさんの苦痛にはまったくかまわなかった。別の機会にワニータさんは、日本兵がともあせていたので、自分がベッドに横になるのも待てず、彼女を壁に立たせてセックスしたと述べた。もし反抗すれば、その兵隊にひどく殴られ蹴られるので、ワニータさんは、その兵隊の意思に従うことしかできなかった。こういった体験を話すとき、ワニータさんは、ひどく不安そうで、慰めようもない状態だった。

ゲルトルド・バリサリサ（七四歳）

「私はゲルトルド・バリサリサです。一九一九年一月一七日に生まれました。父親は、民間の建設会社で働いていました。私の家族は、両親と兄弟が二人、妹が一人です。私は最初の子どもでした。私の兄弟は、フィリピン軍の将校でした。兄弟は日本兵によってフォート・サンチャゴで殺されました。妹は今も生きています。」

戦争の直前、私は、法律学校の三年生でした。私は三年生を終了しました。しかし、父親は、私に結婚しろと言いました。ですから、私は、自分の気持ちに反していましたが、民間の建設会社で技師

をしていた男性と結婚しました。結婚したのは一九四二年です。その後、この結婚で娘二人を産みました。

ある橋がゲリラによって爆破されていました。この橋は、カマリネス県とアルベイを結ぶもので、日本軍にとって重要なものでした。日本軍は私の夫を捕まえて、この橋を直すように命じました。夫は従いました。橋が修理されましたが、日本軍は夫を信用せず、夫と私は、日本軍が自分たちの生命も車も危険がないと満足するまで、何度も車で橋を渡らされたのです。これが私の日本軍との最初の接触でした。

父親は、よく私たちと一緒にいました。夫と父親は、仕事の関係で何か月も家にいないことがありました。家にはメイドと二人の小さな子どもしかいませんでした。上の子は一歳で、下の子はまだ腕のなかにいる赤ちゃんでした。ある日、赤い太陽のマークのついた日本軍の荷物用トラックが私の家の前で止まりました。その直後、日本兵が私の家にやってきました。私を見つけると、私をつかみ、こちらへ来てトラックに乗るよう言いました。従わないと子どもたちを殺すと脅したのです。その頃、日本軍が誰かに何かを求めるときの選択肢は、服従か死のどちらかだったのです。私は、子どものために生きようと思いました。ですから、私は、子どもを家に残したまま、彼らについてトラックに乗りました。

私は、そのトラックでアルベイに、そしてその後、レーガン・バラックスに連れていかれました。レーガン・バラックスは、その前はフィリピン軍が占領していましたが、日本軍に破れ、日本軍が占領していました。それは一九四四年のことでした。私は、夫が近くにいたので、なんとか日本兵に暴

行されずにすみしました。私は、一九四一年から一九四四年までは、この運命を避けることができていたのです。しかし、一九四四年になって、今から申し上げる出来事が起こりました。

レーガン・バラックスに着くと、五、六人のフィリピン人の少女がなかにいました。この少女たちは若くて十代の初め頃でしたが、そのなかに一人、少し年長の女性がいました。私たちは話をするのが許されず、このことは私たちを殴ったり蹴ったりして、はっきりとわからされていました。この兵舎の中で、日本兵は私たちをある前哨地に連れていきましたが、私はこれは連絡センターではないかと思いました。そこには歩哨が二四時間中、立っていました。この前哨地は森林地帯にあり、誰も簡単には近づけませんでした。私たちが到着すると、その司令官が私を呼び出し、いくつか質問をしました。私は、英語で答えました。この司令官は英語がわかるようで、私がどうしてかと尋ねると、彼はアメリカの大学を卒業したと答えました。彼は、私と他の少女が慰安所で何をする事になったているかを明確に伝えました。彼は、また、時としてその前哨地に彼を訪れてくる将校の友人に対して私がサービスをしなければならぬこともはっきりと言いました。後に、私は、この日本軍の将校は少なくとも一週間に三回この前哨地を訪れ、定期的にここを訪れるのが三、四人いることがわかりました。彼は、他の少女のことにかわまず、自分のことだけを考えるようにと言いました。

私がこの司令官に初めて抵抗しようとしたとき、彼は怒り狂って、私の足を杖で叩きました。その杖は鉄でできていて革が巻いてあります。とてもひどく叩かれたので、膝頭の後ろがたちどころに腫れて、こぶができましたが、このこぶは今でも残っています。私はまったく歩けませんでした。痛みは我慢できませんでした。そんな痛みがあるのに、彼は私を強姦したのです。その後何日も、私を使

って慰安を求めるときは、私がまったく歩けなかったので、彼は私を引きずらなければなりませんでした。私は、この将校の名前を知ろうとしましたが、日本語が読めませんし、鞆に書いてあった字も判読できませんでした。この将校はカーキ色の制服を着て、いつも長いサーベルか軍刀とピストルを持っていました。長いブーツも履いていました。

私は、この兵舎に約二年二ヵ月、閉じこめられていました。私たち従軍慰安婦は、誰も前哨地から一歩も外に出ることが許されませんでした。毎日、私は司令官に奉仕しなければなりませんでした。一週間のうち三〜四日、この士官の友人の将校が慰安所を訪れました。そういった将校は三〜四人いました。私たちはその全員に奉仕することとされていました。この前哨地にはだいたい六人の従軍慰安婦がいました。

これらの将校はとても乱暴でした。この日本人は私がそれまで知らないほど残酷でした。私が着いて二日目、司令官の友だちの一人が、将校が部屋に入ってきたとき私がめそめそと泣いていたので、私の背中を蹴ったのです。私は、この将校に泣いているところを見せたくなかったので、顔をそむけました。しかし、彼は私が背中を向けたので激怒して、背中を激しく蹴りました。こんな暴力を振るわれたので、私はベッドの横に落ちてしまいました。私は、木のベッドに激突して、肋骨が二本折れてしまいました。私は苦痛で身をよじっていましたが、強姦を免れることはできませんでした。

一週間に一回、日本人の医者がやって来て、私たちを検査しましたが、やってくれたことといえば、将校たちに伝染するような病気を持っているかどうかを見るだけでした。ある検査で、私は、医者に膝の痛みと肋骨の脱臼のことを訴えました。彼は、私を診察して、そのうち直してあげると言いまし

た。しかし、これについてはまったく治療してもらえませんでした。

私にのしかかってきた日本人の将校は早漏でした。たぶんこのために、彼らは非常に残酷で野蛮で、私たちを自分たちの気まぐれで酷使できるおもちゃのように取り扱ったのでしょう。私は、いつも痛み、激しい痛みがあり、慰安所でのすべてのことは痛みに関係していました。日本の兵隊や将校は、肛門性交など異常セックスを私に強要しました。彼らは、性的な行為をしている間に私を傷つけるのです。親切にしてくれたことはまったくなく、感謝の気持ちや、私たちの苦痛に対する思いやりさえありませんでした。多くの将校は、不潔で、汚れていました。しかし、司令官は、いつもきちんとして清潔で、私も同じようにするようにと望んでいました。彼は、よく私に石鹸、化粧品、衛生用品を、時には洋服をくれました。

非常に多くの場合、これらの将校はあせっていて、私に全部洋服を脱がせようとしませんでした。彼ら自身も洋服を全部は脱がず、こんな侮辱のために私はさらに辱められたのです。別のときには、彼らは不満いっぱいで、私に襲いかかろうとして洋服を破ろうとしました。慰安所にいた別の女性が叫んで苦痛のために泣いているのを聞いたことが何回もあります。しかし、私には行って話をすることは許されませんでした。私自身も何度も泣き叫びたいと思ったことがありましたが、そんなことをすればもつとひどい害を加えられてケガををすると思ってこらえました。子どもに会いたかったの、生きていたかったのです。

「殺を考えたことは何度かありましたが、実行はしませんでした。最初にして最大の理由は子どもです。ある日、従軍慰安婦の一人が、慰安所の近くで「フクバラハッブ」³⁾のメンバーを見かけま

した。彼女は、そのうちの一人と話そうと慰安所から駆け出しました。ちょうど抜け出したとき、彼女は、冷酷にも歩哨の日本兵に撃たれてしまいました。その慰安所の私の部屋は門に向いていたので、私は一部始終を見ていて、背筋がゾツとしました。何があっても生きていて、二人の娘に会いたかったのです。

夫や家族のことはまったくわかりませんでした。民間人は誰も駐屯地に来なかったのです。ある日、前哨地が空襲されました。司令官が何かの紙を持って、何度も出入りするのが見えました。何か悪いことが起きていると思いました。前哨地が爆撃されました。この機会に私は部屋を出しましたが、私は置き去りにされていたのでした。他の従軍慰安婦たちも、歩哨や監視、一人の兵隊もいないことを知りました。私たちは急いで（米国の）収容所に入りました。一年前に閉じこめられてから、私たちは初めて会ったのです。しかし、話し合っている暇はありませんでした。私たちはとうとう自由になったことに興奮して、自宅に帰りたくて仕方ありませんでした。私はここから走って、乗り物の音がたくさん聞こえる所まで来ました。私は、ここが道だと思いました。私は道のところまで這っていきましたが、遠くからアメリカ兵が運転している車が見えました。私はアメリカ兵が運転しているジープを呼び止めました。彼は車を止め、乗せてくれました。彼は、私をレーガン・バラックスに連れて帰りました。ここでは何人かのケガをした兵士や民間人がアメリカ人医師の治療を受けていました。私は応急措置を受けて、食事と洋服をもらいました。アメリカ人の医師は私を検査し、折れた肋骨と腫れた膝を見て、後で治療をしてあげると言いました。彼らは、もっと重症の、激しく出血してケガをした兵士の世話で忙しかったのです。アメリカ人兵士の助けを借りて、私は、何とか家族を

捜すことができましたが、家族は最初の家から引越していたのです。

私が家にたどり着くと、夫はアメリカ人兵士がいる前では、私を温かく迎えてくれました。しかし、兵士がいなくなると、途端に彼はよそよそしくなりました。彼は、私に別の部屋で寝るように言い、ベッドを共にすることはないと明言しました。私は、かろうじてこの侮辱に耐えられましたが、それはやっと子どもたちの近くにいられるようになったからです。しかし、夫は、子どもたちの寝室を私に使わせようとはしませんでした。私は、こうして自分の家でも孤独だったのです。その後、私は、夫も私に従軍慰安婦のように扱っていることに気づきました。彼は、セックスの欲望を感じるといつでも私のところに来たのです。彼は、私を日本兵の残り滓と呼んで、以前のような関係を回復したくはないと言いました。彼は、私がしたことではなく、私が悪いのではないということを認めることができなかったのです。私の夫は、私の境遇をすべて理解したこともなく、また理解しようとさえしませんでした。

子どもたちが私に抱きついたり、キスしようとするときに夫がそばにいます、彼はメイドに命じて子どもたちを遠ざけて——私と子どもの接触を減らしました。こんな状況で私はあと二人の子ども——一人は息子でもう一人は娘、を産みました。私は、子どもたちのために侮辱に耐えたのです。

何年かして夫は私たちを別の県に引っ越させました。着いてみると、夫には定期的に会っている別の女性がいることがわかりました。ある日、私が市場に出かけて家に戻ってみると、なかは空っぽでした。子どもたちとその持ち物がなくなり、夫とその持ち物もなくなっていました。夫は戻ってきて、もう私は必要でないし、私は多くの日本兵の残り滓だし、私を尊敬していないし、別の女性を見つけ

たと言いました。彼は、子どもたちは育ててくれる親戚のところへやっただけとも言いました。誰だかは教えてくれませんでした。子どもたちは米国に行くと聞きました。私は、夫が子どもたちをどこかへやってしまつて以来、子どもたちには会っていません。

私は、この県でたった一人になつてしまい、そこでは誰も知り合いがいませんでした。彼は私に五〇ペソくれましたが、それは旅費にもなりませんでした。私は、そこでその県の赤十字に行き、女性のソーシャル・ワーカーにマニラまでの無料の航空券をくれるように頼みました。マニラ市なら、何かの仕事が見つけられるのです。私は、それまで何が起きたかを詳しくは説明しませんでした。しかし、彼女はとても親切で助けになつてくれ、そのおかげでマニラ市に来ることができました。

マニラ市では、従兄弟が市長と結婚していたので、何とか仕事を見つけることができました。私は、市庁舎でソーシャル・ワーカーとして働きました。しかし、市長の任期が終わると同時に私の仕事も終わりました。自分でやりくりしなければならなくなつたのです。私は、個人教授を始め、今もそれを続けています。時には隣人や友人が、宣誓供述書や短い供述書を起案して欲しいと頼んできて、私を助けてくれることもあります。他の方法でも助けてくれます。しかし、私は、自分の生活は完全に自分の個人教授に依存しています。この個人教授をできるようにするための試験まで受けました。

テレビでローラ・ロサを見たとき、私は、泣いて惨めな気持ちになりました。しかし、私は勇気をふりしぼつて調査委員会(TFFCW)に行きました。こうして体験を公開した後、私の個人教授を受けていた生徒の多くは、両親によつて辞めさせられました。しかし、隣人たちの大部分は私を支えてくれ、理解してくれます。公の場に出て、苦しみを他の従軍慰安婦とわちあつた後、私は気分がよ

くなり、重荷を下ろしたような気がします。しかし、私はお金がないので、自分で生きていくことができず、治療を受けることすらできません。

私が日本政府に望みたいのは、私を助けてほしいということです。私は、司祭様に告白した以外には私の過去を誰にも話したことがありません。私は、この秘密を自分の心の奥底にしまいこんだのです。私は、まったくの悲惨な人生を送り、自分のせいではまったくないのに苦しんできました。」

アナスタシア・コルテス（七〇歳）

「私は、一九二三年八月一五日、フィリピンのパンパンガで生まれました。一三歳のときマニラ市のグレース公園のエルポ工場に行きました。しかし、私は給料に満足できず、別の仕事を捜して、日本人が経営する軽食店に移りました。ここで、最初の夫であるギレルモ・ムリロに会いました。私たちは一九三九年、私が一六歳のときに、マニラ市の市庁舎で結婚しました。夫はフィリピン陸軍の軍曹でした。一九四三年のある夜、日本兵が私たちの家に来て、私と夫を連行しました。夫は下着しか着ておらず、引きずり出されるとき、私に洋服を取るように叫びました。私が洋服を取ろうとすると、パイプが落ちているのに気づき、私はそれを隠して部屋の外に運びました。そこで日本兵が夫を縛りあげていました。私は、後ろから忍び寄り、日本兵の頭を殴りましたが、何の役にも立ちませんでした。日本兵は振り向いて、私の胸を殴りました。彼は夫の頭を銃剣で刺したので、血が吹き出てきました。これを見て、私は耐えきれなくなり、気を失ってしまいました。

私が気がつくと、夫と私はトラックで運ばれるところでした。私たちはイントラミュロスのフォー

ト・サンチャゴのスペイン人区域に連れていかれました。そこで夫と私は、囚人として独房に入れられました。夫は裸にされ、逆さまにされ、大きな棒で殴られました。その後で頭を剃刀で剃られ、日本兵は頭の皮まで剥ぎました。夫の顔に血がしたたり落ち、恐ろしい光景でした。これに満足しないで日本兵は、夫の指の間に鉄をはさみこみ、これを押しつけたので、指の骨は折れてしまいました。指の爪を一本ずつ剥がされました。私は、夫に対する拷問を見るように強制されました。それが終わると、夫と地下の独房に入れられ、その後、夫はどこかへ連れ去られました。そのとき、フォート・サンチャゴで働いていたフリーピン人の清掃員が、何日かするとやってきて、夫は他の捕虜と一緒に殺されたと言いました(彼女は、われわれが砦を訪れたときに夫が入れられていたと思う地下の独房を指差したが、夫は川の流れが増すと溺れる方法で殺されたと思っています)。

フォート・サンチャゴに着いて一カ月すると、私のところへ、フクシマという名前だと思いますが、日本軍の司令官がやって来て私を独房から引き出し、小部屋に連れこみました。この小部屋で、彼は、むきだしの暴力で私を強姦しました。その後、彼は私を独房に戻しました。何時間かすると別の兵隊がやって来て、私を携帯用ベッドのある小部屋に連れこみ強姦しました。その後、私は独房に戻され、その後の何日間かは三、四人の兵隊が私を独房から出し、同じ小部屋に連れていき、それぞれの順番を待って、一人ひとりが強姦したのです。

このようにして私は、六、七カ月の間、囚人となっていました。私は、六カ月の間、三人ないしそれ以上の兵隊たちに、週三回、ただ彼らを満足させ、性的な欲求を満足させるために、繰り返しの性的に虐待され、強姦され、襲われたのです。これはまったく私の意思に反することであり、暴力的

になされたのです。

私は、フジタさんと記憶していますが、日本のお坊さんの助けによってフォート・サンチャゴから脱出できました。このお坊さんには、私の義理の母が近づいて、私を助けてくれるように頼んだのです。お坊さんは、軍に私を解放するよう言いました。その後で私は解放されました。私は、義理の母の家にいましたが、妊娠三カ月になってることがわかりました。何人もの兵隊に繰り返し強姦され父親がわからなかったため、私は子どもを作らないことにしました。私が妊娠していると知って義理の母が苦しむのを避けるため、私は家を飛び出し、ブルメントリットに行き、そのレストランで働きました。そこで働いている間、何人もの日本人がよくそのレストランにきましたが、そのうちの一人はフォート・サンチャゴにいた兵隊だとわかりました。私は、彼の方も私に気づくのではないかと不安でした。私はレストランから飛び出し、警察に助けを求めました。その警察官は後に私の二番目の夫となりました。私たちは正式には結婚しませんでした。私は彼と一緒に住み、六人の子どもを産みました。二番目の夫は一九七五年に脳卒中で亡くなりました。

私が囚人にされたこと、最初の夫が拷問を受けたこと、私がセックスを強制されたという出来事によって、今でも悪夢を見ることがあり、特にテレビや映画で暴力を見た後はそうです。私は、他の人は私の苦しみをわかってくれないのではないかと不安で、声をあげられませんでした。何年か前のある時、私は気持ちを軽くしようと、自分の過去をノートに書きました。日本軍に性的サービスを強要された従軍慰安婦を見つける運動がラジオで始まったとき、私は自分のノートを送ろうと思いました。が、恥ずかしいという気持ちが勝ち、非難されるのではないかと恐れて、沈黙していました。

最近、私はローラ・ロサをテレビで見たとき、彼女の話に注目しないようにしていました。義理の妹は、私の話を公開するように言いました。実際、義理の妹も従軍慰安婦で、日本軍の占領中に私がどうなったかを知っているのです。義理の妹は私を励まし、対策本部まで一緒に歩いてきてくれました。その夜、私は、子どもたちに自分の話をしましたが、今もその子どもたちと一緒に住んでいます。私は、この話を半世紀の間、秘密にしてみました。でも、子どもたちはとてもよく理解してくれて、支えてくれています。」

ICJ調査団は、アナスタシアさんの家を訪問し、彼女と一緒に住んでいる息子が、われわれが彼女のところを訪れる時に一緒にいるために休暇を取ったことを知った。これは、とても思いやりの深いことであった。その後、私たちはアナスタシアさんと一緒にフォート・サンチャゴを訪れたが、彼女は、最初に自分が閉じこめられ、夫への拷問を目撃させられた場所を指示した。アナスタシアさんは、独房があった場所も特定できた。それがわかったのは、一方の端に窓があったのを覚えていたからである。アナスタシアさんは、この訪問の間、そして自らの苦難を語る間、とても苦しんでいた。

大韓民国からの供述

ユン・スンマン（六六歳）

ユンさんは、六六歳である。正式の教育を受けなかったので、彼女は自分の生まれた日を知らない。

彼女の家は、もともとは朝鮮の富裕な階級の出だった。彼女と両親、兄弟姉妹は祖父母と暮らしていたが、それは財産を持っていたのは祖父だったからである。祖父が朝鮮独立運動に加わっていたのは明らかで、このことは日本人にも知られていた。陰暦の三月、彼女は家族の何人かと野原にいて、祖母は牛に餌をやり、母親は家で食事を作り、祖父は休んでいた。村の指導者が、三人の日本兵に付き添われて家にやってきて、祖父を外に連れ出し、拷問した。これを見てユンさんは、なかに入って隠れたが、日本兵に見つかってしまい、家の外に出された。これが彼女が家族を見た最後になった。両親も祖父母も彼女が韓国に戻った時には亡くなっていたからである。

日本兵によって連行された後、彼女はジープに乗せられたが、そこにはたぐさんの朝鮮の少女が乗っていた。彼女たちは、列車で朝鮮南部の大きな港である釜山に連れていかれた。釜山には二日間とどまり、船に乗せられて日本の下関へ着いた。ユンさんは、六二人の少女と一緒に、自分のいた所から下関へ連行された。この間、彼女たちには何の食事とも与えられなかった。日本に着いた後でおむすびを与えられた。最初は、紡績工場で働かされ、夜は寄宿舎で寝た。寄宿舎の外に出ることは禁止され、休日はまったくなかった。明らかに、食事は量も少なく質も貧弱だった。給料はまったく払われなかった。彼女たちは、朝鮮人なのだから日本の天皇のために働かなければならないと言われていた。その後、彼女は、大阪郊外の小さな村に連れていかれたが、ここには軍事基地があった。ここで彼女は慰安所に送られ、日本兵に強姦された。慰安所は、小さな建物で貧弱な作りだった。それぞれの女性に割り当てられた「部屋」の間にはカーテンの仕切りしかなかった。ユンさんにとって、そこで最初の日に何が起こったかを説明するのはとてもむずかしかった。彼女は、日本の兵隊に抵抗したが

殴られたと語った。何人かの兵隊に犯された後、彼女の膺は腫れて、身体は痛くなった。彼女は、兵隊たちは「狂犬」のようで、部屋に入ってくる時からもう裸だったと述べた。彼女が日本兵に、どうして朝鮮の女性に乱暴するのかと尋ねると、兵隊たちは、自分たちは天皇陛下のために働いていると答えた。兵隊たちは、家族に会う休暇をもらえないので、女が必要だとも言った。ユンさんは、慰安所では朝鮮の女性しか見なかったと述べた。

この時、兵隊に抵抗しようとして、ユンさんの腕が折られ、医療的な手当てがなされず、まちがって治療され、彼女の腕は肘のところで完全に変形してしまった。実質的には、彼女の左腕は使い物にならなくなってしまうた。日本兵に抵抗しようとする、彼女は殴られ拷問され、さらに、ここに置かれたのは性器で奉仕するためだと言われた。彼女は、日本の慰安所で一六―一八歳を過ごした。三番目の慰安所は戦場に近く、空襲があっても日本兵とのセックスを強要された。彼女が慰安所で会った少女の多くは、劣悪な状況のために亡くなった。

慰安所の状態を説明してほしいとたずねると、彼女は、兵隊の長い列ができて、それぞれの兵隊が部屋で女性といられるのはとても短い時間だったと述べた。たとえば、一人の兵隊が「長すぎる」と、ドアを叩かれ、他の兵隊たちが、外に出るように言うのである。

このような残酷で、悲惨な行為に耐えなければならなかったことに加えて、ユンさんは、今も心に深い傷を負っていて、「良い少女になる機会が与えられなかった自分自身を憎んでいる」と述べている。

ユンさんは、一八歳の時に自分の家に戻ったが、家族が皆亡くなっていたので、寺に行き、お坊さ

んのために食事と洗濯をして生活した。慰安所での体験のために、彼女は子宮摘出手術を受け、子どもを産めなくなったことを今も悔しく思っている。二八歳のとき、二三歳年上の男性と結婚し、彼と彼の五人の子どもたちと一緒に暮らしたが、子どもを産めなかったために、夫が死亡した後、夫の家族は彼女に何の財産も与えなかった。彼女は、長い年月、寺で暮らし、お坊さんの食事、掃除、雑用などをした。

二年前に名乗り出ることを決めるまで、彼女は、慰安所での体験を誰にも言ったことがなかった。自分の身の上起こったことについて、彼女が今もたいへん怒っているのは明らかである。他の同様の境遇にある女性と同じく、彼女の状況は自分が年をとったとき、その面倒を見る責任を実質的に子どもが負っている韓国社会の状況のなかで理解されなければならない。政府の補助は扶養してくれる親戚がいらない人に対してのみ与えられ、補助のレベルはきわめて低い。調査団の一人はユンさんの家を訪ねたが、それは戸外の台所、共同トイレと、約六フィート×六フィート（一・八メートル四方）の大きさで窓とドアが一つずつの部屋だった。彼女の夢は、自分の家を持つてもう少し広い空間がほしいということである。

ユンさんやその他韓国でインタビュした女性が直面しているもう一つの問題は、日本の弁護士、報道機関、その他の人びとが、韓国にやって来て、名乗りをあげた女性たちに何度もインタビュをしようとすることである。絶え間のないインタビュは、女性にとって苦痛の種となっているが、これはインタビュを受けても何にもならないと思えるためによけいそうになっている。さらに、女性たちにはインタビュの理由が説明されていないという不満もある。ユンさんは、自国の政府に対して

も不満を表明し、政府は女性たちの利益のために十分なことをしていないこと、従軍慰安婦の生活を支える金は、韓国政府からではなく日本政府から支給されるべきであると言っている。日本は、特に従軍慰安婦に対して、そして韓国人全体に対してなしたことについて謝罪すべきであるという点を最も強調した。

これらを述べた後、ユンさんは、慰安所での体験とそこから解放された直後の時期について話を戻した。腕が曲げられてしまったとき、三本の肋骨も折られてしまい、彼女は、どうして同じ人間にこんなことができるのだろうかと自問したと述べた。彼女はベッドで六、七カ月を過ごしたが、生き残ることができたのは他の従軍慰安婦のおかげだった。彼女たちは、自分の食事からご飯を隠し、持つてきて食べさせてくれた。慰安所から女性が逃げようとすると撃たれたとも述べた。彼女の友だちの一人も銃撃の傷がもとで、一本の足を切断しなければならなかった。彼女がいた最後の軍事基地で爆撃が始まったとき、彼女は、基地から逃げ出し、とうとう朝鮮の民間人に会って、その家に翌年までいて、その年に彼らと一緒に現在の韓国に戻った。

慰安所にいたときは、憲兵が慰安所を監視していたので、彼女は外に出られなかった。たった一つ許されたのは、定期的に着ていた物を洗濯することだった。家にたどり着いたとき、何力所も皮膚病やその他の病気になっていたが、医者のところには行かず、叔母さんが漢方薬で治療してくれた。

追加質問の後、彼女は、自分の腕に関してもう少し詳しく説明した。ある日本の将校が慰安所に来たときに、この将校が「太りすぎ」ていたために彼女がセックスを拒むと、彼は怒って腕をねじり、折ってしまった。この状態のため、彼女が強姦されたのはこれが最後になった。回復した後も、彼女

は従軍慰安婦にはされなかった。

慰安所での体験のため、彼女は、社会的関係を避けるようになったため、他の人とうまくやっていけないと強調した。

キム・ボクスン（六七歳）

キムさんは、一九二六年、陰曆の二月二〇日に生まれた。生まれたのは全羅道の康津だった。

彼女は、祖父、両親、二人の姉妹と一緒に片田舎の村に住んでいた。両親は貧農だった。彼女は、正式の教育を六年間受けられたが、家庭の経済的事情のために、そこまで止めなければならなかった。両親は一二歳のときに離婚して、彼女は父方の叔父と暮らすことになった。二人の姉は結婚できたので、彼女だけが叔父と暮らした。彼女は、畑仕事や家事を手伝った。

一九四四年、叔父さんは、少女たちが誘拐されて「性的奴隷」にされていると聞いて、彼女の身の上が心配になった。彼女自身は、「まだ未熟」だし「背が高くて太っていた」ので、誘拐されるような危険はないと思っていた。叔父さんは、彼女に結婚するように勧めたが、彼女は結婚話を断わった。

叔父さんは彼女のことをますます心配になり、目につかないところに隠れて、屋根裏部屋にいるべきだと言った。彼女はその勧めを約二週間守ったが、雰囲気が悪化してきてと考えると、中庭に出て従兄弟と昼ご飯を食べた。その家のまわりには門がなかったので、隣人やその他の人は、その家で何が起こっているかを見ることができた。

昼食の間に、軍服を着た一人の朝鮮人が、二人の憲兵と一緒にやってきた。その朝鮮人は、地面に

座って彼女と二人の従兄弟が食事を終えるまで待ち、その後で叔父さんに向かって言った。「あんた、どうして姪を家に置いとくのかね。日本にやって仕事をさせなきゃダメじゃないか。あそこならずいぶん稼げるよ。金を持って帰ってくれば、いい男を見つけて結婚できるよ」。彼女は、この朝鮮人に、毎月いくら稼いで、どのくらい日本にしなければならぬか、いつ戻ってこられるかを尋ねた。その男は、一年間いるだけで、毎月給料をもらうこともできるし、働いている間は給料を預かってもらって、やめるとき全額を受け取ることもできると言った。叔父さんは、両親が離婚したので自分が責任を持っているし、彼女は朝鮮で結婚しなければいけないから日本には行かせないと言った。

ここで、朝鮮人と日本人の態度が変わった。ここまでは、家族の者に対して親しげだったのに、叔父さんが嫌だと言うと、日本人が立ち上がり、彼女を中庭に連れ出した。彼女は、身のまわりの物を持っていきたくないと頼んだが、洋服も何もかも支給されるから何もいらぬと言われた。彼女は光州まで運ばれ、そこで五人の少女と一緒に宿屋に泊まらされた。誰もこれからどうなるか彼女に言わなかった。彼女は崔という朝鮮人にこれからどうなるか尋ねたが、彼は返事をしなかった。学校に行つて少し日本語がわかったので、彼女は、日本人が崔に何も言うなと言っているのが聞こえた。宿屋には二日いた。彼女は一緒にいた何人かの少女と話したが、彼女たちは皆、違った所からやってきていた。結婚していた者もいたし、とても若い子もいた。日本兵が一人と崔という朝鮮人もそこに泊まった。彼女たちは二人に監視され、トイレに行くにも彼らがついてきた。二日たつと彼女たちは列車に乗り、日本兵が切符を買った。彼女たちは貨車に乗り、このため少女たちはいっそう神経質になり、「どこへ連れていくの」と叫び続けていた。質問には何の返事もなかった。彼女は朝鮮人から答えを引き出そ

うとしたが、このときも日本人が返事をしないように命令した。

彼女たちはソウルに着き、別の列車に乗せられて仁川に連れて行かれたが、ここで日本軍の基地に連行された。その基地にはすでに六〇人ほどの少女がいるようだった。彼女たちが入れられた建物には三つの部屋があり、それぞれの部屋に二〇人の少女が入れられた。六人は離れた別の部屋に入れられた。彼女は一晚そこに泊まり、日本の医者 of 診断を受けた。この医者は胸のX線検査をして、六人のうち四人は健康と診断された。二人は結核と診断されて家に帰された。この後、二〇人の少女は一緒にされ、名前を日本の名前に変えなければいけないと言われた。彼女の日本名はカネヤ・ミツコだった。彼女たちはこの軍事基地に一週間いたが、そこで言われたのは日本に行くということだけだった。パンツ二枚、下着二枚、シャツ二枚があてがわれた。その後、船に乗せられて釜山へ行ったが、ここから付き添ったのは朝鮮の民間人だけだった。

この時、彼女は、日本へ行って工場で働くのだと思っていた。彼女たちは日本の軍艦で釜山から大阪に連れていかれた。何人かは下関で下りた。大阪につくと、彼女たちは軍事基地に連れていかれたが、そこには四〇人の少女がいた。彼女たちはベニヤ合板の建物に入れられた。このとき、彼女はまた崔に、本当に工場に行くのかどうか、どんな工場なのかを尋ねた。彼女は、もう日本には仕事はないので、別の国に行かなければならないと言われた。さらに、それは「暑い国」だと言われた。その後、彼女は約六〇人の少女と一緒に、軍用船によってサイゴンに連れていかれた。そこで彼女は大きな軍事基地に入れられ、ここでは二〇のグループに分けられた。このときには、女性たちは皆、自分たちが騙されていたことに気がつき、自分たちがどうなるかわかっていた。

彼女と一九人の女性は、第三室に閉じこめられたが、ここで彼女たちは座りこんで、これからどうなるのかを話し合った。彼女たちは、おたがいに、自分たちは日本兵の性的欲望のために利用されるのだと言いつつ。彼女たちは部屋に閉じこめられ、監視はとも厳しかった。部屋には夜は鍵がかけられ、トイレに行くときは監視がついていった。その後、彼女たちはサイゴンの基地からビルマのラングーンに送られた。ここで少女たちはさらに小さなグループに分けられた。彼女は、崔から、これから一年間は自分に起こることを辛抱しなければいけないし、苦しいことがあってもそれを堪えなければいけないと言われた。崔は、もし泣いたり反抗したりしたら、日本人に殴られると言った。彼女は、自分の運命に従うことにしたので、殴られなかった。

ラングーンでは、彼女たちは軍のトラックに乗せられて、山岳地帯を一時間半走って、軍事基地に着いた。そこには慰安所の名前を書いた看板があった。この建物は荒廃していて、彼女の説明によればすべてベニヤ合板でできていたようである。建物には中央に廊下があり、その両側にそれぞれ一〇室あり、廊下の端にはトイレがあった。部屋には一から二〇までの番号がつけられていたが、彼女は第三号室に入れられ、彼女の日本名がドアに掲げられた。夜中、女性たちの多くは泣いていて、このために日本兵から殴られるのが聞こえた。次の日、彼女たちは日本兵の「受け入れ」を始めさせられた。この日には、できるだけたくさん兵隊が送りこまれた。見たところ、日本兵は切符を持っていて、これを崔に渡していた。キムさんは、兵隊の一人にノートを一冊頼み、このなかに自分が奉仕を強制された兵隊の数を書いていった。彼女が一日に受け入れさせられた男性の最大数は二〇だった。最初の日の終わりには多くの女性が血を流していたが、日本兵たちは来つづけ、彼女たちは日本の医

者から、自分たちの身の上に起こったことのために出血したのではなく、生理中だからだと言われた。何人かは、痛みから回復するために三―四日の休暇を与えられた。

この慰安所の規則は厳重だった。兵士、下士官、将校によって時間が別になっていた。夜泊まれるのは将校だけだった。兵士の時間は九時から三時までで、下士官は三時から七時まで、将校は夜九時から翌朝までだった。時間が限られていたので、兵隊たちの多くは、部屋に入る前にもう洋服を脱いでいた。性病を恐れて、キムさんは、兵隊たちが残っていたコンドームをできるだけたくさん集めた。兵隊たちは、コンドームを部屋に落としていくので、彼女はこれを拾って化学溶液のなかに入れておき、部屋で使えるようにした。この慰安所では、コンドームを使わなかったり、使おうとしない兵隊は拒否することができたようである。こういう兵隊たちは立ち去るが、キムさんによれば、彼女がコンドームをつけていない兵隊を拒むと、立ち去る前に殴っていた。

彼女は、この慰安所に三カ月いたが、その後この付近に大規模な爆撃があり、日本人たちはここを出てキツネ穴に隠れなければいけなかった。女性たちはこのキツネ穴で兵隊たちを受け入れさせられ、キムさんは、ビルマの雨期にもそうさせられた様子をはつきりと説明した。時々、何人かの将校は親切で、食料をくれたり慰めようとしたとも、彼女は語った。軍事基地の中には、他の国からきて労働者として働いている女性もいたようだった。何人かはインド人だと彼女は思っていたが、彼女たちは「性の奴隷」として使われていたのではなく、労働者だった。たくさん少女がマラリアで死亡した。爆撃が激しくなると、日本軍が軍事基地を移転することを決めたとき、崔は、彼女とその友だちに、どのトラックに乗ればいいかを教えて、トラックに乗るのを最後にするように忠告した。し

かし、彼女と友だちはトラックでは行かないことにして、闇の中に隠れていた。何分かして崔が戻ってきたので、彼女たちはジャングルの中を進むことにした。彼女たちは、インドへの道を見つけ、インド人の家庭で五カ月を過ごした。空襲が終わったことに気づき、彼女たちは家に帰るためにラングーンに行くことにした。ラングーンへ行く途中で一行のなかのもう一人の女性は溺れてしまった。

ラングーンにいる時、彼女は英国軍の兵士から事情を聞かれ、どこから来たのか、「性の奴隷」にされたことを誰に言うかを尋ねられた。このときマラリアにかかっていたので、彼女は、兵隊たちが自分の言うことを本当に信じてくれたかどうかわからなかった。英国軍は、彼女に簡単な身の上を尋ねただけだったと彼女は思った。彼女と崔は、朝鮮に戻るのならバンコクに向かうように言われた。二人は列車に乗って英国軍の基地を目指し、ここから船で釜山に行った。汽車賃と船の代金を払ったのは崔のようである。

彼女は、故郷の村に帰ったが、家族は捜し出せなかった。彼女は、それ以後、たった一人で暮らしている。これまでの三四年間、小さな食堂を経営している。

崔が日本軍から給料をもらっていたかどうかを尋ねられると、彼女は、崔は毎月給料をもらっていたが、これは慰安所を使う兵隊の数とは関係がないと述べた。また、慰安所にいるときは医者や診断を受けなかったとも語った。規則、特に兵隊たちがコンドームを確実にするようというを守るようにと言われただけだった。軍事基地との関係で慰安所の場所を説明するように言われると、キムさんは、基地のまわりには塀があり、慰安所はこの塀のすぐ外にあったと語った。慰安所の中の部屋は、およそ五フィート×三フィート（一・五メートル×〇・九メートル）だった。基地のすぐ隣にあつ

たのはこの建物だけであり、女性がいたのもこの建物だけだった。一番近い村からは約一時間離れていた。

キムさんは、日本が慰安所を設置して運営してきた責任を否定していることに怒りを感じている。日本政府からの公式の謝罪を強く主張している。

他の女性の場合と同じく、キムさんは、自分の身に起こったことを恥じる気持ちから、ほとんど他の人から孤立して、孤独な生活を送っている。慰安所の状態のせいで多くの女性が死んでしまったので、自分が生きているのは奇跡だと彼女は語った。

カン・スネ（六五歳）

カンさんは、一九二八年、陰暦の九月二七日に生まれた。彼女は、両親が働くために東京に来ていたので、ここで生まれた。一九三六年、八歳のときに韓国に帰った。彼女と、両親、二人の兄弟、一人の姉は馬山に住んでいた。家庭が貧しかったので、馬山にいたときには、彼女はそこにいた日本の兵隊に食べ物やねだらなければならなかった。彼女の家は、悲惨な状況で暮らしていた。

彼女が二三歳のある日、彼女と母親は、橋の下で食べ物を捜してゴミあきりをしていると（橋を通るトラックから米が落ちてくることがある）、日本の憲兵が近づいてきた。父親は何が起きるかがわかったので、憲兵が彼女を連れていくのを止めようとしたが、ナイフで切られ血を流した。この時、彼女は下着だけだったが、それは伝統的な袋のようなパンツの下着と上半身はパジャマのようなものだった。彼女は、憲兵に駅に連れていかれたが、そこには一三人の少女がすでに待っていた。男たちは赤い文

字が書かれた白い腕章をしていたので、彼女には憲兵だとわかった。彼女たちは韓式旅館に連れていかれ、皆、同じ部屋に入れられた。どこに連れていかれるのかを彼女たちが尋ねると、「いい所」に行くのだという答えだった。広島に向かう前に、憲兵が三五人の少女を集めてきた。彼女たちは、ホキドという船に乗せられた。

広島につくと映画館に連れていかれ、ここで他の少女たちが加わったが、この少女たちは現在の北朝鮮から来ていた。二つのグループの少女は一緒にされ、最後には果物を拾うために果樹園にやられた。この果樹園に彼女は四カ月いたが、このときミト丸という船に乗せられたが、これは軍事用の船だった。この船はパラオに向かった。船に乗っていたのは、日本の将校と兵隊、それに朝鮮人の兵隊も何人かいた。どこに向かっているのかを教えたのは朝鮮人の兵隊だった。日本の兵隊たちは何も言わなかった。朝鮮人の兵隊も日本の兵隊も、なぜパラオに行くのかという理由は言わなかったが、朝鮮人の兵隊は、「君たちはもう朝鮮には戻れない。あそこ（パラオ）へ行けば、死んでしまう」と言った。

パラオへ行く途中で船は難破し、全員が海に投げ出された。どうしてだかわからないが、日本の兵隊がとても怒り、何人かの少女を殴りはじめた。彼女は、日本兵の一人に剣で足を刺された。調査員は、彼女の足を見た。遭難で生き残った少女は一三人しかいなかった。彼女たちはカイコン島という島に連れていかれ、ここに何日間かいた。遭難の時に着物が破れてしまったので、彼女は軍服をもらった。彼女たちは別の船に乗って、パラオへ着いた。航海は一カ月と三日かかった。この船の名前は大阪丸だった。船の上で日本兵が彼女たちに乱暴しようとしたかを尋ねたが、彼女は、それはなかった。

たと答えた。

パラオに着くと、彼女たちは駐屯地に連れていかれた。そこでの生活は大変だった。彼女たちを連れてきた船が食料補給に日本に戻ることになっていたので、難破したために、島に生える果物で生きなければならなくなったからである。島の人たちが、彼らに食用になる果物と野菜を教えたようである。

彼女とそれ以外の女性らは、駐屯地の中で一緒に生活した。それぞれの女性是个室に入れられた。少女たちは、毎日五人から三〇人の男を「受け入れる」ように命じられた。兵隊たちはとても残酷だった（調査員は、彼女の腰骨のわきにある傷跡を目撃したが、これは煙草の焼け跡であった。手にも煙草の焼け跡があった）。インタビューでここまできると、カンさんは非常に興奮した。一九四五年の九月か一〇月か、日本兵たちは逃げ出しはじめ、将校の何人かは自殺した。この時になって女性たちは初めて、日本が連合国側に負けているということがわかった。何人かの兵隊が駐屯地にいる女性を殺そうとしたが、キムさんは調査員に、剣で切られた背中と後頭部の傷を見せてくれた。彼女は、日本兵の残酷さについて他のことにも触れ、ある女性は日本兵に胸を切られたし、別の女性は腹部を裂かれたと述べた。ついに、米兵は彼女たちが住んでいた家にやってきて、食事を配りはじめた。彼女は、なぜそこにいるのかも、そこで何をされたかも米兵には聞かれなかった。

彼女がパラオから朝鮮に戻ったのは一八歳の時だった。彼女は死者に対する儀式を行なう伝統的な日である一月一日に戻ったが、このとき、彼女の母親は彼女のためにその儀式を行なっていた。その後、何年かして母親が死亡するまで、彼女は母親と一緒に暮らしていた。彼女は結婚せず、唯一の親

威は甥だが、彼に対してはごく最近になるまで心の傷を語ることとはしなかった。インタビューを受けた他の女性と同じく、身体が汚され、結婚して子どもを持つことができなかったという傷は、日本兵にいつも強姦され、野蛮な目にあわされてきたという苦痛に勝るとも劣らないのである。

ウ・ユンジエ（六五歳）

ウさんは、一九二八年七月二七日、咸鏡道で生まれた。生まれた村はサムス・クンといった。彼女は、祖父、両親、兄弟二人、姉妹一人と一緒に暮らしていた。両親が不動産を持っていたので、何年かは学校に通えた。一九四三年、一六歳の頃、日本人と思われる警察官が家にやってきた。警官たちは彼女を連行すると言い張り、両親が抵抗しようとする、警官は、彼女と話をし、事情を聞いたので警察署に来てほしいと言った。村長のウォン・ポチンは、少女たちが日本人によって連れていかれていることを知っていた。彼女は、軍用トラックに乗せられて恵山駅に着き、ここでやはり同じように軍用トラックに乗せて連れてこられた別の少女たちと一緒に列車に乗った。どこに行くのかを尋ねると、最初は日本に行つて工場で仕事をするのだと言われた。列車の窓は覆われていたので、彼女たちはどこに向かっているかがわからず、中国について初めて列車から出るのが許された。彼女たちは、別の列車に移った。しばらくするとある駅に着き、駐屯地に連れて行かれた。基地につくと彼女は、乗っていた列車から引きずり下ろされた。彼女はある家に入れられたが、日本兵に乱暴されそうになったので抵抗すると、尻を蹴られ、地面に倒れると頭を蹴られた。彼女が自殺しようとしたので、基地での最初の数日間には誰にも触られなかった。その後、日本人の将校が彼女のところにやって

きて、少し話をしてからセックスをしようとした。彼女は、なんども家に帰りたいと言い、最後には彼とセックスをしたが、それはこうすれば家に帰れるかもしれないと思ったためである。しかし、そんなことにはならず、将校が終わると兵隊たちが部屋にやってきたが、この時には彼女の膣は腫れてクリトリスはひどく痛んだ。そんな痛みがあったのに、彼女は、毎日続けて何人もの兵隊を受け入れさせられた。彼女は、兵隊たちは彼女の身体の状態のことをまったく考えないで襲ってくる野蛮な獣だと言った。

お金の話は一切出なかった。女性には何の医学的検査もされなかった。女性が兵隊とセックスをしないと、殴られた。

一九四四年のあるとき、彼女は、日本兵がハン・ポク河に浮橋をかけ、これを渡って対岸に行くのを見た。兵隊たちは基地に戻ってこなかった。行くところがないので、女性たちは翌年まで基地に残ったが、このとき朝鮮のジャーナリストがここにやってきて、日本軍は中国のこの地域で負けたと教えてくれた。彼女は、朝鮮に戻りたいかと尋ねられ、はいと答えると、駅に連れて行かれた。切符を買ってもらい、三日間列車に乗って朝鮮に戻り、ブヨンデの町の近くへやってきた。彼女は、母方の叔母のところへ行き、ここに住んだ。この付近の日本兵は彼女が到着した直後に退却した。退却が終わると、父親がやってきて山道を通って父親と家族が住んでいる家まで連れて行った。それから一八日後に朝鮮が解放されたことを知った。

彼女は、父親にもその他の家族にも、何が起きたかを話さなかった。家族には、満州に送られたと言っただけだった。村から連行された時、ほかに五人の少女と一緒に連れ出されたが、生き残ったの

は彼女だけだった。この少女のうちの一人の母親が、彼女が戻ってすぐ死んだが、その理由は彼女の娘が死んだことがわかった悲しみのせいだと彼女は思っている。

彼女は、中国から帰ってきたときには病気で、胃や腸の調子が悪かった。さまざまな薬草やそのほかの漢方薬を処方されたが、病院には行かなかった。

家族は、彼女に起こったことを知らなかった。結婚を勧めた。家族の保守的な気質を考えると、彼女はこれを受け入れざるを得ないと考えたが、自分に起こったことについては深い恥の念を抱いていた。彼女は、一〇歳年上で現在七六歳の夫にも話していない。彼女は、子どもを産むことはできないと言われていたが、息子が一人生まれた。彼も彼女の苦難を知らない。彼女は、もし息子や夫が自分の体験を知ったら、家庭が「不幸」になると確信している。彼女は、韓国の世論が現在のようになるまでは、自分や家族の恥になると考えて、自分の体験を話そうとは思っていなかった。彼女は今も病気だが、これは慰安所での経験の結果と考えている。

ファン・クムジュ（七一歳）

「私は、一九二二年、忠清南道扶餘で生まれました。私の祖先は兩班（ヤンバン）でした。私の父は東京の明治大学で勉強して、法学を修めました。卒業の時、父は重い病氣になりました。ですから、私の家の経済状態は悪化しました。父親の病状が重くなったので、扶餘に帰りました。父親は一種の癌にかかっていたのです。私は長女だったので、皆の面倒を見る責任がありました。私には妹が一人と弟が一人いました。私は、お金がなかったので学校に行きませんでした。一二歳のとき、私は、ソウル市の金持

ちの家庭でメイドになりました。私の雇い主の二番目の奥さんは、私をひどく扱いました。彼女が私の家に多額の金を支払ったことがわかりました。私は、雇い主に、ひどい仕打ちを抗議しました。そこで、ご主人は、私を威鏡道の威興の本妻の家に連れていきました。私は、この家で三年間働きました。

威興では、日本軍の将校が、どの家も少なくとも一人の娘を軍の弾薬工場に送るようにふれまわっていました。私がいた家は、三人の娘とご主人の本妻が住んでいました。三人の娘は学校や大学で勉強していました。奥さんは悩みました。ですから、私が娘の代わりに行くと申し出ました。私は、ご主人の親切に報いなければならぬと思ったのです。そうして、私は奥さんに、お金を稼いで経済状態を良くするために、行かせてくださいと頼みました。日本軍の将校は、少女たちは弾薬工場に連れていかれ、三年もすればたくさん金が入ると言いました。奥さんは、もし私が娘の代わりに弾薬工場に行ってくれるなら、よい家庭との結婚を世話してあげようと言いました。こんなふうに説得され、また経済状態を良くしようと思つて、私は行くことにしました。日本軍の将校が、いつ、どこで会うのかを決めました。それで、私が決められた時間に行くと、二〇人の少女がいましたが、皆朝鮮人で、年は一七歳から一九歳でした。みんな、結婚前の少女のようでした。私たちは汽車に乗せられました。一人の男が憲兵の制服を着ていました。彼はカーキ色の軍服を着て、腕に徽章をつけ、銃と長い剣を持っていました。彼は日本人でした。その男には誰もついていませんでした。私たちが列車に乗ると、なかにはすでに約三〇人ほどの少女が乗っていました。ですから、全体で列車には約五〇人あまりの少女が乗りました。列車には憲兵が何人か乗っていました。列車の窓には黒いカーテ

ンがかかり、私たちには外が見えませんでした。でも、私が何とか外を見ると、私を連れてきた憲兵がいて、他の憲兵や兵隊たちと書類を交換していました。誰も私たちの写真を撮っていませんでしたし、名前も記録されず、自分の名前を言うようにとも言われませんでした。

それは秋でした。とても涼しかった。私が働いていた家庭が高価なコートをくれたので、私はそれを着ていました。私は一九歳で一九四一年頃でした。列車を引く機関車を何度も取り替えたのを覚えています。三、四時間おきにご飯をもらいましたが、心配で喉をとおりませんでした。一日半乗っていると、夜間に杏林という場所に着きましたが、そこは「満州」でした。働いているとき、私は日本語の読み書きができるようになっていました。ですから、杏林駅で駅の名前を読めたのです。そこには朝鮮の若い学生のような感じの兵隊がたくさんいました。他の列車からは、朝鮮の少女がたくさん吐き出されてきました。何百人もの少女が駅に集まりました。私たちは、待ちかまえていた軍用トラックの所に連れていかれました。二〇人の少女が一台のトラックに押しこめられました。そんなトラックが五、六台あり、朝鮮の少女をいっぱいに積んでいろいろな方角へ走っていききました。トラックは、古くて汚くてガタガタでした。道路はでこぼこで、行程は惨めなものでした。多くの少女が五、六時間の行程の途中でケガをしました。すぐに暗くなり、私たちは気分が悪くなりました。頭も身体も痛みました。私たちは駐屯地のような所に着きました。私たちはテントの中に寝かされました。日本人は、これを小屋と言っていました。なかはとても寒かったです。二〇人の少女が小さな一つのテントに入れられました。一つの建物のまわりに五つ同じようなものがありました。私たちと一緒に駅を出たトラックがどうなったかはわかりません。暗くて寒くて、隣のテントにある食堂に行くように

言われました。とても寒かったので、私は外に出られませんでした。私たちは毛布一組をもらいましたが、これは汚くて古いものでした。軍用のものだということがわかりました。でも、それだけでは十分でなかったのです、少女たちは皆集まり、毛布を皆で一緒にかけ、全員でこれに入るととても暖かくなりました。私たちは、次の朝には工場に行けると思つて慰めあいました。

翌朝、私たちが外に出ると兵隊がたくさんいました。身のまわりをきれいにすると、兵隊につつかれて食堂に行き、食事をしました。食事は小さなスズのお碗に入れられていましたが、このお碗も軍用のものでした。食堂はテントの中にありました。朝食が終わると自分たちのテントに戻りました。兵隊が二人私たちの家に来て、私たちのなかの二人を見ました。彼らは私を外に連れ出し兵隊のテントに連れていきましたが、これはもつと大きくて、清潔で、いろいろな設備がありました。後で、それは将校用のテントだとわかりました。でも、兵隊が私を呼んだとき、私はとうとう弾薬工場に連れていってもらえるのだと思ひました。テントの中では、位の高い一人の日本軍の将校が私を見ていました。私は、彼に、工場に連れていってもらい、仕事をして金を稼ぎたいと頼みました。彼は、私がどこで生まれたかを尋ね、私は答えました。彼は、私に洋服を脱ぐように言い、私は断りました。すると彼は私をつかまえました。私は全力で抵抗しました。でも、彼は銃剣を抜き、これを使つて私の洋服を切り裂きました。彼は、私の下着も銃剣で切つたのです。私は、このとき朝鮮の服を着ていました。私はとても怖くて氣を失つてしまいました。テントの中にはベッドがあり、私が氣がつくと、私は上半身しか洋服を着ておらず、膺からは血が出ていました。こんなふうに強姦されるまで私は処女でした。私は、泣いて泣いて泣きました。将校が私の隣で横たわっているのがわかりました。彼は

私を引き寄せ、私が抵抗すると暴力をふるい、そのため背中の骨にひびが入りました。私の背中は今も痛みますし、今でも歩くのは大変です。その後、将校は私に出るように言いました。私は、洋服を毛布でくるみ、身体をもう一枚の毛布でくるみ、兵隊の一人が私のテントまで連れて帰りました。このテントから自分のテントに戻る途中、血が地面に落ちてゐるのに気づきました。

その後、私は、一週間動けませんでした。歩くことすらできませんでした。でも、同じ将校がやって来て、三回目に私の所に来たときには私を自分の事務所に連れていきました。腫はまだ痛みました。私が、これ以上乱暴してはいけないと言ったので、彼は、私にオーラル・セックスを求めました。私は断りました。彼は、私をひどく殴りました。彼は私に抱きつき、蹴りました。私は、また氣を失いました。これが何度も繰り返されました。私は、この駐屯地に四年いました。幸いにも、将校はよそへ異動しました。新しい少女が来ると、将校たちはこの子たちを使いましたが、それは処女だったからです。

二カ月もすると、私は、自分たちがいたテントの右にあった正式の慰安所にやられました。慰安所は小さな家でした。それは、長い廊下で分けられた狭い部屋でできていました。この部屋は、長い廊下の両側にありました。部屋の大きさは、床に毛布一枚を拡げると部屋全体がカバーされるくらいでした。木のパーティションで区切られたそんな部屋が一〇から一四ありました。他の人と話してはいけないことになっていたので、他の部屋に誰がいたかはわかりません。週日は、毎日、約三〇〇人の兵隊がそれぞれの部屋の前に並びました。しかし、土曜日と日曜日は四〇人から五〇人の兵隊が並びました。長い列でした。『早く、早く!』と彼らはおたがいに言いあっていました。一人が部屋にいるの

は、五分から一〇分でした。『早く!』と彼らはよく言っていました。後になってそれが日本語で急げという意味だとわかりました。部屋はとても臭くなりました。私は、悪臭を避けるために鼻に草を詰めました。時には、彼らを避けるため、病氣だと嘘をつくことがよくありました。多くの兵隊は汚くなることなど気にもしませんでした。彼らは、どうせ戦場で死ぬのだから楽しんだほうがいいと言っていました。私が生理の間も、彼らはセックスをしました。私は、ほとんどいつも血を出していました。

こんなことが数カ月続いた後、私はこの慰安所での苦難から逃げだすために、前線にある別の慰安所に行くことにしました。前線の慰安所には約二カ月いました。しかし、そこにはもつとたくさん兵隊、しかもあらゆる種類の兵隊がいたので、この慰安所の状況はもつと悪いことがすぐにわかりました。そこで私は、最初の「満州」に戻ることになりました。この頃、兵隊を「満州」に動かすことになり、私はそれについていきました。私は、少なくとも三回妊娠しました。一回目のときは、妊娠三カ月に入ってやっとわかりました。私たちは、性病を防ぐために六〇六と呼ばれる強い注射を受けていました。でも、この薬は強すぎたらしくて、私は流産してしまいました。二回目ときは、妊娠二カ月だったので、軍の病院に運びこまれて中絶しなければならませんでした。三回目のときも軍病院で中絶を受けました。六〇六の注射は一カ月に二回受けました。

駐屯地の中では、頭をあげて歩くことも許されないほどで、私たちの生活は悲惨なものでした。私たちはまわりの兵隊の顔を見ないよう、頭を下げて歩かなければならませんでした。軍は、一年に二、三回、洋服を支給しました。清潔なタオルがなかったので、私たちはよく洋服をそのために使いま

した。でも、戦争の終わり頃には、洋服はまったく支給されませんでした。私たちは、兵隊の古い洋服を盗みました。その従軍慰安婦の多くは、重い性病にかかっていました。彼女たちは、軍の病院で八―一〇日間、治療を受け、その後で慰安所に戻されました。ある少女が三回病院に行き治療を受けると、三回目の後は慰安所には戻ってきませんでした。ただ消えてしまうのです。健康で動くことができたのは私だけでした。他の八人の少女は重い性病でした。食事也十分ではありませんでした。兵隊の数は少しずつ減っていきました。重い性病にかかった少女は別の少女と変わりました。しかし、戦争の終わりには、新しい少女はもう来なくなりました。

ある日、目を覚ますと、兵隊たちの姿はなく、誰もいませんでした。食料の影もありません。とても静かでした。私たちはどうしてだろうと思い、午前一〇時頃、私はありったけの勇気をふりしぼって、慰安所の外に出てみました。誰もいません。隣のテントの食堂に行ってみました。そこにもいません。食事を捜すと、汚い皿とお碗が積み重ねられ、兵隊たちのバッグが散らばっていました。私の水を飲もうとしたとき、兵隊が遠くから『なぜそこにいるんだ』と言いました。『日本は爆撃され、あなたの国も解放されましたよ。だから家に帰っていいんですよ』。彼は、自分の職務は一つの遠い駐屯地から他の駐屯地へ通信を転送することであり、その通信を聞いたときは山に行っていたと言いました。彼は、なんとか日本に帰ろうとしていると言いました。彼は軍服をすてて私服になっていました。そして中国の兵隊がやってきて私を殺すから、できるだけ早く朝鮮に戻ったほうがいいと言いました。その後、彼は私のところを離れてどこかへ行きました。日本の兵隊は、みんななくなっていました。残されたのは私たち八人の少女だけでした。全員が朝鮮人で、七人が重病で動けるのは私一人でした。

私は、彼女たちに『朝鮮は解放されたのよ』と言いました。彼女たちは、私に自分たちを置いて一人で逃げなさいと言いました。しかし、私には着る洋服も、靴もお金もありませんでした。私は、古い兵隊の洋服を見つけました。それを着ました。兵隊たちが捨てていった靴は大きすぎました。でも私は、それを履き、歩くのに非常に苦勞しました。私は慰安所に行き、他の少女たちにここを去ることを告げました。私たちは、涙ながらにお別れをおたがいに言いました。

私は、近くの慰安所に行きました。人っ子一人いませんでした。ある所で、私はたくさんの人が朝鮮へ帰る途中なのを見つけました。何人かは私と同じ従軍慰安婦で、何人かは兵隊で、何人かは労働者でしたが、みんな朝鮮人で家に向かって歩いてるところでした。私たちが列車に乗れる所に着くと、日本人の運転手はお金を払わないでも列車に乗せてくれました。そんな旅を二回しました。残りは歩きました。家に着くまではとても時間がかかりました。約四月です。ソウルに着いたとき、重い性病にかかっているのがわかりました。私は手術を受け、子宮は摘出されました。その手術の傷はまだ残っています。その後約一〇年間、私はペニシリンの治療を受けましたが効果はありませんでした。手術の前、私は定期的に出血していました。輸血も受けました。手術の後、回復するまで約二年かかりました。

ソウルの駅で私にはたくさんのシラムイだったのでDDTを噴射されました。DDTは私の身体中に振りかけられました。私は、こんな状態では家族のところには戻れないと思いました。私はずっとソウルにいて家族には連絡しませんでした。それは恥ずかしかったからです。私は結婚しませんでした。それは男性とのセックスに対して深い嫌悪感を抱くようになったからです。男のことを考える

のも嫌です。私は、ある男性と親しい友人になりましたが、病氣と出血のためにその友情を続けることができませんでした。私は、戦争で孤児になった五人の子どもの面倒を見ました。その子どもたちの一人は亡くなりました。私が息子と娘のように育てた四人は、今、ソウルと釜山に住んでいます。でも、この子たちを学校にやらせようとしたとき、私の子どもとしては登録できませんでした。ですから、隣人の名前で学校に登録せざるを得ませんでした。しかし、隣の人は、この子たちが彼らの財産の相続権を取得するのではないかと疑うようになったため、しばらくすると、この取り決めでなくなりしました。私の子どもたちは私の面倒を見ようとはしません。私は、自分自身を恥じているので、自分の過去を誰にも話したことはありません。私は、母親に一度会いましたが、何も言えませんでした。私の村の何人かが私をソウルで見かけたと母親に伝えたので、母は私に会いに来たのです。その後は会っていません。母は私に結婚するように言いましたが、したくありませんでした。母はその理由を説明してほしいと言いましたが、自分の過去に対する完全な恥の気持ちを考えれば、説明できることは何もありませんでした。

妹はまだ生きていて、村に住んでいます。私は、東京で民事裁判を始めるための謄本をとるために村に行きました。このとき、村で妹に会いましたが、彼女にも何も言えませんでした。妹は、両親が自分の子ども、特に女の子に降りかかることを恐れた運命を避けるために、ごく若い時に結婚しました。妹は、早くに結婚したために、私のような苦難から逃れることができました。家族のなかでは、私が体験したような不幸な経験をしたのは私だけです。私は、自分の過去が異常だと思えますし、もしこれが明らかになれば、私の家の不名誉になると思います。女性がずっと独身でいることも恥ずか

しいことと考えられていて、家族はそのことで責められます。女性には結婚しなければいけないのです。第二次大戦中の苦難の後、私は、夫を持たなかったために、社会からまったく無視されました。私は、こういった状況と逆境に立ち向かってきました。私は、今、食堂を経営しています。しかし、日本の兵隊が酒を飲んで慰安所に来たときの行状を思い出すので、私の食堂では酒を出しません。私は、孤獨な人生を送ってきました。日本政府が私に何かをしてくれることを望んでいます。」

キム・サンヒ（七二歳）

「私は一九三二年二月二九日、大韓民国の南東にある密陽で生まれました。父親は、公務員でした。ある日、父が落馬して足を折り、それから歩けなくなりました。私の家は裕福でした。兄弟は町で勤めていました。ですから私が七歳の頃、一家全員が町に引っ越していきました。その町は大邱といます。兄弟は五人で、男が二人、女が二人、それに私です。私は、家の仕事の方に興味があったので学校には行きませんでした。父親は代書人になって、文字を知らない人のために書類を作っていました。私が一六歳になった時、友だちと一緒に写真を撮りにいきました。私の父は、一歩家を出るとどんな危険が待ち受けているかも知れないと言って、娘が外出するのを許しませんでした。ところが、分別のない年ごろだったので、私は、父にもそのほかの誰にも言わないで出かけたのです。帰り道、写真スタジオから出たところで日本語を話す三人の男性が私たちに話しかけてきました。三人は制服を着ていました。二人の男が両側から私のわきの下をつかみました。もう一人の男は私の後ろに立ち、待っているトラックの方に私を押し出しました。友だちは私より二歳年上でした。私はとて

もびっくりして、大声で母親を呼びました。私の後ろにいた兵隊が、私の背中を思い切り殴りました。何人かの少女がすでにトラックの中にいて恐怖でかがみこんでいました。私たちは一〇分ほどトラックに乗ってある家の前で止まり、そこでさらに一〇人の少女が引き出され、品物のようにトラックに乗せられました。トラックはシートで覆われていたので、暗くなっていました。私たちは大邱駅に着き、そこでトラックから下りるように言われました。私たち二〇人の少女は、皆、列車に押しこめられました。私たちはブラウス、青いスカート、黄色い軍用のオーバーを与えられました。多くの子は泣いていて、とても怖がっていました。長い夜の旅でした。私たちは中国のアンシャンに着き、そこからセリヨンに行きました。そして、朝鮮女性がいる家まで歩かされました。私を見て、彼女は同情して手を叩きました。私たち全員に食事が出されました。私たちは棧橋に行つて船に乗せられました。それは貨物船でした。船旅の後、私たちはある場所に到着してそこでトラックに乗りました。その付近の家はみな損害を受けていることに気づきました。私たち二〇人の少女は、ある家に連れて行かれ、そこで一晚を過ごしました。

翌朝、私たちは品物のようにバラバラにされました。私は、友だちと引き離されました。私はずっと泣き、とても惨めでした。私はその後、列車に乗せられ、また長い旅の後、ソズに着きました。ここは兵隊だけで民間人はいませんでした。私たちには部屋があてがわれましたが、それはまさしく豚小屋でした。毛布は一枚しかなく、私たちはそれを一緒に使わなければなりませんでした。私たちは閉じこめられて、外から遮断されました。夜になると将校の長がそこにやってきて、何の説明もなく私の所にきていたずらを始めました。私は抵抗しました。彼は私を強姦しました。私は大量に出血し

ました。その夜、その長は何度も私を強姦しました。それから毎日、一〇―一三人の兵隊が私の所へ来て、セックスを強要しました。私は五日たつと意識を失いました。私が始まると、軍の病院の中でした。軍医は良い人でした。彼は日本人です。彼は、将校の長に、私は若すぎて、こんなことが続くに死んでしまふと報告しました。私は、病院から出なければなりませんでした。その軍医が病院から転勤になり、私は慰安所に戻りました。一〇日たつと私は耐えられなくなり、自殺しようとして毒を飲みました。この毒はビンに入った消毒液でした。私は、また軍の病院に運ばれ、今度は長くいました。私は、望んだとおりに死ねなかつたので、がっかりしました。

私に割当てられた軍の駐屯地が南京に移動しました。約一年ほど、そこにいました。その後、私たちはシンガポールに連れていかれました。空襲が激しかったので、シンガポールに着くのに一カ月かかりました。船の上では、空や海からの攻撃が頻繁にあつたので、誰も私にちよつかいを出しませんでした。私は、海に飛びこんで自殺したいと思いましたが、私たちは船底にいて階上のデッキには出られませんでした。空気を吸うために最上階のデッキに連れていかれるときは、厳重な監視がついていました。船の上には兵隊だけで民間人はいませんでした。シンガポールに着いたのは一九四三年でした。私と一緒に約一〇人の少女がいました。途中で私は、兵隊たちが捕虜として働いているのを見ましたが、ものすごく暑いので捕虜はみな下着姿でした。その時、その国籍はわかりませんでしたが、後になってアメリカ兵だということがわかりました。

この時、私は虫垂炎になりました。手術が必要でしたが、外科手術はできませんでした。約一週間の間、私は痛みを氷で麻痺させていました。その後、私は結核になりました。私は病院に一年いて、

この間に腎臓病になりました。病院から出たその日に、私は慰安所で元の仕事に戻らなければならませんでした。もし私が拒否すれば、ひどく殴られたでしょう。

私は、戦争が終わるまでシンガポールにいました。ここから逃げる方法はありませんでした。どこでも、私たちは一日に三〇人から四〇人の兵隊に奉仕しなければならませんでした。シンガポールでの慰安所は木造の家で、他の場所では煉瓦の家に住みました。戦争の終わり頃、私は子宮癌になり、子宮を摘出しなければならませんでした。私は、戦争が終わってもすぐには戻りませんでした。私は一九四六年に戻りました。慰安所にいるときの食事は極端にひどいものでした。戦争が終わる前には、十分に行き渡るほどの食事はありませんでした。私は戦争が終わったことを日本兵から聞きました。彼は、洋服一組を除いて全部を置いていくと言いました。彼はすべてのドアの戸を締め、その上に何枚かの紙を糊付けしました。私とほかの従軍慰安婦は山のほうに走って逃げました。兵隊たちはそこまで一緒に来て、そこで私たちと別れてどこかへ行ってしまうました。私たちは森をきり開きはじめました。私たちは草から作ったスープで生き延びました。たくさんの者が飢えて死にました。私も、病気で弱っていたので、もう少しで死ぬところでした。しかし、私は中国の慰安所で親切な日本人の医者 gave くれた薬をまだ残していました。飢えて死なずに生き延びたので、それはビタミン剤だったにちがいないと思っています。兵隊たちは私たちと一緒に森の中には来ませんでした。しかし、日本の民間人はキャンプを作っていました。民間人の服を着た朝鮮人の兵隊も、ジャングルの中でキャンプを作っていました。私たちは、ターバンを巻いた兵隊に見張られていましたが、これはインドの兵隊だったろうと思っています。彼らは、褐色の肌で軍服を着て軍人のような格好をしており、私たちを

見張っていました。彼らは銃を持っていました。何日かすると、後にシンガポールの米軍の指揮官だとわかったスミスという人がやってきました。私たちは朝鮮に戻らなければならぬが、少し待たなければいけないと説明してくれました。彼は、箱いっぱい食料と飲料を持ってきてくれました。キャンプは三つありました。それぞれのキャンプには六〇人から一〇〇人の人がいました。多くの少女はジャワやスマトラ、その他の所の出身でした。私たちは、キャンプごとに送還されました。キャンプのリーダーはスミスと話すことができましたが、私たちはスミスと話をする機会がありませんでした。キャンプで写真を撮ったかどうかは覚えていません。

私たちは朝鮮へ船で戻りました。私はシラミだらけでした。私は船の上ではあまりよく食べられませんでした。私たちは釜山に着きました。そこで米兵は私たちにDDTを噴射し、身づくろい用の用具をくれ、いろいろ助けてくれました。その後、私は列車に乗ってソウルに行きました。私は大邸に行き、家に帰りました。私はとても家に帰りがたかったです。私は九年ぶりに戻りました。私は、自分の過去を誰にも言いませんでした。私は、よく泣き、惨めで一人ぼっちでした。私が三二歳のとき、父が亡くなりました。私が三三歳のとき、母が亡くなりました。それまで、私は結婚していませんでした。その後、私は三人の子どもがいる男やもめに会いました。私は、この男性と法的に結婚したわけではありませんが、夫婦として一緒に暮らしています。子宮を摘出したので、私には子どもが産めません。私は三人の子どもを育てましたが、この子たちは私の養子になっています。私は、いわゆる夫にも自分の過去を話していませんでしたが、彼の方は推測がついていたのでしょう。ある時、誰かが夫の所に来て、私を中国で見たと言いました。夫は疑うようになり、その後、生活は悪くなりました。

それでも、私は三人の子どもを自分の子として育てました。

一九八一年になり、私は夫の仕打ちに我慢ができなくなり、彼との関係を全面的に解消しました。子どもたちとの連絡も取っていません。子どもたちには、私がどこにいるかも話していません。子どもたちに父親が私の過去を話したので、彼らも私を避けているのだと思います。私が従軍慰安婦としての自分の体験と惨めな生活について公の場で話すことを決めたとき、親切な反応を示す人もいますが、教育を受けていない人の大部分は、私を軽蔑しました。私は、依然として社会から孤立しています。最初に自分の過去を述べたときより悪くなっていると思います。最初にお話ししてから三カ月間は気分が悪かったです。しかし、今、こうして私の話をもう一度ひととおり話してしまつて、気分が良くなりました。気分が軽くなって心が晴れた気がします。」

朝鮮民主主義人民共和国からの供述

チョン・ソンミョン（六九歳）

チョンさんは、一九二四年八月一〇日、元山市で生まれた。彼女は、貧農の一家の最初の子だった。父親はチョン・ミョンジンといい、母親はウォン・ボクドンといった。彼女には五人の兄弟姉妹がいた。父親は、一九三六年、彼女が一二歳の時に亡くなった。彼女は一九三三年に小学校に入り、一九三九年まで六年間、通った。父親が亡くなった後、母親が元山市で行商をしたが、家賃が払えず大家は一家を追い出すと脅かした。

このころ、日本の男が家にやってきて、彼女に、もし木浦という町にいつて工場に入れば、六カ月間で、朝鮮で三年暮らせるだけのお金を稼ぐことができると言った。彼女は、それまでその男に会ったことがなかったし、どうしてこの時に家に来たのかもわからなかった。母親はその男の申し出を断り、出ていくように言ったが、彼女は、家族を支える手助けをしたいと強く思った。彼女は、九人の少女と一緒に列車に乗り、ソウルに送られた。彼女の家に来た日本の男は釜山までの切符をくれた。彼は、民間人の服装をしていた。

木浦に行くと彼が言っていたので、彼女たちは釜山に着くと、どうしてここに来たのかと尋ねたが、釜山の方が大きな工場があつて、もっと良い仕事を見つけられると言われた。その夜は宿屋に泊まり、翌日、彼女は釜山港に連れていかれたが、そこでは日本の男が彼女をしつかりと監視していた。彼は、彼女がトイレに行くのにもついてきた。釜山港では、四〇〇人ほどの少女の集団がいた。彼女は、彼にどこに行くのかと聞いたが、彼は彼女の耳を殴り、もう話しかけるなと言った。彼女は、学校で日本語を習ったのでこの男と話すことができた。当時、朝鮮の学校では日本語で教育をしなければならなかった。

船は南へ向かい、彼女は南洋へ行くのだとわかった。船はシンガポールを経由したが、ここで二〇〇人の少女が船を下り、その後ラングーンへ向かった。この旅は四〇日ほどかかった。船は日本の軍用艦で乗組員は日本の兵隊だった。女性たちは船倉に入れられた。そこには窓がなく、空気は息苦しかった。その中ではとても大変だったと彼女は語った。彼女を家から連れ出した日本の男は船には乗らず、彼女を乗組員に託していった。食事は質の点でとても悪く、普段は麦飯と野菜の塩漬けだった。

彼女の記憶では、女性たちは皆空腹だったので、話すことといえはほとんど食事のことばかりだった。ラングーンに着くと、少女たちは二〇人ずつのグループに分けられ、それぞれのグループがトラックに乗せられ、別々の場所へ運ばれていった。

彼女たちのグループが目的地に着くには三日かかった。空襲が絶え間なかったもので、夜間しか動けなかった。目的地に着くと、木の板に「タイ クダラ慰安所」(百済のことか?)と書かれていた。その家は竹でできていて、四フィート×六フィート(一・二メートル×一・八メートル)の小さな部屋に分けられていた。「タイ クダラ慰安所」に入れられた少女は一〇人で、残りの少女はおよそ四キロ離れた慰安所に送られた。彼女の説明では、慰安所には小さな入口があり、中央に廊下、その左右に五つの部屋があった。

日本人は彼女に、みんな日本の名前を持たなければいけないと言って、名前を「キヌエ」に変えるように命令した。朝鮮の女性のみな名前を日本名に変えさせられた。慰安所で女性たちは、朝鮮人に話しかけてはいけなし、日本語を使わなければいけないと言われていた。さらに、彼女たちは日本式の着物を着させられて、朝鮮の着物は取り上げられた。各部屋には布団と毛布があり、ぼろの詰まった汚い綿の枕が一つあった。慰安所の時間は、午前九時から午後三時までが兵士、午後三時から六時までが下士官、午後八時から翌朝七時までが将校だった。慰安所の最初の夜は、誰も彼女の部屋に來なかつた。しかし、翌日は、近くからたくさん日本兵が駐屯地にやつて來た。彼女の部屋に最初に来た男は、連隊長補佐だった。彼女は、この地帯に派遣されていたのは第三三連隊だと思っている。彼女にとって、その体験はとても恥ずかしいものであり、彼女はこの男のことを、彼女の処女を「引

き裂いた」と評した。何日かすると、同じ男がやってきたので、彼女はこのときは抵抗したが、男は剣を取り出して、殺すと脅かした。彼女はなおも抵抗を続けたが、男は彼女の着物を無理やり脱がせ、無慈悲に殴りつけたので、彼女は氣を失ってしまった。この男は中尉だと彼女は思っているが、彼は慰安所で何人もの女性を殴ったと思われる。彼女は、慰安所の他の女性たちによつて意識を取り戻した。彼女は、いつも日本の兵隊に殺されるのではないかという恐怖におびえ、慰安所から出られるとは考えられなかった。兵隊たちが、女性が何かまずいことをしたと思うと、彼女たちはしょっちゅう殴られた。彼女は、その慰安所に全部で二年いた。

ある日彼女が目覚ますと、そこには日本兵が誰も見当たらず、他の従軍慰安婦から日本は負けたと聞かされた。どうしてそのニュースが駐屯地に流れてきたかを尋ねると、どうしてかは知らないが、ほかの人から日本は負けたと聞いたと、その女性は答えた。

彼女は、女性が妊娠した例は知らない。ある女性はマラリアで亡くなった。一週間に一度、軍の医師の診察を受けた。彼女によれば、慰安所の管理者は日本軍の中尉であった。彼女はある種の皮膚病にかかったが、駐屯地にいる朝鮮人の衛生兵の治療を受けた。彼女の足に紫色の腫れ物ができ、これをつぶすと透明な液体が出てきたことがあった。何人もの女性が同じ病氣になったが、連隊長は、女性の足に包帯が巻かれているのを見つけると誰がその治療をしたのかを尋ねた。大部分の女性は黙っていたが、ある女性が、命が惜しくて衛生兵であることを明かしてしまい、彼女によれば、このために衛生兵は殴られて、後に死んでしまったという。慰安所での生活の結果、彼女はいくつもの病氣にかかり、四〇歳のときに子宮を摘出しなければならなかった。

慰安所での二〇人の女性のうち、一人がマラリアで亡くなった。したがって、日本が敗北したときには一九人が残っていた。彼女たちは、朝鮮に戻るため、歩いていくことにした。通り過ぎるいくつもの地域の村で食物を求め、野性の果物や食用になる草も食べた。最後に国境を越えてタイに入ったが、ここで彼女たちは移民センターに行った。そこには六〇〇人の朝鮮人男女がいたが、この人たちは強制労働をさせられていたようだった。彼女たちは、そこで六カ月を過ごし、タイ政府から食事を支給された。抑留所の名称は、「アフ・チャ」といった。タイ政府は、抑留所にいた男女に家に帰ることを許し、現在の韓国の港である仁川へ船を出した。この旅は三〇日かかった。

彼女が到着すると、韓国は三八度線で分割されていて、彼女の村は三八度線より北にあったので、彼女は自分の家には戻れなかった。彼女は、キムチンという村にいたが、最終的には、一九四六年に三八度線を越えて自宅に戻った。

彼女は、母親と兄弟姉妹に会えた。自分の身の上になんが起きたかを話すことができず、野戦病院の看護婦としてビルマに連れていかれたと話した。彼女は、一〇年前に母親が亡くなるまで一緒に住んだ。この間、彼女は自分に起きたことを話したことはなかった。今回、名乗り出たのは、日本が朝鮮を占領している間、そして第二次大戦中に朝鮮の女性たちに何が行なわれたかを明らかにすることが大切だと考えたためである。この問題は、新聞で読み、ラジオで聞き、テレビで見た。彼女は、日本が当初、慰安所の設立と運営に関与していたという事実を否定していたことを特に怒っていて、謝罪を拒否していることに今も怒りを感じている。

リ・ポプ（七十二歳）

りさんは、一九二二年、陰曆の三月一六日に生まれた。彼女は、平安南道の安州で育った。父親はキム・ユンシアンが持っていた土地の小作農だった。父親の仕事のほか、母親はその家族のために炊事と洗濯をしていた。

彼女が一八歳のとき、朝鮮人の警察官が彼女の家に来て、これから北京にバーを作るが、お金をたくさん稼げるから彼女と一緒に来ればよいと言った。その男は、彼女の家族にも知られていた。彼女は、その男と他に四人の女性と一緒に北京へ行った。女性たちは中国の国境近くで列車を下り、北京へ着くときには彼女しかいなかった。バーのマネージャーは彼女に、楽器を演奏して歌を歌うように命じたが、彼女は、私は調理をするために来たとなんたに言われたと答えた。彼は激怒して、彼女を台所にやり、ここで彼女は野菜を洗った。彼女はここに三日間いた。マネージャーは、何度もバーで踊るように言ったが、彼女は、家に帰りたいと言いつづけた。

三日目に別の日本の男がバーに来て、彼女を故郷の村から連れてきた警察官は、この男についていくように言い、そうすれば彼女は自由になって家に帰れると言った。この日本の男は彼女を慰安所に連れていったので、そんなふうになるはずがなかった。彼女は、慰安所の正確な位置はわからない。とてもびつくりしていたので、自分たちがどこに向かっているかについては注意していなかったと述べた。二人が到着すると、彼女は、兵舎のような形をした建物に送られた。いくつものドアがあり、ドアの後ろにはマットがあった。彼女は、軍用車で駐屯地に連れていかれた。

彼女にあてがわれた部屋はとても狭く、一人用で、着物を入れておく小さな場所があった。毛布を

二枚もらったが、一枚は下に敷き、もう一枚は上にかけるものだった。それと枕が二つ。最初の夜は兵隊たちはやって来なかった。日本の男は、バーに来たときには民間人の服を着ていたが、後には大尉の軍服を着ていた。トラックには彼女だけでなく、別の少女もいたが、彼女たちは日本兵と一緒にトラックにずっと乗っていったので、どこへ行ったのかはわからない。

到着した翌日、たくさんの兵隊たちが慰安所に来て、彼女はマネジャーから日本の着物に着替えるように命令された。ある時、日本人のマネジャーは、兵隊に彼女を殴るように命令し、彼女はなぜ殴られるのか理由がわからなかった。彼女は日本語を完全に理解できなかったわけではなく、兵隊たちは朝鮮語を話さなかったので、完全なコミュニケーションはできなかった。彼女は最初の日は強姦されなかったようだが、翌日には何人もの兵隊が彼女の部屋に来るようになった。彼女はまた抵抗したが、大尉だと思われる尉官がやってきた。この男は、三ツ星を持ち、制服の前には金の組ひもが通っていた。大尉は、兵隊たちに彼女に触るなど言い、彼らを追い出した。

翌日、別の将校がやってきて彼女を強姦した。彼女が抵抗すると、床に押しつけられて強姦された。その男は、夜の間、ずっと彼女の部屋にいた。彼女は、家に帰りたいといったが、男は日本語しか話さず、彼女は朝鮮語しか話さなかった。男のほうは彼女が何を言っているのかわからず、ぶうぶうという不満で答えた。その翌日には一〇人が彼女の部屋にやってきて乱暴していった。これが終わるまでに彼女は気を失ってしまい、何人が自分の部屋に来たかは覚えていない。彼女はずっと抵抗していたが、疲れて弱くなってしまう、乱暴を止めさせることはできなかった。

慰安所の場所を説明するように求められると、彼女は、慰安所と兵舎は二〇メートルほど離れてい

たが、両方とも塀の内側にあったと述べた。慰安所は古い建物だったと彼女は覚えている。

この苦難の最中に、彼女が気を失った後、誰かが冷水を彼女の顔にかけ、彼女が目覚めるとまだ何人かの日本兵が部屋の外にいた。彼女は、いずれ死んでしまうと想着て、逃げ出すことにした。彼女は、中国人の男性が食事を作っていた裏のドアを通って建物を出た。彼女は、ドアを出て一〇〇メートルほど走ったところで日本兵に撃たれた。中国人の男性が少女の一人が逃げたと叫んだので、兵隊たちが追いかけたものらしい。一発の弾丸が彼女の膝に当たり、もう一発は鼠蹊部^{そけいぶ}に当たった。調査団は、このケガでできた傷跡を見せてもらった。

彼女は、慰安所に連れ戻された。部屋には身体を洗うための無菌溶液があり、彼女は、これで傷を洗った。ケガをしていたが、彼女は、兵隊たちを受け入れさせられた。この慰安所では新顔だったので、兵隊たちが皆、自分の部屋に來たがったのだと彼女は考えている。彼女は、薬も包帯もまったく与えられなかった。彼女は、自分の服を破って傷のまわりを包帯のように巻いたが、傷はひどく膨らんでいた。鼠蹊部がふくらんで、兵隊たちはセックスをすることができなかったため、彼女は五人の兵隊に湖まで連れていかれ、投げこまれた。しかし、彼女は水の深いところにはいかず、四キロを泳いでリンジョという村につくことができた。

この村で彼女はお茶を売っている老人に出会った。彼女は、食べ物を買ってほしいと頼み、中国服のズボンと上着も頼んだ。老人がそれをくれたので、彼女は中国人のふりをすることができた。彼女は、鉄道の駅まで這って行った傷の治療を受けていなかったため、まだ痛みが続いていて、歩くことができなかった。駅では朝鮮人に会い、その男はどうしたのかと尋ねたが、彼女は何も言えず、転んだ

とだけしか答えなかった。彼は列車賃をくれて、彼女に朝鮮まで荷物を持って行ってほしいと頼んだ。しかし、ケガのために彼女は列車に乗ることができず、その町に約一カ月いた。ある中国人の男性が彼女にどうしたのかと尋ねたが、彼女はまた嘘をついて、転んだと答えた。彼がアヘンを少しくれたので、彼女はこれを傷口につけ、これでやっとな傷は直り始め、彼女は二本の杖を使って歩けるようになった。彼女は、列車に乗って清津についたが、このとき日本はまだ朝鮮を占領していた。日本は、彼女がそこについてから四カ月後に敗北した。日本が負けてから、彼女は故郷の村に戻った。

いろいろな場所でも過ごした時間についての彼女の記憶は明確ではない。逃げ出してケガをするまで慰安所には約一年いて、その後、家を目指すようになるまで中国を四年間放浪したようである。彼女は、自分の身に起こったことは、仲間にわかれば自分の恥になると考えたので、自分の体験を誰にも言えなかった。彼女は、孤独な生活を送り、仕事に専念した。彼女は、「もし、私の人生や私に何が起こったかを明かしたら、仲間は私をどう思うかしら」といつも自問していたという。しかし、日本人が謝罪しようとせず、軍部が慰安所の運営に関与していたことを否定したというテレビ番組を見た後、彼女は、声をあげることにした。朝鮮の若い世代が戦争の時に何が起こったのか、そして日本が犯した罪を知ることが、彼女にとって重要なことだった。彼女は、女性として自分の身に起こったことはとても恥ずかしいことだと何度も語り、朝鮮の女性として声をあげるのはむずかしかったと強調した。彼女は、日本政府が過去の行為について公式に謝罪するまでは絶対に死ねないと語った。さらに、子どもを産めないことで何度も悲しみに打ちのめされたとも述べた。人間として子どもを産みたかったが、兵隊たちが行なったことのせいで結婚できないと感じ、子どもを産めなかったと語った。このこ

とは、自分を埋葬してくれる人、特に子どもを持つことが大切とされている朝鮮社会の中では辛いことであつたという。「もし私が死んだら、誰が私を葬ってくれるの？」と彼女は言つた。村民は葬式をしてくれるだろうが、墓を守ってくれる子どもがいなことは、朝鮮人にとっては「たいへん悲しい」ことなのだと言ひ返した。

キム・ヨンシル（六九歳）

キムさんは、一九二四年一〇月二四日に生まれた。生まれたのは両江道の普天里で、現在は恵山市に住んでいる。

彼女は、子どものとき、両親と五人の兄弟、一人の姉妹と住んでいた。父親は病氣だったので働くことができず、母親は「日雇い」、つまりその日、出勤しなかつた労働者の代わりに働くため、毎日工場に顔を出す人になつた。家庭がとても貧しかったので、彼女は学校には行けなかつた。子どものときから、彼女は、隣人の子守をして、道で食べ物や金を物乞いすることもあつた。

一三歳のとき、彼女は父親から、生きていくために父方の叔母のところに行くように言われた。彼女は、この指示に従つたが、叔母さんの村に着いてみると、叔母さんは引越した後だつた。彼女は、もし自分が戻つたら家族の重荷になると考えて、会寧という叔母さんの村で五年間過ごした。この五年間、彼女は、子守をして、いろいろな人の使い走りをすることもあり、酒場で働くこともあり、また路上で物乞いをすることもあつた。

一八歳のある日、知らない日本人が彼女に近づき、「工場で働いて金を稼ぐ気はないかね」と言つ

た。彼はカーキ色のズボンと黒い上着をきていた。彼は、自分についてくるように言い、ある場所に連れていったが、そこには朝鮮人の少女が三人いた。みんな彼女と同じくらいの年で、全員が工場へ働きにいくと言われていた。翌日、軍のトラックが到着して、日本の男が少女たちにトラックに乗るように言った。トラックは鉄道の駅に着き、そこから列車でチョンアク洞に行ったが、ここはソ連、中国、朝鮮の国境が接するところだった。

列車が国境の駅で止まると、彼女たちについてきた日本の男が、列車から下りるように命令し、彼女たちは軍用車に乗って田舎に行った。彼女は、途中で日本兵を見た。彼女は心配になって、工場がどこにあるのかと尋ねはじめたが、男はしゃべるなと命令した。兵舎がある所に着くと、トラックから下りるよう言われた。兵舎の近くには建物があったが、これは彼女の説明からするとベニヤで作られており、ドアは藁の^藁吠^{（わ）}でできていた。この建物は、駐屯地につながる道にあり、歩哨の詰所より駐屯地側にあった。したがって、この建物は実際に基地の中にあつたと思われる。ドアの所には何人かの女性がいて、彼女に向かつて、「どうしてここに來たの。ここからは出られないのよ。この汚らしい所からは、死ななきゃ出られないんだから」と大声で叫んだ。日本の男は、「早く来い」と彼女に言った。そこで彼女はお店のような所に行き、ここで日本の着物をもらって、それに着替えるように言われた。着替えをした後、彼女たちは中庭に集められ食事を出されたが、それは麦飯と薄いスープだった。怖かったので、彼女は少ししか食べられなかった。

彼女が到着した時に建物の中にいた女性はトラックに乗せられ、彼女たちは建物の中に入れられた。建物は実際には二棟で中央が廊下でつながれ、その両側に部屋があつた。各部屋にはマットレス、毛

布、藁の枕があつた。部屋は二人が入るといっぱいになった。彼女の部屋に連れていかれると、日本の名前が与えられ、彼女の新しい日本名が書かれた小さな布が入口にかけられた。

その夜から兵隊たちが彼女の部屋に來はじめた。最初に入ってきたのは、工場での仕事の話をした男だった。この男は、このときは軍服を着ていた。彼は、部屋に入ってきて彼女の着物を脱がせたので、彼女はたちまち不安になり、部屋の角に立ちすくんでいた。彼女は、起こっていることにびっくりして抵抗しようとしたが、倒されて暴行された。この後、七人の兵隊が部屋に入ってきた。こんな状況ではとても眠れなかつた。慰安所は、その駐屯地にいた兵隊だけでなく、近くからやってきた兵隊も利用していたようである。日中は、下級の兵隊が慰安所にやって来て、夜の早い時間は下士官が、そして夜間には将校がやって來た。兵隊たちを受け入れさせられた正確な時間は彼女にはわからない。覚えてゐるのは、長い列ができて、兵隊たちが列で歌を歌っていたことである。

慰安所で兵隊たちとセックスを強制されるほか、彼女たちは、二日、時にはそれ以上にわたつて、彼女のいう移動慰安所に連れていかれた。彼女たちは別の地域に連れて行かれ兵隊たちの受け入れを強制され、その後で駐屯地に戻された。駐屯地にいるときは少ないながらも食事が出たが、移動慰安所ではまったく食事が出なかつた。彼女は、最初に自分に接触してきた男を何回か見た。その男は駐屯地に戻ってくるたびに新しい女性と一緒に連れてきた。そのやり方は、慰安所にいた女性を連れていき、新しい慰安所に移し、新しい少女をこの慰安所に連れてくるというものであつたらしい。キムさんは、中国・ソ連の国境のどこかにある別の慰安所に連れていかれた。兵隊たちの女性に対する扱いを尋ねると、彼女は、最初に自分を騙した男を含めて何人かの将校に殴られたことがあると答えた。

彼女は、ある出来事を特に詳しく語った。ある夜、彼女はとても疲れてしまい、食堂に夕食を食べに行くことができず、自分の部屋で横たわっていると、兵隊がやってきた。彼女は抵抗しようとしたが、彼が腹の上に乗ってきて彼女の顔を殴りはじめたので、反撃して彼の腕をきんだ。彼の対応はものすごく、彼女は歯を二本折り、顔は血だらけになった。彼は剣を抜き彼女を殺そうとしたが、彼女が叫び声をあげたので、他の兵隊が部屋にやってきて将校を連れ出した。ここで彼女は、他の部屋に逃げこんだ。この出来事で恥をかいいためこの将校は自殺してしまい、彼女は別の将校から彼を殺したと責められた。彼女は、その後、連れ出されて拷問されたと主張している。水を口と鼻に流しこまれ、彼女の胃が膨れあがると、兵隊たちは、胃の上に板を置いてこれを前後に揺らし、水を吐き出させた。これが続けられるうちに彼女は氣を失い、部屋に戻された。

彼女は、三人の少女が殺されるところを見たというが、一人は朝鮮語を話したためであり、一人は子どもを産んだため子どもと共に川に投げこまれ、一人は病弱で慰安所で「奉仕」できなかったためである。ある日、日本の兵隊たちが彼女たちの所にやってきて、日本に戻るのに女性たちはついてこなければならぬと言った。女性たちは、もしついていくと乱暴されつづけて、殺されるかもしれないので、逃げ出すことにした。彼女たちは、近くの丘に登り、そこに三日間いた。最後には飢えのために下りてきた。彼女たちは、近くで食べ物を恵んでもらって、ようやく清津にたどりついた。彼女が村につくと、両親は共に亡くなっている、兄弟姉妹は四散していた。

彼女は、自分の身の上に起こったことで臆病になり、自分が「恥ずかしい」と思うようになった。彼女は、農村に住んでいたが、つい最近、恵山市に引越してきた。彼女は、結婚せず、たった一人

で生きてきた。他の女性たちと同じく、彼女が名乗りをあげて自分の話をしようとしたのは、従軍慰安婦に関するテレビ番組だった。ずいぶん長いこと考えた後、一九九二年に初めて証言した。彼女は、日本が女性たちに謝罪し、賠償を払うことが重要だと考えている。彼女は、慰安所に行った女性たちの何人か、もしくは全員が金儲けのためだったという日本政府の声明に対して特に怒りを感じていると述べた。こんなふうに自分の身体を売る女性はいないと彼女は語った。

チャン・スウォル（六九歳）

「私は、一九二四年三月二日、朝鮮民主主義人民共和国平安南道の安州郡で生まれました。父は工場で働いていました。家族は六人でした。家は貧乏だったので、私は学校に行きませんでした。

一六歳のとき、私はサンダル工場で職を見つけました。私は、そこで一年働きました。ある日、知らない日本人が私のところに来て、今の給料の三倍を稼げる仕事があると云ってきました。私は若くて貧乏でした。私は、この知らない男に説得されて、その申し出を受けました。彼は、私を鉄道の駅に連れていき列車に乗るように言いました。彼は、私を厳重に見張っていて、トイレに行くときも見張っていました。出発するとき、私は、新しい仕事でもずっとたくさんのお金を稼いでくると家族に言いました。

知らない男はカーキ色の服を着ていました。武器は持たず、バッジもつけていませんでした。列車にどのくらい乗ったか覚えていません。列車を下りた後、私たちは馬が引く荷車に乗り、中国北部のチチハルに着きました。村を出発したときは、チチハルに私と一緒に行く少女が七人いました。中国

のそこでは、他に一五人の少女がいました。みんな朝鮮人で年は一五歳から三〇歳でした。

目的地につくと、知らない人が私たちを部屋に押しこめました。それは煉瓦作りの建物で部屋がたくさんありました。部屋にはそれぞれ番号がついていました。少女は一人ひとり別の部屋に入れられました。

私は、そのとき一七歳でした。他の少女たちと話すことはできませんでした。私たちは、工場に行くとき聞いていました。

私は、服を脱がされたので抵抗しました。すると、首のところに剣を置いて脅されました。私はもがいたので、指が切れてしまいました。私は自殺を決意しましたが、他の少女たちから、知らない国で死んではいけないと説得されました。

この支配人は吉田という日本人でした。一日中、兵隊の長い列ができました。私は疲れはててしまいました。皮紐でぶたれ、まったく休むことはできませんでした。昼間は兵隊たちに仕えて、夜は将校でした。

少女たちは一緒に座らされることがあり、将校が少女を選んで部屋に押しこめ、セックスを強要しました。これは翌朝の七時まで続きました。生理中でもセックスをさせられたのです。

ある時、生理不順のためだと思いますが、腹が膨れてしまい、病院に連れていかれました。妊娠はしていませんでした。毎日三〇人以上の人とセックスをさせられたため、妊娠することは不可能でした。

病院は約五キロ離れていました。私は吉田に連れていかれましたが、歩いていかなければなりません。

んでした。腹に黒い軟膏を塗り、注射してもらいました。一週間後、吉田は私を慰安所に戻しました。私たちは全員、一週間に一回、日本軍の医師による性病検診を受けました。慰安所は仮設建築でした。食べ物は麦飯とキャベツで、足りませんでした。私が閉じこめられた部屋は、布団を一組敷ける程度の大きさでした。敷布団のほかに掛布団と枕がありました。それで全部です。冬には、スカートとブラウスが支給されました。

兵隊たちは私に切符を渡すことになっていました。最初、私は、どうしてこれをくれるのかわかりませんでした。私は、これを戻しました。兵隊たちがこれを持っているように言ったので、私はそうしました。兵隊は皆、切符を渡しました。少ししかもらわれない少女は支配人に殴られました。

最後に私は脱走しました。私は、将校が私たちを選択した夜を選びましたが、それは私たちが将校の兵舎に連れていかれる可能性があったからです。真夜中、私は、トイレに行くふりをしました。実際、兵隊たちが全員帰ってしまった後、私たちは性器を洗わなければならなかったのです。私は、この慰安所に四年間閉じこめられた後、逃げ出したのです。

しばらくして、私は中国人の農夫に会いました。彼らは食事をくれ、休ませてくれました。二人の少女も脱走して、少し離れたところで私に追いつきました。私たちは、農夫にもらったパンを分けあいました。私たちは、歩いて歩いて歩きました。途中で何人かの朝鮮人に会いました。彼らは農夫でした。私たちに着る物をくれました。

私は家族のところに戻りましたが、私が耐えた苦しみを誰にも話せませんでした。私は恥ずかしかったし、話す気がありませんでした。私は、ほかの女の人のように、夫と家族のある普通の暮らしが

したかった。でも、恥ずかしい過去のために、結婚できないと私は思いました。

私は、たった一人で暮らしてきました。今も一人です。」

キム・テイル（七七歳）

「私は、一九一六年、沙里院市で生まれました。私の家は貧乏でした。私は子守をしてお金をもらいました。私は、八歳のときから働きました。一二歳のとき、私の父は二人の朝鮮人を騙し、私を彼らと結婚させると言って、代わりに金を受け取りました。父は約束を破り、牢屋に入れられました。私は、日本人が経営する織物工場で仕事を見つけました。そこで三年働いて、私は、父がこの朝鮮人から受け取った金を返済しました。」

この工場の部長は日本人で福田と言いましたが、私に、もっと金を稼げる仕事を見つけたと言いました。私は、もっと稼げるのなら、そこに行こうと思いました。私は、子守をしていた家で、日本語を少し習っていました。

部長は、私を釜山に連れていきました。そこに着くと、一四歳から一六歳の朝鮮人の少女が五〇人いました。福田は私たちを船に乗せ、私たちは下関につきました。五〇人の少女は、いろいろな方向へばらばらになりました。

私は、彼に連れられて大阪の天王寺病院に行きました。病院の職員は約八〇〇人でした。私はこのとき一六歳でした。私は、あらゆるつまらない仕事をやり、朝鮮人だといって馬鹿にされました。給料は全然払われませんでした。私の食事は、日本人の残りでした。

そこで二年間働いた後、私は、大晦日の夜に病院長に強姦されました。翌朝、彼は私を東京に連れていき、知らない人と一緒に行くように言いました。彼は、その知らない人が連れていってくれる所にいけば、私が幸せになると言いました。後になって、私は、自分が第一二師団の従軍慰安婦に売られたことがわかりました。

その知らない人は日本人で兵隊でした。彼は私を下関に連れていき、船に乗せて満州の長春に連れていきました。第一二師団は満州の担当だったのです。

中国に着くと、朝鮮人の少女が二〇〇人くらいいました。どうなるのかは私には聞かされませんでした。旅行中は、私は何も聞きませんでした。兵隊も怖かったし、殴られるのも怖かったです。少女たちは私を見てびっくりしていました。彼女たちは、ひどいところだと言いました。

私は、第一二師団と一緒に動きました。五、六年一緒にいて、兵隊とセックスをさせられました。その後、私は第六師団に移されました。第六師団は残酷なことで悪名が鳴りひびいていました。彼らは自分たちを誇りに思っていました。

五〇人の少女と一緒に、私は第六師団と共に上海に行きました。私は二二歳でした。私たちは一月一日に上海に着きました。私は、上海では毎日四〇〇五〇人の兵士に仕えなければなりませんでした。

第六師団は野蠻で狂暴でした。彼らは、部屋に入るなり、剣を布団に突き刺すのです。私を怖がらせて、無理やりセックスしました。夜、気を失うことも時々ありました。そこでの生活は辛く、耐えたいものでした。私は、三回にわたって自殺しようと思いました。

時に私は看護婦として動員されました。戦闘中は、ヘルメットと赤十字のバッグを渡され、昼間は看護婦として、夜は従軍慰安婦として働かされました。

食べ物は、麦飯と塩味のにんじんでした。足りませんでした。

私は、多くの従軍慰安婦が戦闘部隊についていかなければならず、病気になったり妊娠した女性は塹壕に入れられて手榴弾で殺されたことを体験として知っています。

私は、第六師団と一緒に南京やシンガポールや、それ以外の場所に行きました。

シンガポールに着いて一カ月すると、日本は負けました。日本人は何人かの朝鮮女性を殺しました。私は他の二人と一緒に逃げました。私たち三人はずっと這っていき、中国人の家を見つけました。最初、彼らは怖がりました。私たちは、『私たちは朝鮮人です。助けてください』と言いました。彼らは私たちをかくまってくれ、食べ物と着る物をくれて、私たちのために朝鮮人の家庭を見つけてくれました。私たちはその朝鮮人の家にいました。その家にはラジオがあつたので、そこで日本の無条件降伏を聞きました。

私は、日本が謝罪し、私に対してなしたすべてに対する補償をするよう求めます。」

原注

- (1) この報告は、一七人の女性による証言の広範な要約を含む。
- (2) 証言は、最初の人のような場合でも、物語る調子の場合でも、ICJの調査員によって録音される状態で行なわれた。
- (3) 「フクバラハップ」とは、フィリピンにおける地方のゲリラ組織である。

第5章 元兵士の供述

日本に滞在中、調査団のメンバーは三人の元兵士にインタビューする機会があった。それは、日本軍の情報部隊である特殊部隊のメンバーであり、中国駐在中に慰安所の創設と管理に関与していた永富浩喜氏、憲兵隊に所属していた市川一郎氏、やはり中国に駐在していた日本軍に所属していた鈴木良雄氏である。彼らが名乗りをあげた理由はさまざまであるが、この三人はこの時代の日本の歴史を語るべき時がきたという点では一致していた。犠牲者と同じように、このような行為が将来において繰り返されることがないことを保障し、また実行者を処罰するための国際的なレベルでの方法を見出すことが重要であると強調した。これらの供述は、記録された順番に記載する。犠牲者の供述と同じく、われわれはできる限り忠実かつ正確に要約しようとした。

永富浩喜氏

永富氏⁽¹⁾は一九一六年生まれであり、証言の日には七七歳であった。自らの話をする前に永富氏は、名乗りをあげて証言するのはきわめて困難だったが、現在の日本政府の政策、特に過去の日本の行為に対する悔恨を示さず、憲法九条（平和条項）を改正しようとしている点を憂慮しているので、証言

を行なう決心をしたと述べた。永富氏は、日本政府が日本自身の歴史に十分な注意を払わずに米国の提案に追隨しているのは不幸なことであると述べた。彼はまた、政府は従軍慰安婦および第二次大戦前およびその最中に日本の労働力として強制徴用された人びとによって提起された問題を回避しようとしていると考えている。

一九三七年、永富氏は、愛国学生連盟という学生組織の代表として中国を訪れ、南京虐殺の時期に中国にいた。一九三八年の初め、彼は軍と協力する市民として陸軍に加わった。その後、その年永富氏は軍の諜報部として機能していた特殊部隊に加わった。その職務は、地域の住民を管理して手なずけること、反日感情を減退させること、軍隊内部での治安を維持することだった。特殊部隊に加わった後、永富氏は事務所を開設するために安慶に送られた。南京と上海地域に滞在中、永富氏は、一般に「南京強姦」と呼ばれている出来事の間、南京の内部および近郊で何が起こったかを兵士たちが話しているのを聞いた。兵士たちは、上海と南京の間には処女はいないと話していた。永富氏は、中国人の家屋、財産、生産手段の損害と破壊はあまりにもひどいものであり、村民は生きるために上海のような大都市にこざるを得なかったと述べた。女性たちは、家族の貧困さのために売春を行なわざるを得なかった。兵士たちの行為は、外部の世界だけでなく、軍隊自身にとっても憂慮すべきことであった。その結果、永富氏は、安慶地区に兵士たちのための慰安所を設置するよう命じられた。これは、外部の人間に慰安所を設立させて行なわれた。この慰安所の女性中国人であった。これは一九三八年のことだった。

永富氏は、七、八人の少女たちが一人当たり一〇〇円でリクルートされた出来事を詳しく物語った。

彼女たちは、特別任務局に連れてこられたが、ここでは何人かの将校がクジを行ない、その勝者は自分が寝る少女を選ぶことができた。その後は、この局の他の者たちが、残った少女たちを「買う」ことができた。彼らは、少女たちを「完全に管理」することができた。永富氏は、自分も一人の女性を買ったことがあり、彼女は家に帰ってよかったが、彼が彼女の奉仕を求めて呼びにやると、彼女は戻ってきて彼と一緒にいなければならなかったことを認めた。

永富氏は、中国大陆に駐留していた者として、中国に軍隊が駐留していた所では、すべて慰安所が設立されていたと考えていると述べた。

永富氏は、モンゴル国境に近い別の駐屯地に移った。この地域に駐留していた軍隊は、いつも家々を襲い、女性や若い少女を求めていた。永富氏は中国語を話せたので、その地方の役人が彼に接触して、どうしたら中国の女性に対する襲撃を止められるだろうかと尋ねた。永富氏は、慰安所を作ればそんなことは止められると答え、その結果、慰安所がその地域に設置された。これは一九四二年のことだった。ここでも、その地方の人びとが、そのあたり一帯から女性を「リクルートする」ために利用された。永富氏は、この慰安所の構成については詳しく知らなかった。女性たちが一七歳から二〇歳で、慰安所は日本兵にしか開放されていなかったという一般的な印象があるだけである。

永富氏は、日本が降伏した後に女性たちがどうなったかを尋ねられると、彼の部隊は女性を置き去りにしたので、たぶん中国のその地域にやってきた連合国軍に世話されたと思うと答えた。

市川一郎氏

市川氏は、一九二〇年二月一日に生まれた。彼は、一九三五年から一九四一年まで、洋服屋であり、学校の教師もしていた。

話の冒頭で市川氏は、なぜ発言することが大事なのかについて永富氏と同じ意見だと述べた。最初にこの問題が報道されたとき、日本政府はこれには関与していないと主張していたが、それは真実に反すると、彼は述べた。彼は、朝鮮女性がいた慰安所を自ら管理していたと述べ、この情報を全国的な呼びかけのなかで明らかにした。市川氏は、第二次大戦が終わってから、C級戦犯として裁判を受け、シベリアに五年間抑留された。日本は、第二次大戦中の出来事に対する反省の念を表明すべきだと、彼は考えている。

軍隊での自分自身のキャリアについて市川氏は、一九四三年七月に徴兵され、満州で憲兵の学校に行つたと語った。一九四四年三月には正式な憲兵となり、満州の連隊に配属された。憲兵の仕事は大きく三つに分かれる。諜報と治安維持と総務である。

憲兵隊は海軍、陸軍、民間人に対して広範な権限を有している。憲兵には、陸軍や海軍の兵士よりも高い給与が払われ、また、スパイのリクルートやアヘンの売買などの活動のための潤沢な予算が与えられていた。満州に滞在中、市川氏は憲兵隊のなかで総務を担当していた。駐留地につくと、彼は司令官から慰安所を担当することになると言われた。このとき、彼は二三歳で、そうした場所を見たり、よく訪れたりするのはその時が最初だった。証言の間に市川氏は、支配下の慰安所の簡単な略図を書いたが、それによれば入口と待合所があり、建物の中央を廊下が走り、その脇に小部屋がある。

その部屋は四フィート×五フィートくらい（一・二メートル×一・五メートル）で、布団とマットレスと毛布しかなかった。この建物は煉瓦でできていた。

彼の証言によれば、この建物は軍の支配下にあったが、朝鮮出身の夫婦が外部の管理人として、そこに住んで女性たちを監督していた。市川氏は、この建物とその他多くの建物は軍の支配下にあったと断言した。民間によって運営されていた慰安所もあったから、民間によるものがあつたという言い方もある程度は正しいと述べた。こういった慰安所には、主として軍の将校が足繁く通つた。民間の慰安所は、多くの場合、地方の料亭の中に設置されていたが、こういうところであつても、特別に軍の将校のために食事の賄いをしていた。

彼の支配下にあつた慰安所について彼は、軍のすべての階級にある者がこの慰安所に行くことができたと言へた。支払われる料金は、兵士の階級によつて異なつていた。到着すると、兵士は、通常、入場券を買うが、下級兵士の入場券は黒、下士官は青、将校は赤だつた。ある兵士が何回慰安所に行ったかは、憲兵隊が正確な記録を取つていた。兵士の低い給与を考えれば、下級兵士がそのような所に一カ月に一、二回も行けたかどうかは疑問であり、それ以上行く余裕はなかつた。あまりに頻繁に通つていれば、その兵士は禁制品を取り扱っているか、地域の人びとを騙していることがわかる。

憲兵隊は、慰安所の利用者から女性に軍の機密が漏れることも憂慮していたため、兵士と慰安婦の関係が進展するのを防ごうと、訪れる回数を制限しようとしていた。特に憂慮されていたのは、兵士たちが女性に対してすぐに出発すると言つて、部隊の動きを明かしてしまうのではないかということだつた。毎朝、朝鮮人のカップルが憲兵隊に、それぞれの女性の利用者の表を渡し、憲兵隊は、ある

兵士が特定の女性ばかりを訪れていないかどうかを確認したのである。

毎週一回、各女性に対して医学検査がなされるが、これは軍医が行なった。その目的は、女性が性病にかかっていないかを確認するためだった。市川氏は、この検査は女性のためではなく、兵士たちのためであったと強調した。大多数の女性は、尿道炎、すなわち尿道の炎症にかかっていった。市川氏は、兵士たちのためにだけ女性の医学検査を行なっていたというやり方には弁解の余地がないと確信していた。

彼は、女性たちのなかで支払いを受けていた者がいたかどうかはわからなかった。支配人は、売店で女性に食事を買っていた。彼には、女性が自分で買い物をしていた記憶がなかった。

市川氏は、自分もそこに行つたことがあると率直に認めた。この慰安所には約三〇人の女性がいたが、それはすべて朝鮮人だった。慰安所は町の中心にあり、各所に駐屯していた部隊や通過する部隊もそこに行くことができた。

市川氏は、慰安婦の徴集に際しての強制力の使用について問われて、自分が町に到着したときには慰安所はすでに存在していたので、そこで強制力が用いられたかどうかはわからないと述べた。しかし彼は、もし憲兵隊が徴集に介入していれば、その命令に抵抗する方法は存在しなかったと述べた。

市川氏は、名乗りをあげようとしなかった他の兵士たちや将校たちについて批判的であった。彼はまた、ある元軍人関係の新聞は元従軍慰安婦のために証言する元兵士たちに批判的ではあるが、証言することは重要であると述べた。彼は、多くの兵士たちは自分たちのやったことが許されると考えているのだろうとも見ている。

慰安所での兵士たちの活動に関して彼が作成した記録、特に文書の内容について問われた市川氏は、朝鮮人支配人からの報告書は自分宛に直接に送られたものであり、彼はその情報を、自分が上官になう口頭での報告のなかに含めていたと述べた。オリジナル文書は彼の手元にあったが、これらの文書は戦争が終わった時に破棄された。

毎日、それぞれの女性の部屋に行つて性交渉を行なつた男の数について問われると、彼は、彼の軍事基地に近い慰安所での数は一五―二〇人と思うと述べた。

続いて、女性に対する性的暴力以外の暴力について問われたが、これに対して彼は、それが起きたとは考えられないと述べた（私たちがインタビュした女性の多くは性的暴力のみならず身体的暴力の犠牲者でもあつたことに留意すべきである）。彼は、女性たちは慰安所の外に出ることもできず、おたがいに話すこともできず、自分で使う金をもらつていたとも述べた（これも、私たちが女性たちから聞いた内容とくいちがうが、彼のいう慰安所にいた女性とインタビュしていないので、この点に関する市川氏の証言が正確かどうかを確定することはできない）。

敗戦が間近だとわかつたときに日本の兵士が朝鮮の女性に対して帰国させようとしたかについて問われると、市川氏は、この時は朝鮮人は差別されていて、日本の兵士は列車で逃げはじめたが、朝鮮人は列車に乗ることを許されなかつたと述べた。彼は、兵士たちはどうしたらよいかわからなかつたので、女性の多くは死んだと考えている。

最後に、市川氏は、ソ連が進入してきたとき、自分が慰安所にいた女性全員が逃げられるようにしたことを強調したいと述べた。慰安所にいた女性の年齢を問われると、市川氏は、女性たちは二〇歳

より上だったと述べた。

女性に関する文書について、彼は、憲兵隊は女性に関する記録を保管しており、その人事記録中には女性たちの朝鮮名も含まれていたと述べた。しかしこれらの文書は戦争の終わりに破棄され、女性たちに与えられていた日本名を覚えていないかもしれないので、兵士たちを通じて女性たちを追跡するのは非常に困難であると彼は確信している（市川氏の証言のこの部分は、朝鮮の女性たちが述べた内容、すなわち彼女たちは朝鮮名を放棄して日本名を名乗らされたという点を裏づけるものである）。

鈴木良雄氏

鈴木氏は一九二〇年生まれで、一九歳で軍隊に入った。彼は、北京の南西部に駐留した。彼は、そこに戦争が終わるまでとどまったが、この時の階級は曹長であった。

鈴木氏は、第五一師団の司令部付きとなった。星俱樂部という名の慰安所が軍司令部の近くにあり、一〇〇人の中国女性がいた。そのレイアウトは市川氏が述べたところと似ているが、部屋の間カーテンがあったことだけは異なる。それぞれのカーテンの後ろにベッドがあった。鈴木氏が聞いたことのある他の慰安所とは異なり、この慰安所では、女性の数が多かったため、列はできなかった。彼は、大隊本部に慰安所があり、そこには日本女性もいたが、この慰安所は完全に将校用であったとも述べた。彼は、慰安所にはネットワークがあり、兵士の一団が駐留すると、一カ所あたり五人の朝鮮人女性がいる慰安所が一つか二つできたと述べた。彼によれば、下級兵士は慰安所を主として日曜日に利用した。彼らは駐屯地から外出する際許可をもらい、同時にコンドームを受け取った。コンドームが

軍隊から支給されたことについて、彼は確信を持っていた。

鈴木氏は、一、二カ所以上の慰安所がある都市もあったと述べた。慰安所は、實際、休暇をもらった兵士たちが行ける唯一の場所だと彼は述べた。運営の方法については、一九四二年に一円ないし一円五〇銭という代金は非常に安いと彼は述べた。一時間という時間制限もあった。他の慰安所では、兵士たちが各ドアの外で列を作っていた。一〇人もの人が待つことがあった。利用時間は一時間と規定されていたが、そこでは一〇分か一五分ほどたつと他の兵士がドアを叩き、急げと言うのである。多くの兵士は、ドアの外で洋服を脱ぎだし、部屋から外へ何も着ないで出てきた。

鈴木氏は、普通の兵士のときは慰安所を使わなかったが下士官になったときには使ったと述べた。下士官として彼は列に並んでいるところを見られたくなく、また特別の二時間の外出許可があったので、他の者が出た後で慰安所に行った。

続いて彼は、ウジョでの駐在に触れたが、ここでは兵士が一中隊しかいなかった。ここでは将校専用の施設はなかったが、将校は週日の夜いつでも外出できたので、彼らは慰安所を週日の夜に利用したと述べた。一九四四年までには、日本は戦争に負けるのではないかということが明らかになっていったが、多くの下士官は自暴自棄になって、これまでも増して夜間に出かけるようになり、塹に穴が開けられたとも述べた。こういった行動によって、時には何人かの女性とより親しくなるようになったと述べた。

軍の関与について問われると、鈴木氏は、慰安所の上には、軍人と軍属しか利用できないという大きな看板があったと述べた。女性たちの間での性病の存在に関する医務記録は公開されている。報告

では、どの女性が「非番」とされたかを示している。この慰安所には、女性は五人いたが、彼は、普通、このうちの一人は「非番」だったと述べた。明らかに医者は女性たちを採点していて、彼女たちの身体的健康を良好、まあまあ（つまり、やや問題がある）、劣悪（病気で、兵士と一緒にいてはならない）のどれかにしていた。彼は、この情報は軍の命令系統によって伝達されていたのであるから、これは慰安所の運営に軍が関与していた証拠であると述べた。

彼は、慰安所の運営の目的、すなわちその地方の女性に対する強姦と軍隊内部での性病の蔓延を防止するという目的が果たされたか否かについては、はっきりと否認した。彼の考えでは、慰安所の中で完全な健康状態にあった女性はいなかった。全員が何らかの病気を持っていた。さらに、女性たちは慰安所に来たときには処女であったから、性病が彼女たちから始まるということもありえなかった。軍隊内部での性病の蔓延の責任は慰安所にある。彼は、さらに、少なからざる彼の同僚が何らかの性病を持っていた、その何人かは梅毒であることも知っていたとも述べた。強姦の点について彼は、慰安所の中で女性たちに対してなされたのは強姦であったと認めた。

鈴木氏は、軍隊内部での性病の蔓延は、その地方の市民にも別の影響を与えたと述べた。多くの将校や兵士は軍医や軍の病院のスタッフに対して性病に罹患していることを言いたがらなかったために、救急兵に市場で薬を購入させることが多かった。軍隊に四〇五年いる兵士の三〇〜四〇%が何らかの病気を持っていたが、これは彼らが女性を通じて病気をばらまいていることを示していた。さらに、兵士が使用する薬、バイオドク六〇六は高価であり、兵士の月給では買えなかった。多くの兵士がしたのは、軍隊の遠征に志願して、遠征中に民家を襲ったり、中国人から盗んだりすることだった。鈴

木氏は、これらの行為が深刻なものになったため、軍隊上層部の知るところとなり、最後には兵士たちはキャンプに帰るときには、多額の現金を持っていないかどうか身体検査をされることとなった。彼は、下士官であり身体検査を受けなかったため、下級兵士たちから現金を持ちこむようにと頼まれた。実際にこれをやったと彼は述べた。

鈴木氏は、戦争のこの時まで、兵士たちの多くは「無感覚」、すなわちあらゆるものに対してまったく感情を持たず、後悔の念を感じることなく野蛮な行為を行なうことができるようになったと述べた。彼は、兵士の野蛮さを過小評価してはならず、慰安所が存在してもなお、兵士たちによるその地方の女性の強姦を防ぐことはできなかったと評した。

その証言のうちで鈴木氏は、ある出来事を語った。上官の一人が、たき火で調理していたか、調理しているように見えたので、鈴木氏は、調理しましうかと申し出た。上官は調理を続け、その後で鈴木氏にあるものを出して、これはその地方の中国人女性の脳だと言った。その男は、これで梅毒が治ると信じていたので食べていたと述べた。

鈴木氏が語ったもう一つの例は、一九四四年の大晦日の集いであり、この時、将校たちはもちとタバと呼ばれる慰安所にいた従軍慰安婦とを交換した。最初にこれを言われたとき、彼はためらったが、厨房のスタッフからこれは通常のやり方だと言われた。

軍が慰安所に関与していたことを示すためにこの話をしているのだが、将校と慰安所の女性たちの間にはいくつかのきまりがあった。鈴木氏は、ある夜遅く、何人かの将校が酒を飲んだ後、慰安所に行き、そこで軍関係以外の者がいるのを発見したが、ここで、彼は激怒して「侵入者」に大暴れした

と述べた。彼は、その夜の行為について譴責されたり、処罰されたりすることはなかった。

彼の記憶では、彼が駐在していた地方での慰安所には、中国、朝鮮、日本の女性がいた。彼は、そこにいた日本の女性は芸者だったと考えている。

女性が徴集される方法についての知識を問われ、彼は、自分が何度か通った女性と話すと、その女性性は日本軍の看護婦になるつもりだったと言ったと述べた。彼女が何度も、自分は騙されたと繰り返し返すのを聞いたと述べた。彼と一緒にいる間、彼女はほとんど泣きどおしだった。鈴木氏は、また、同僚も、自分たちが行った先の女性から同じ話を聞かされていると述べた。それぞれの女性が騙されたと言つて、家に帰りがつていた。女性たちは、設立者や支配人に管理されていたため、家に帰ることとはできなかったし、金を持っている者はいなかった。女性たちは支配人を恐れていて、いつも管理され慰安所の外に出るのを恐れていたと彼は考えていた。

鈴木氏は、一九四五年までには軍隊の規律は崩壊し、慰安所の女性たちが石鹼や衣類といった物を求めて軍の建物にやってきたことが数多くあり、彼女たちの生活はとても悪かったようだったと述べた。彼女たちは、極度の貧困に悩まされていたと考えている。鈴木氏は、一人の女性が取られる兵士の数については知らなかったが、日曜日には兵士たちの長い列ができたことは記憶していて、二〇人から三〇人の兵士を取らなければならなかったろうと推測した。

ICJ調査団は、犠牲者の場合と同じく、兵士たちも、出来事について鮮明な記憶を持っており、詳細に話をするができることに気づいた。最も注目されるのは、犠牲者も兵士も、教えられ、またはいつも聞いていた歌を覚えていることだった。市川氏は、中国で朝鮮の従軍慰安婦から習った朝

鮮の恋歌のリフレインを覚えていたのである。

原注

(1) 永富氏は共産軍の捕虜となり、後に戦犯裁判を受け、一三年間の懲役の判決を受けた(『ジャパンタイムズ』一九九二年八月六日付)。

第6章 戦争が終わって

日本は、一九四五年九月二日、連合国に対して、公式に無条件降伏した。第二次世界大戦は、唐突に終了した。

ドイツ、その他の侵略国は、一九四三年一〇月の連合国のモスクワ宣言で非難されていた。モスクワ宣言では、連合国政府は、戦争という残酷な状態をもたらした者に対しては懲罰を与えるという、それまで宣言してきた意図を再確認した。この宣言では、ドイツ軍のなかで残虐行為に責任を負う者は、「彼らの犯罪の現場に引き戻され、その場所で、彼らが暴虐な行為を行なった人びとによって裁かれ」、⁽¹⁾「その犯罪が特定の場所に限定されない」主要な戦争犯罪人は処罰されるであろうとされていた。⁽²⁾

戦争犯罪を捜査するために、連合国の戦争委員会が一九四三年に設置された。この委員会は、戦争犯罪人のリストを作成し、参加政府に対して、戦争犯罪人の逮捕、公判、処罰に関して予定された裁判のさまざまな場面について勧告を行なった。このリスト作成にあたって委員会は、参加政府から提出された文書を考慮の対象とした。一九四五年から四七年にかけて、太平洋小委員会と極東小委員会が設立された。さらに、連合国の大多数も、独自の戦争犯罪局を設立した。

一九四五年、連合国は、極東委員会の設置に同意した。この委員会は、日本の戦争犯罪者の訴追の

政策を決定し、戦争犯罪の定義を規定した。⁽³⁾これは一九四六年四月に行なわれた。

戦争犯罪の実行者を裁判にかけるといふモスクワ宣言その他の政治的意志の表明にしたがつて、一九四五年八月八日、米国、フランス、英国、ソビエト連邦は、「ヨーロッパ枢軸国の主要戦争犯罪者の訴追及び処罰」のための協定を締結した。その六条では、審理されるべき戦争犯罪を規定していた——平和に対する罪、戦争犯罪、人道に対する罪である。一九四五年には国際軍事裁判所が設置された。ニュルンベルク裁判は一九四五年一月二〇日から一九四六年一月一日まで続いた。その他の戦争裁判は、連合国のそれぞれがさまざまな地域で行なつた。たとえば、ドイツ、オーストリア、イタリアなどである。

極東国際軍事裁判所（IMTFE）⁽⁴⁾は、一九四六年一月一九日の連合国軍最高司令官の宣言により設置された。その裁判官は、六人以上二一人以下とされた。東京裁判は、平和に対する罪、人道に対する罪、戦時の法ないし慣習の違反を審理する権限を与えられた（宣言五条）。平和に対する罪で起訴された者だけが東京で裁判を受けた。これはニュルンベルク裁判とは著しい対照をなしている。他の戦争犯罪者は、国およびその他の裁判所で審理されることとされていた。⁽⁵⁾

日本の戦争犯罪容疑者は、A級（とりわけ侵略戦争の容疑）、B級（通常の戦争犯罪）、C級（人道に対する罪などの残虐行為）に分類された。主要な二八人の日本人戦争犯罪者は東京裁判で審理された。被告人のうち二人は審理中に死亡した。一人は審理不能と宣言された。全部の訴因について無罪とされた者はいなかった。反対意見を述べた裁判官が一人いた。

多数のB級、C級の日本人犯罪者は、戦勝国によってアジア太平洋地域で裁判を受けた。シンガポ

ール、ボルネオ、ニューギニア、ニューブリテン、ダーウィン、香港などではオーストラリアが裁判を行なった。英国は、香港、シンガポール、ラングーンで裁判を行ない、中国は上海、南京、フランスはサイゴン（インドシナ）、米国は横浜、中国各地、マニラ（一九四七年まで）と太平洋各地で裁判を行なった。一九四七年以降は、フィリピン政府がフィリピン国内での戦争犯罪の裁判を受け継いだ。

オランダは、ジャワ、ボルネオ、その他オランダ領東インドで裁判を行なった。バタビア（ジャカルタの旧名）でもそのような裁判が一件行なわれた。バタビアの裁判所は、三五人のオランダ人女性に売春を強制したことで日本人を処罰した唯一の裁判所である。少なくとも同様の二件の裁判が行なわれ、一件はバタビアのホテルの監視員であり、他の一件はジャワのアンバラワにあったキャンプに収容されていた女性を強姦した日本の軍人であった。オランダ政府は、最近、犠牲者と被告人の氏名を隠したうえで、後者のバタビア裁判の認定を公表した。被告人の一人は死刑に処せられ、他の者たちは人道に対する罪、すなわち強制売春、強制売春を目的とする女性誘拐、強姦、収容者の虐待により二年ないし一五年の懲役刑に処せられた。

バタビア裁判

インドネシアの臨時軍事裁判所は、判決三三二で、何人かの日本軍人を、三五人のオランダ人の少女と女性を強制的に日本軍の従軍慰安婦にしたとの犯罪で有罪とした。この裁判では被告人らに對して具体的な嫌疑がかけられていたが、その中の一つは以下のようなものだった。

「七番目の被告人——一九四四年二月三、二四、二五、二六日頃、あるいは少なくとも一九四四年二月頃、スマランおよびアンバラワにおいて、少女および女性を強制的に売春させるために誘拐し、あるいは少なくとも自らの支配下にある日本人および非日本人の臣民および敵性国家である日本の業務についていた外国人の部下が、東スマラン、ゲダングン、ハルマヘイラの各キャンプおよびアンバラワの第四、第六キャンプから少女および女性を選びだし、上記の少女および女性を誘拐し、売春をさせることを黙認し、またはすでに述べた部下によって選ばせて、そのようにして選ばれた女性および少女を日本当局のための仕事をしなければならぬという口実で、上記のキャンプからスマランのカナリランの土地まで誘拐し、または誘拐させたが、その際にはそのようにして誘拐された女性ないし少女のなかには任意に売春を行なおうとする者は存在せず、またはごく少数であり、したがってこれを強制されるほかはないことを知っていたか、または合理的に疑いを持つべきであつた」

被告人に対する嫌疑は、これが強姦、少女および女性の誘拐、強制売春、売春への脅迫という戦争犯罪に該当するという根拠に基づくものであつた。軍事裁判所は、以下のように述べた。

検討——当裁判所では、日本軍大尉、予備役大尉、大佐、医学博士、その他の予備役大尉の供述（宣誓なし）が読み上げられ、被告人に提示された。そのなかには、「一九四四年二月末までに軍当局が中央ジャワの収容キャンプを民政府から引き継ぎ、これらのキャンプに属する女性たちはスマラ

ン売春宿の売春婦として雇用された。これは捕虜・民間抑留キャンプ本部によって、国際法に違反して、強迫によってなされたものであり、好ましくないものとみなされた」とある」(傍線ICJ)

「軍事裁判所の意見では、彼ら(日本軍)が公然と、かつ、明確に女性および少女がいる目的を明らかにしていれば、彼らは鋭い反撃を受け、大きな困難に直面したであろうし、強制力をい用いなければ、これらのキャンプから女性および少女をうまくリクルートすることができたかはきわめて疑わしいことを考えれば……」

このような状況では、一般に理解される戦争犯罪ということばのなかに、かつて、そして今も、強制的売春のための女性および少女の強姦、誘拐や売春の強制などの各種の残虐行為が含まれることは疑いをいれる余地がない。したがって、日本は、当時の軍がこれらの従軍慰安婦に対して行なった残虐な行為に対して責任を負っている。

しかし、裁判では、日本軍が売春を強制した多数のインドネシア女性については言及していない。オランダ女性と同じ境遇を味わった彼女たち、そして何千人もの朝鮮、中国、マレーシア、台湾、フィリピン女性を気にかける者はいなかったのである。

判決二三一および本報告書第三章で述べた文書は、すべて連合国側で入手できた。実際、「日本軍の慰安施設」と題する報告書は最高司令官自身、またはその指示によって作成された。しかし、これほどまで大規模な人権侵害は、何事かをなしうる人びとすべてによってまったく無視されたのである。

その後の出来事

その後、一九五六年になって日本は国連に加盟を認められた。一九五一年にはサンフランシスコで、第二次大戦から生じた問題を解決するための平和会議が開かれた。一九五一年九月八日、日本と連合国との間で条約が締結された。連合国とは、日本と戦争状態にあった国と定義された。韓国は日本と戦争状態にあったとは見なされなかった。韓国・北朝鮮の代表は平和会議には出席しておらず、中国も同様だった。この平和条約で、日本は戦争中に自らが生じさせた損害と苦痛に対して連合国に賠償を支払う責任があることを認め、このためにその後締結される二国間条約についても言及された。フイリピンは一九五一年の会議に出席していた。

韓国は、サンフランシスコ平和条約において日本から、独立国として承認された。したがって、韓国はサンフランシスコでも、また東京裁判においてすらまったく代表者がおらず、日本のB級、C級の戦争犯罪者すら裁く立場にいなかった。当時の大韓民国政府は、一九六五年に、日本と戦時賠償に関する条約を締結したが、これは、日本の金銭賠償責任を三億米ドルに制限するとしていた。この当時は、大韓民国において条約に反対する広範な世論が存在したが、これは当時の韓国政府によって粉砕された。

賠償

戦後賠償は、主要な侵略国であるドイツと日本の双方によって支払われた。しかし、日本の支払いの不十分さは、ドイツの支払いと比較すれば明らかである。

まず、ドイツ連邦共和国の両院は、国家社会主義者の犯罪に対する賠償は、ドイツ国民にとって最も重大かつ緊急な責務であるという政府の方針の遵守を何度となく宣言している。

ドイツは、補償の対象者と支払われる補償額ならびに死亡した犠牲者の家族に対して与えられる援助を明らかにする法律を制定した。ドイツではまた、戦争犯罪者の裁判に関する事柄では時効を緩和する法律も制定している。

国家に対する賠償金の支払いと、法律上は資格を有しない犠牲者に対する支払いのための二国間条約も締結された。この点で、ヨーロッパの一一カ国は、ドイツから総計八億七六〇〇万ドイツマルク（五億六五〇〇万米ドル）を受け取っている。支払いは、今後、西暦二〇〇〇年まで続けられる見通しであり、その総額は一〇二〇億ドイツマルク（六六〇億米ドル）にのぼる。⁽⁶⁾

これとまったく対照的に、日本は、ビルマ、フィリピン、インドネシア、ベトナム（南）の四カ国に対する戦時賠償として三六四三億四八〇〇万円（二〇億二二〇〇万米ドル）しか支払っていない。日本は、さらに韓国に対して三億米ドルを支払っている。ほとんどすべての支払いは社会一般のためになされ、個人が直接には受けとっていない。⁽⁷⁾ 実際、日本は、一九六五年以降は賠償ないし補償の支払いをまったく行っていない。

原注

- (1) Openheim and Lauterpacht, 1952, vol.ii, 7th. ed., p.577
- (2) Piccigallo, P.R., *The Japanese on Trial* (University of Texas Press, Austin 1979)

- (3) *Id.* at 10-11.
- (4) また「東京戦争犯罪法廷」(以下、東京裁判ないし東京法廷とする)とも呼ばれる。
- (5) Piccigallo, *supra* n.2 at 12.
- (6) 第1章の注(3)に同じ。
- (7) 第1章の注(4)、自由人権協会の報告書。

第7章 日本政府の立場

日本側主張の概要

一九九一年に国会で従軍慰安婦問題がとりあげられた時、日本政府の対応は、それは民間業者の所業であつて、日本の軍部も政府も関与していないということであつた。

日本の中央大学吉見教授が、慰安所の設置、利用および運営に際し日本が主導権をにぎり、統制していたことを明確に示す戦時中の公文書を発掘し、公表した時の日本政府の対応は、日本軍の若干の関与はあつたということであつた。日本政府はこの問題を調べるため調査班を任命し、中間報告を公表したが、それは本件に対し日本軍の完全な責任を認めるものではなかつた。最も重要な分野——慰安婦の徴募——に報告は触れていなかった。そのため日本政府は、女性たちの徴募には軍による強制は行なわれなかつたと公言した。

従軍慰安婦問題が、国際連合のさまざまな機関でとりあげられた時、日本政府は本件に対し、いかなる行動もとられるべきではないという見解を提出した。この見解は一九九一年から一九九三年まで繰り返された。要約すれば、日本政府の立場は次のようになる。

1 日本政府の陳述によれば、国際連合憲章の前文で明白に説明されている国連の目的は、戦争の災害から将来の世代を救うことにある。したがって、国連は特定の国の過去、とくに国連創設以前に発生した問題を討議する機関ではない。

2 日本政府の主張によれば、人権と基本的自由の重大な侵害を受けた被害者の原状回復、賠償および更生を求める権利に関する特別報告者に与えられた委任は、補償を求める個人の事例または請求をその権限内に含んでいない。

3 日本政府の論述によれば、国連の差別防止少数者保護小委員会により一九九一年一〇四号決議において討議された、一五〇三号手続⁽¹⁾きを第二次世界大戦中に発生した人権被害その他の損害に対する補償請求に関する賠償または救済メカニズムとして利用することはできない。

4 日本政府が弁論を試みた所によれば、補償を含む請求権の問題は、関係諸国との二国間または多国間の平和条約と、その他の関連する条約によっても解決済みである。例として日本政府は、二国間のすべての請求権を解決したとされる大韓民国との一九六五年条約をあげている。朝鮮民主主義人民共和国とも会談が進行中と述べている。

5 日本政府の論述によれば、一九〇五年の日韓協約（それにより朝鮮は日本の保護国となった）が無効であるということは、（国連）国際法委員会または国際社会の了解するところとはなっていない。

6 日本政府は本件の真相糾明のために全力をつくしていると述べている。本問題の法的側面とは別個に、日本政府は被害者に対する同情の気持ちを表すための最もよい方法を真剣に検討中であ

ると述べている。

日本首相は朝鮮に対する所業について陳謝し、従軍慰安婦の状況に関し「痛みと悔恨」を表明した。⁽²⁾

国際法律家委員会(ICCJ)調査団に示された日本の立場

日本ではICCJ調査団は外務省アジア局次長高野氏および外務省アジア局北東アジア課課長補佐藤井新氏に会った。

アジア局は、従軍慰安婦問題についての政府の調査班の中心となり、あらゆる関連文書の所在を明らかにし、公開する政府の作業を監督している。

会談当時、政府は一つの報告書を公刊し、あらゆる関係文書の調査を継続する意図を示していた。彼らが突きとめた事実を公表することが政府の意図であったが、会談中に高野氏は、一九九二年七月の政府報告書公表以後に調査班がどのような新しい情報を手に入れたかを明らかにしなかった。

両国との条約ですべての請求権が「最終的かつ完全に」解決されているので、韓国とフィリピンの被害者に補償する法的義務は存在しないというのが、日本政府の継続した立場であった。当時の政府が慰安所の使用を現実にも許可していたことをも、高野氏は認めようとしなかった。彼の言うところでは、軍がその種の建物を設置し、供給品を購入し、衛生状態の管理を含めてこのような施設に援助を与えていた証拠はあるということであった。

暴力の使用を決定的に結論づけることはできなかったというのが政府の立場であるが、数多くの文

書がこれまでに暴力の使用を示していることは認めた。この件に関する声明のなかで日本政府は、暴力と脅迫の対象となった若干の女性がいるが、最終的な結論はでないことを認めていた。政府は、すべての女性が自発的に慰安所に行ったとは主張していない。

政府に補償を支払う法的責任があるとは信じないとしながらも、彼はこれらの事実について政府は悔恨の念を示しており、その気持ちを示す可能な方法を考えていることを示した。特定の手段を確定するまでにはなっていない。女性たちの年齢からしてきわめて時間を憂慮すべき問題であることは認めたが、彼はいつ日本政府がとられるべき適切な手段を決定するかという日程については言質を与えようとしなかった。しかし、彼はできるだけ早くしたいと言った。

行政的な枠組みの利用可能性について聞かれると、彼は検討中であるが、証人すべての信頼性を判定し、またそれを通じて信用できる状況評価が下し得るような運営手続きを工夫する必要があると言った。彼はまた、作業は膨大なものであり、何が起こったかを評価し、また個々のケースについて直接関連ある事実の把握を可能にするために、政府は記録の全面的調査を行なっていることを示した。日本その他いたる所からの文書が日々明るみに出されつつあるが、五〇年前に起こった事柄なので、全体像を正確に描けるようにするには困難があると述べた。

慰安婦たちの全般的状況を調査する問題と、すでに明らかになっている個々の被害者に対する補償問題とを分離する可能性について尋ねられると、彼は自分は論理的には二つの問題は分離可能であると思うが、実際には政治的理由から両者は密接に結びついていると答えた。彼の示唆するところでは、五つの国と別々に処理するのはむずかしく、日本政府は、各国の文化や交渉方法の違いを前提として

つ、この五カ国の各々にとって適切である解決法を見出すという問題に直面していた。

「真相」が確定されるべきだというのが政府の見解である。インタビューの途中で高野氏はほかの約束のために退席し、藤井氏が発言をひきついだ。

会談は条約、とくに大韓民国と日本との条約の問題に移った。条約交渉の段階では慰安婦問題は議論されなかったことを認めたが、藤井氏は、すべてのこの種の請求権は条約中に含まれているという政府の立場を繰り返した。彼は高野氏と同様に、政治的に日本政府は、政府の側の自発的意志にもとづく措置として考慮中の、何らかの形で的人道的補償を提供するつもりであることを認めた。彼はまた韓国政府の立場に言及し、日本政府から補償を要求しないと声明しているとした（この立場は本調査団のソウル滞在中に行なわれた韓国政府代表との会談の際に確認されたが、被害者や、きわめて密接に彼らとともに活動中の組織のとっている立場を無視している）。藤井氏は、日本政府の了解するところでは、韓国政府の求めるのはすべての関連する事実の誠実な調査と公表であると述べた。両政府間の討議に際し個人の意見を聞くことは必ずしも容易でなかったことを彼は認めた。彼は、完全な調査を伴わない措置では、被害者たちは補償として満足しないだろうと示唆した。彼は、完全な報告をつくる努力をする一方で、補償を支払うことは、受け入れられる解決とはならないと示唆したように思われる。

法的問題にもどって、彼は再び繰り返した。自分の見解では、すべての請求権は、交渉当事者たちによって検討されなかったものでさえも、条約中の幅広い用語によって処置できるし、また一九六五年の日韓条約中に含まれている財産上の権利および利益という概念には、条約交渉中に想像されなか

った問題をも含みうる。⁽³⁾ 彼はまた、朝鮮人が当時この問題を提起しなかったのは、それが恥ずかしい問題と考えたからだということもありうると思うと言った。

彼は再び、法律的地位と道徳的地位との区別を強調した。日本政府はそのような行為と活動が繰り返されてはならないと認めている。日本政府はまた、女性たちが当時も本国へ帰還してから経験してきた悲惨さも認めている。

条約再交渉の可能性、またはその条文の解釈を国際司法裁判所におおぐ可能性について尋ねられると、彼は自分の考えでは、いずれの政府も希望しておらず、したがって可能性はないと答えた。朝鮮民主主義人民共和国に関しては、「正常化交渉」が行なわれており、交渉には慰安婦問題が含まれていることを指摘した。台湾に関しては、日本が中華人民共和国政府を承認した時に交渉が中止されており、日中関係を前提とすれば解決を見出すことは困難である。しかしこの問題は日本政府により検討中である。賠償を求める被害者の権利に関するテオ・ファン・ボーベン作成の報告書についての質問に対して政府代表は、本問題に関するいかなる公式見解も報告書の内容には記載されていないことを指摘した。

補償問題に関しては、彼は国際人権法の領域は新しいものであるとしつつ、伝統国際法が補償を求める権利を賦与しているとは信じないと述べた。彼の考えでは、国際人権法の下で、これら女性たちのために訴えを起こす権利が生じているかどうかは不明である。

日本政府によって調査が行なわれている記録のいくつかに関する質問に対し、彼は慰安所の設置または運営に何らかの関係を持ったすべての省庁は関連文書を探すように命令を受けていると言った。

そこには、警察庁と労働省が含まれるが、いずれも慰安婦問題に関連する文書は存在しないことを示した。

日本において多くの法律家や学者は、これまで日本政府によって支払われた補償とドイツ政府によるそれ（その大部分はドイツが分断国家であった時にドイツ連邦共和国政府によって支払われた）との比較を行なっているが、彼は比較を行なうことを拒み、どちらの補償プログラムが良いか悪いかについて何も答えなかった。政府の第二次報告書がいつ公表されるかについては、確実な情報はここでも得られなかった。⁽⁴⁾しかし、政府は被害者たちのために何かをしたいと望んでいるということは、ICJ調査団に対して繰り返された。

原注

- (1) 「人権の重大かつ確実に証明できる侵害の恒常的なパターンを示すと思われる状況」に関する一五〇三手続きによる申し立ては、人権委員会および小委員会の非公開の会議で処理される。
- (2) 第二章注2参照。
- (3) 法的問題の完全な分析については第9章参照。
- (4) 第二次調査報告書は一九九三年八月四日に公表された。

第8章 大韓民国、朝鮮民主主義人民共和国、 フィリピン政府の立場

—CJ調査団に提示された各国政府代表の立場

大韓民国

政府の立場からすれば、最も重要な論点は、日本が徹底的な調査を行ない、誠実に、かつ、包括的に謝罪することである。大韓民国政府にとっては、日本が過去の過ちを認め、将来の平和的かつ相互互恵的な関係の公約を示すことが重要である。

韓国政府は、日本がこのような残虐行為を犯したことについて責任を有する者を捜しだし、これらの者に証言させることを望む。日本政府は、この問題に関する調査を実施していた間には、元兵士の証言を得ることを考慮していたと思われるが、右翼勢力からの反対を受けてこれを行なわなかった。韓国政府は、この問題を調査し、これに取り組むための委員会を設置した。この委員会は、これまで一五〇件の申し立てを受け、犠牲者に対する補償を宣言した。法案は内閣を通過しており、今後、国会で討議される。この法律は一九九三年七月に効力を生じる。この法律では、犠牲者に対して一時金五〇〇万ウォン（六二五〇米ドル）と毎月一五万ウォン（一八八米ドル）の支払い、医療費の無料化、低所得者層向け住宅の優先的割当て、扶養の手段がない者に対する社会保障制度へのアクセスを

規定している。申し立てを処理するための審査手続きが導入され、「最低所得者」と認定された犠牲者には、さらに毎月五万六〇〇〇ウォン（七〇米ドル）が支給される。

韓国政府は、補償を激しく求めているが、その理由は多数かつ複雑である。金銭だけが解決ではないと考えているし、善意を金銭であがなえろと日本が考えないよう望んでいる。政府は、もし真実が承認されないままに補償がなされれば、犠牲者が職業的売春婦とみなされることを恐れている。政府代表によれば、韓国の世論は、この見解を支持している。すべての韓国人がこれらの女性の状況に対する責任を共有することが重要である。

もし日本政府あるいは日本国民が補償金の支払いを決定すれば、韓国政府は、それぞれの者が支払いを受領することを妨げることはしない。しかし、韓国政府は、それによってこの問題が解決したとさせることはできない。日本は犠牲者に対して少額の金を進んで支払うであろうが、金銭だけでは十分な解決ではない。他の問題についての日本の過去の支払いは、「拘束金」、すなわち条件付きの支払いとみなされており、「拘束金」は韓国政府および犠牲者に対して新たな問題を生じると考えている。この点では、韓国政府は、NGOを援助する。政府代表は、日本の新聞で報道されている、犠牲者に対する赤十字基金を創設して補償金を支払うという日本の提案についてコメントを拒否した。

会合は、大韓民国、ソウル市の外務省アジア局長ユ・ビュンウ氏となされた。

朝鮮民主主義人民共和国

政府は、日本が「恥ずべき過去を清算」していないと強調した。日本と朝鮮民主主義人民共和国は、

關係を「正常化」しておらず、この問題は両国間の交渉によって解決されなければならない問題の一つである。これまで八回にわたって会談が行なわれている。朝鮮民主主義人民共和国政府は、強制労働、従軍慰安婦、太平洋戦争の犠牲者の問題について満足すべき解決を要求している。日本の提案は、自ら行なった人権侵害を特に認めないままの金銭支払いに集中しており、一九六五年に大韓民国と行なったと同じ方法でのこれらの問題の解決を提案している。

大韓民国との一九六五年の条約には日本からの謝罪は含まれていないために、朝鮮民主主義人民共和国は、これらの問題に対するこのような方法での解決は受け入れられないと主張している。二国間交渉では、日本は朝鮮の植民地化は適法であるとし、従軍慰安婦の問題あるいは強制労働に関して国際法を侵犯したことを否定した。朝鮮民主主義人民共和国は、これらの残虐行為は、現在では強行法規としての地位を占める基本的人権基準の侵害であると考ええる。

この問題の解決に対して決定的なものは、日本の謝罪と十分な補償である。交渉の当初から、政府は、従軍慰安婦の問題を提起してきた。日本は、交渉の第一回から第六回までこれを無視してきた。政府の関与があつたことを否定してきたのである。

吉見教授の調査によつて、記録に光があてられた後、日本は関与を認めるようになった。しかし、日本は誠実な謝罪と補償の支払いを回避し続けている。交渉では何らの進展もみられていない。

朝鮮民主主義人民共和国政府は、徹底的な調査と結果の公表、日本の謝罪そして補償を求める。政府は、朝鮮民主主義人民共和国の国民全体に対してと同様に個人に対しても日本の支払いを要求する。一〇万人から二〇万人も女性たちが連行されたことを考えれば、関係者すべてに対してどのようにす

ればこの問題を解決できるだろうか？

補償の額の先例としては、ドイツが戦争犯罪および人道に対する罪に対して行なった額があり、米
国とカナダが民間被收容者に対して行なった謝罪と補償がある。

政府代表は、日本が頑強に抵抗していると感じている。日本に関与を認めさせるだけで半世紀を要
した——日本に補償させるためにこれだけの時間がかからないことを望んでいる。

日本は、世界の平和と安全に対する寄与を論じている。自衛隊は海外に派兵されるであろうし、朝
鮮民主主義人民共和国は犯罪が繰り返されないという保障がないことを危惧している。

政府の見解からすれば、政府レベルでのこの問題の解決は困難である。国際的な正義の声が日本に
対してよい影響を与えると考えている。

朝鮮民主主義人民共和国政府は、対策委員会を設置し、元従軍慰安婦の生存者を捜し、その供述を
調査している。朝鮮民主主義人民共和国内でこの問題が微妙な性格を有するとともに、生存者の発見
や文書による立証が困難であるために、対策委員会の活動は政府が期待するように完全なものになっ
ていない。

会合は、朝鮮民主主義人民共和国外務省のリ・サムロ大使と行なわれた。

フィリピン

この問題が一九九二年に提起されたとき、アキノ政府は、従軍慰安婦の問題を調査するようホセ・
リカルド教授に依頼した。リカルド教授は、その報告書のなかでフィリピン人の従軍慰安婦はいない

との結論を出した。しかし、日本政府が開示した記録に照らしてみれば、フィリピン政府は当初の立場を撤回せざるを得ない。上院の決議に対応して政府の従軍慰安婦対策本部（TFCW）が設置され、この問題を調査している。

政府は、韓国政府が行なったような一連の補償を提供できないことを遺憾としている。しかし、政府は、日本と静かな対話を継続することとしている。関係している女性の数など、多くの事実が明らかにされなければならない。日本は女性が連行されたすべての国を視野に含めようとするであろうから、それぞれの国からの数を確定しなければならず、韓国と中国の女性の数については特にそうである。政府は、日本との平和条約に関してはコメントしようとしなかったが、当時は従軍慰安婦の問題はどちらの側からも提起されなかったことを率直に認めた。

政府は、ワシントンと東京から記録を収集している。これらの記録のなかには、日本兵士によって連行された女性の名前が記されているものもある。政府代表は、フィリピンが保有しているファイルに関してさらに調査が必要であり、人権の分野で国連アトバイザリー・サービス・プログラムに対してアプローチするという考えに肯定的である。

政府は、また、日本政府に対して、この問題に対する補償のいかなる解決も日本の政府開発援助（ODA）の範囲外であることを明らかにしている。

フィリピンのNGOは政府に援助を求め、政府は喜んで協力してきた。政府は、フィリピン従軍慰安婦調査委員会（TFFCW）というNGOが明らかにした従軍慰安婦および慰安所の数に関する情報の正確性を確認した。

政府は、自らの力量の限界を考慮して、非政府部門に対する援助の提供に積極的である。いくつかの社会保障援助は、何人かの女性たちに与えられている。政府は、女性たちが名乗り出るよう援助し、必要なサービスを受けられるようにするためにさらに努力しなければならないことを認識している。会合は、外務省アジア太平洋局の次長であるホセ・ダイド氏と行なわれた。

第9章 法的問題点

序

以下で、一九二〇年代以降日本に適用可能な国際法上の諸規範について論じる。この時期を選んだのは、文書および口頭の証拠によれば、日本が性的奴隷制のために女性を連行しはじめたのが一九三〇年代の初期であつたとされることによる。

第一に、真つ先に問題となることだが、日本は、国際法の主体として、それに帰属せられるべき国際人道法上の適用可能な諸規範のすべての違反について責任がある。以下において、いかなる国際人道法上の諸規範が、上述の事件に対して適用可能であるか、またこの関係で、日本と韓国およびフィリピンの間で締結された平和条約がいかなる役割を果たすかが論じられている。次に、犯罪を犯した者の訴追が可能か、および訴追しなければならぬかどうか、さらに犯罪を犯した者の不訴追が、その結果として被害者の権利に与える影響について検討されている。最後に、個人の賠償請求権の存在に関する問題が考察されている。

A 日本側の国家責任

本章のはじめに、日本兵によって犯されたぞつとさせられる行為に対する日本の責任について論じる。とりわけ、日本兵の行為の日本国への帰属性、国際公法の責務違反の問題、さらにはいったん発生した請求権が後に消滅したかどうかの問題がある。

1 日本兵の行為の日本国への帰属性

日本兵の行為は、国際公法上の関連諸規範によれば、日本国に帰属するものとしなければならない。ICJ調査団が入手した資料には、現地将校から慰安婦の募集およびその地域へ移送するための東京の司令官に対する特別の要請が含まれている。この証拠は、軍上層部の側で慰安所の存在を知っていたことを示しているし、また同時に、軍上層部が、これらの慰安婦の募集およびこれら慰安所への配置について深くかわつていたことをも示している。

これらの将校は、私人としてではなく、官吏として行動したのであり、これらの行為が権限を超え^①るものであったか否かにかかわらず、それらは日本国に帰属するものであったとされるべきである。

2 国際公法の責務違反

国際公法上の責務は、条約または慣習国際法のどちらにも基づき得る。

〔a〕 条約法

第一に、条約に基づく責務の違反について考察する。

戦時における文民の保護に関する一九四九年条約⁽²⁾は、日本兵によって犯された行為に対しては、条約制定前の行為であるために適用できない。

陸戦の法規慣例に関する一九〇七年ハーグ条約（ハーグ規則）⁽³⁾については、日本は一九一二年に加盟国となっている。しかし、同条約第二条によれば、同規則は、すべての交戦者が同条約の加盟国である場合に適用され得る（総加入条項）。第二次世界大戦におけるすべての交戦者が加盟国になっていたわけではないので、ニュルンベルク国際軍事法廷⁽⁴⁾も東京極東国際軍事法廷⁽⁵⁾も、総加入条項のためにハーグ規則は直接に適用はされ得ないが、これは戦時に存在した慣習国際法のよい証拠になるとした。

日本は、一九二六年奴隷条約⁽⁶⁾の署名国ではないので、この条約上のいかなる責務についても、従軍慰安婦に関して有責とはされ得ない。

日本は、婦人および児童の売買禁止に関する一九二一年国際条約⁽⁷⁾については有責とされ得る。日本は、一九二五年これを批准した。同条約の定めによつて、日本は婦人および児童の売買に従事した者を探査し、その処罰をするために必要なすべての措置をとるよう義務づけられていた。⁽⁸⁾朝鮮半島の女性および占領地域の女性を強制的に募集して、売春を強要するという日本の活動は、明白に同条約の条項に反する。しかし、日本は加入に当たつて第一四条の留保特権を行使し、朝鮮地域については、同条約を受諾する適用地域の範囲に包含されない旨宣言した。にもかかわらず、次の理由に基づき、日本は、朝鮮半島から連行した女性に関して同条約上の責務に違反したことについて責任があるとされねばならない。第一に、多くの女性は最初に日本に連行されたが、日本上陸と同時に同条約上の責

務は適用可能になった。さらに、これらの地域で同条約の条項の不適用を許している第十四条の規定は、植民地保有国によって支配されている多くの地域で現地慣習として継続してきていた慣行に対する配慮のために挿入されたのである。このような慣行には、ダウリ（持参金）および「花嫁料」の支払などがある。同条約によって、これらの問題をすべて解決しようとするのは適当でないと考えられた。しかし、女性の売買を創出し、促進するような活動に従事することを加盟国に許すということは、条約起草者の意図ではなかった。第十四条は、ある程度まで、多くの植民地保有国の経済的利益を保護するために挿入されたものではあるが、世界の一定の地域では慣行が徐々に消失することを許容したものの、女性の売買を将来的に促進することは予定されていなかった。したがって、日本は、朝鮮女性に加えられた処遇について、その責任から逃れるためにこの条文を適用することはできない。かくして、日本は、一九二一年条約上の責務に違反したのであって、これについて責任があるとされ得る。成年婦女子の売買の禁止に関する一九三八年条約⁽⁹⁾については、日本は加盟国ではなく、この条約についてその責任を問うことはできない。

〔b〕 慣習法

如何なる条約上の責務に日本が違反したかについての判断を確立したので、次には慣習国際法上の責務の違反があったかについても検討されねばならない。二〇世紀の初頭には、慣習国際法が奴隷慣行を禁止していたこと、およびすべての国が奴隷取引を禁止する義務を負っていたことは一般的に受け入れられていた。⁽¹⁰⁾この関係で、国際連盟の活動は、一九二六年奴隷条約が慣習国際法の宣言であっ

たことについて証拠を提供している。この国際連盟規約第二条第五項は、奴隷の積極的解放を行ない、奴隷取引を禁止し、また強制労働を禁止するために権限を行使するよう諸国を義務づけている。⁽¹¹⁾

加えて、一九二四年国際連盟理事会によって臨時奴隷委員会が設置された。この委員会の努力が一九二六年奴隷条約成立に実ったのである。この条約の実施を監視するために、専門家からなる奴隷に関する常設助言委員会が設置された。

一九二六年奴隷条約第一条は、以下のように奴隷および奴隷取引の一般的に認められた定義を定めている。

「(1) 奴隷制度とは、その者に対して所有権に伴う一部又は全部の権能が行使されて行ふ個人の捕捉、取得又は処分に關係するあらゆる行為、……並びに、一般に奴隷を取り引きし又は輸送するすべての行為を含む」

問題の女性たちが家族と村から連行されるや否や、軍は、女性を所有しているかのように振る舞った。かくして、彼らは、被害女性らを奴隷として取り扱ったのである。加えて、同女性らの誘拐および移送は、日本軍によつて宥恕^{ゆうじょ}され、授權され、監督されたが、これらは奴隷取引の一形態であった。その点で、日本は、すでに確立された国際公法の一部となつていた奴隷制度の禁止に違反した。この違反は、日本に責任を生じさせる。

日本兵が朝鮮およびフィリピン女性らを強制的に募集した時までには、婦人および児童の取引の禁止は、慣習国際法の一部であつた。⁽¹²⁾ かくして、婦人および児童の売買を禁止している前記一九二一年条約に加えて、慣習国際法の同一内容の規制によつても拘束されていたのである。したがって、女性

の取引および売却を促進し、かつ自身活発にこれに従事した日本兵の行為によつて、日本はこれらの国際法規範にも違反したのである。

人道部門の慣習国際法は、交戦者に文民の生命の尊重を義務づけている。この観点から、ハーグ規則(第四六条)は、慣習国際法を反映している。⁽¹⁵⁾ 日本兵による慰安婦の処遇は、ハーグ規則第四六条により保護されている家族の名譽を侵害した。家族の名譽の概念は、強姦による屈辱的な行為にさらされないという家族における女性の權利を含んでいる。⁽¹⁴⁾ 日本兵によるフィリピン女性の組織的な強姦がこの規範を侵犯したことは、ほとんど疑い得ない。

彼らによるフィリピン女性の処遇の態様は、日本兵の女性の生命に対する無視を暴露しているのであつて、ハーグ規則第四六条がこの観点でも侵害されたと認められねばならない。第四六条の「個人の生命の尊重」という文言は、恣意的殺戮の禁止より広い。⁽¹⁵⁾ 人間の尊嚴の重要性および人間の尊嚴の尊重を激励する必要性は、ハーグ規則の起草者によつてもまた認識されていた。⁽¹⁶⁾ かくして、「個人の生命」への言及は、その生命ばかりでなく、その人間としての尊嚴への言及なのである。⁽¹⁷⁾ フィリピン女性が忍耐を強いられた継続的強姦を含め、日本兵による彼女らに対する継続的残虐行為は、彼女たちの人間の尊嚴に対する侮辱であつた。それゆえ、フィリピン女性に関しては、ハーグ規則第四六条が侵害され、これについて、日本に責任がある。

しかし、朝鮮は一時期日本の植民地であつたので、適切な慣習国際法の根拠としてのハーグ規則第四六条は適用されなかつた。第四二条以下は、占領地域または軍地域についての言及しかなく、それゆえ、朝鮮人の場合のような交戦者自身の住民の保護について規制しない。かくして、この観点でハ

「グ条約は、慣習国際法の併存規範の存在を証明するために援用され得ない。一般的に、人道分野の国際公法は、政府が自国民をどのように扱うべきであったかについてのいかなる規範をも、この当時は含んでいなかった。」¹⁸

上記したように、日本兵による慰安婦の処遇は、慣習国際法によって保護されているところの家族の名譽を侵害した。家族の名譽を尊重するよう交戦者を義務づけるかかる概念は、慣習国際法の一部である。¹⁹それは、イングランドのリチャード二世によって一三八六年に定められた「陸軍の統制に関する勅令」(Ordinance for the Government of the Army)以降、国内的にも国際的にも共に、敵対行為に関するほとんどすべての文書にさまざまな形で導入されている。それぞれの保障は、強姦の屈辱的行為にさらされない女性の権利を最小限度含んでいる。かくして、日本兵による処遇を通じて、被害者の家族の名譽は、重大な侵害を受けた。それゆえ、日本は、この重複的理由にも基づき、フィリピン女性に対する賠償をなすべき責任を重ねて負うのである。

3 請求を解決するための条約の影響

「a」 財産および請求権に関する問題の解決並びに

経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定

しばしば、歴史はそれ自体繰り返すと言われる。運命の皮肉と言うべきだが、日本は元慰安婦に対する抗弁として、一九六五年協定の締結に至る交渉過程で、第二次世界大戦前の朝鮮半島における日本の行為に関していかなる賠償請求権の包含をも阻止しようとして用いたのと同様の反論を主張して

いる。日本の国内的、国際的主張とは逆に、この条約は、日本の朝鮮の植民地支配時代に受けた非人間的処遇に関して、個人によってまたは個人に代わってなされる請求をも含んでいないし、また含む意図もなかった。⁽²⁰⁾

日本は、元慰安婦への補償をしなければならない法的理由がないと主張してきた。この立場は、二つの枝に分かれる。その一つは、一九六五年協定によって、両国民間を含め両国間のすべての請求権が解決したというものであり、もう一つは、国際法上このような請求権は発生しないというものである。以下で、この条約がすべての請求権を含む意図で締結されたとの第一の主張について検討する。

一九六五年協定に関する日本の立場は、以下の第二条の文言を根拠にしている。

「(1) 両締結国は、両締約国及びその国民（法人を含む）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、一九五一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条（a）に規定されたものを含めて、完全且つ最終的に解決されたことになることを確認する」⁽²¹⁾（傍点ICJ）

（この文書では、一九四七年八月一日以降他方の締約国に居住していた者は、この協定から除外されているので、現在日本に居住する韓国女性に関する例外がある）

「財産、権利及び利益」という文言は、合意議事録で、「法律上の根拠に基づき財産的価値を認められるすべての種類の実体的権利」と定義されており、日本はこの文言に依拠することができなかった。同協定の最初のパラグラフの中で「請求権」(claims)ということばに依拠する道を選んだ。女性たちの請求権は、不法侵害(tort)上の請求権と同質であり、これが財産的価値を持つということは

できない。不法侵害上の請求権は、判決が下されるときまでは、財産とはみなされないということは一般的理解である。

合意議事録または協定のいかなる付属文書においても、「請求権」ということは定義されていない。韓国は、一九四五年以降植民地支配時代に朝鮮半島において日本が与えた被害および侮辱を承認させようと試みたが、日本は、かたくなにこれを拒んだ。⁽²²⁾交渉の過程で、韓国は賠償を求めたが、日本の強硬な反対のためにこのような請求を撤回した。⁽²³⁾日本は、「正当な法的根拠に基づくものに関する場合に限って、韓国の請求に対して補償する用意がある」との立場を取ったが、結局賠償に関係があるすべての請求は、拒絶された。⁽²⁵⁾韓国政府代表によって提出された請求の概要のリストは、一九〇九年から一九四五年の間に日本に移送された金額、朝鮮人労働者によって貯金された朝鮮における郵便貯金、⁽²⁶⁾朝鮮における銀行から日本人によって持ち出された預金と一九四五年以降朝鮮から送金された金額、朝鮮に主たる営業所のあった「法人」によって日本において所有されていた財産、朝鮮人によって請求された日本政府または日本人の負債で交渉可能な文書のあるもの、貨幣、徴用された朝鮮人労働者の未払い賃金、および朝鮮総督府の東京事務所の財産であった。⁽²⁷⁾この請求リストからきわめて明らかなことは、戦争犯罪、人道に対する罪、奴隷条約と婦女売買禁止条約または国際法の慣習規範の違反から生じる個人の権利の侵害に対しては、交渉の対象になっていなかったことである。実際、日本の植民地支配に関する日本と韓国の立場には大きな隔たりがあり、両国の交渉は一八年間もの期間にわたって長引いたのである。

条約の解釈は、条約に含まれる用語の通常の意味を用いて、条文の論理的構成に従って解釈される。

加えて、特定の条文のおかれた文脈および締約国の意図にも重点がおかれる。⁽²⁸⁾ 一九六五年協定のすべての条文は、負債の解決を含めて、財産の処理および両国間の商業関係の規律に関するものである。条約の背後にある目的の一つが両国間の将来の経済協力の基礎を築くことであつたことに留意するなら、これが条約の主要な目的であるべきだったことに不思議はない。この条約の文脈における「請求権」という用語には、日本が主張するような広い意味を与えることはできない。したがって、日本は、韓国の慰安婦による請求を阻止するために、一九六五年協定を援用することはできないというのがわれわれの結論である。

対照的に、日韓基本条約第四条の下で、日本は、実際これら女性の人權の促進に必要な措置をとることを自らに義務づけていると思われる。⁽²⁹⁾ この条文によれば、日本は、「相互の関係において、国際連合憲章の原則を指針」とすると共に、両国の「福祉および共通の利益を増進するに当たつて、国際連合憲章の原則に適合して協力する」と約束した。⁽³⁰⁾ 国連憲章第一条第三項は、人權および基本的自由を尊重するように助長奨励するために国際協力をするとの定めを含んでいる。過去の日本政府がこれら女性の重大な人權侵害について有責であつた以上、現日本政府にも、これらの侵害について応報とするための措置をとるべき義務、また彼女たちの不服申し立ての効果的救済を拒否することによつてさらに新たな侵害を犯さぬようにすべき義務がある。

〔b〕 サンフランシスコ条約および一九五六年賠償条約

フィリピンと日本の間の状況は、少し違う。フィリピンは、韓国と異なり、一九五一年サンフラン

シスコ平和条約の交渉および署名に同席していた。この交渉の間フィリピンは賠償問題の討議に不満足の意を表明した。フィリピンは、日本がフィリピン占領中に加えた損害および被害について賠償すべきであると感じたのである。⁽³¹⁾多くの理由に基づいて、賠償問題は、同条約の署名にいたるまでの交渉中、効果的方法で取り扱われることがなかった。識者は、日本における連合国の指揮をアメリカが取っていたので、アメリカは、自国の納税者が賠償費用を負担しなければならなくなることを心配し、また日本を育成可能な経済大国として残し、日本が中国に対する防波堤として行動するようにしようとしたのだと述べている。⁽³²⁾その結果、日本が賠償の支払いをすべき責務はあるが、その当時としてはそれが不可能である事実を認めるため、同条約に一条文が挿入された。第一四条第a項の文言は、以下のただし書きで始まる。

「日本国は、戦争中に生じさせた損害及び苦痛に対して、連合国に賠償を支払うべきことが承認される。しかし、また、存立可能な経済状態を維持すべきものとすれば、日本国の資源は、日本国がすべての前記の損害及び苦痛に対して完全な賠償を行い且つ同時に他の債務を履行するためには現在充分でないことが承認される」⁽³³⁾

日本は、また「生産、沈船引揚げその他の業務について、日本人の役務を当該連合国の利用に供することによって、与えた損害を修復する費用をこれらの国に補償することに資するために」日本が戦時中に占領した領域の連合国とも交渉することに合意した。⁽³⁴⁾当時の起草者は、この条項を、日本が完全な賠償をする義務を認めたこと、日本は実際は履行ができないこと、しかしながら、日本は、将来は、さらなる賠償をなすことを余儀なくされようということを意味すると理解した。⁽³⁵⁾

サンフランシスコ条約第一四条第b項に定められた条文も、いかなる請求権が放棄されるのかを特定していない。それは、以下の通りである。「この条約に別段の定めがある場合を除き、連合国は、連合国のすべての賠償請求権、戦争の遂行中に日本国及びその国民がとつた行動から生じた連合国及びその国民の他の請求権並びに占領の直接軍事費に関する連合国の請求権を放棄する」

フィリピン政府は、この結論に不満をもち続け、サンフランシスコ条約をすぐには批准しなかつた。さらにフィリピンと日本の間で交渉が行なわれ、一九五六年五月に両国によって賠償協定に署名がなされ、このときになって、フィリピンによってサンフランシスコ条約の批准がなされた。一九五六年協定は、フィリピン共和国に対する役務と資本財の提供を日本に義務づけているが、金銭の支払いに關しては何の義務もない。⁽³⁶⁾ 同協定には、賠償の支払いがなされる損害についての定めはない。

第六条第二項では、両締約国は、「日本国は、前項の規定に基づく円による支払を行うことにより、及びその支払を行った時に、その支払にかかる役務及び生産物をフィリピン共和国に供与したものとみなされ、第一条及び第二条の規定に従い、その円による支払金額に等しい合衆国ドルの額まで賠償義務を履行したものとすると合意した。」

この合意では特定性を欠いているため、いかなる問題がフィリピン側から提起されて、賠償協定に含まれるべきと考えられたのかを決定することが困難である。したがって、日本人によって強制連行・強姦され、そして慰安婦として利用された女性の請求権が含まれているとみなすことはできない。

第一次世界大戦の後にできた慣例は、賠償は、政府のためにもまた個人のためにも帰属し得ることを指摘している。政府に対する賠償は、国全体に対して加えられた損害のために全人民にかわつて政府

に支払われる。個人の請求権は、彼らが受けた特定の損害に基づく⁽³⁷⁾。

人間としての個人が受けた本来的損害について賠償を求めるその者の権利が、放棄されたとか断念されたことを示唆する証拠は何もない。それゆえ、交渉の文脈および条約成立にいたる歴史的経緯と共に、かかる不十分な証拠に基づいて放棄を結論づけることから生じるであろう重大な結果を考えあわせるなら、フィリピン政府がこの条約に署名した際、その市民から、日本が犯した国際法違反を理由に日本政府を日本の裁判所に訴えるいかなる権利をも奪う意図があったと結論することは不適当である。

この論旨は、条約は、他の条約によって定められた合意に基づく強行規範(*jus cogens*)に従属することがあり得るという国際法上の見解によっても強化される⁽³⁸⁾。国連憲章は、このような合意に基づく強行規範を創設したと考えられる。一九五六年協定が署名されたときまでには、日本は国連加盟国となっており、それゆえ、国連憲章およびそれが含む強行規範に従うべきものであった。世界人権宣言は、効果的救済への権利を再度宣言したが、これは宣言的国際規範と考えられ、かつすべての国連加盟国は、加盟国になることによって、人権を促進する憲章上の責務を受容し、その諸原則により拘束されるようになるものと考えられた。

B 戦争犯罪

上記の検討に加えて、朝鮮およびフィリピン女性を誘拐・強姦した者が、国際法の下で処罰可能な

戦争犯罪または人道に対する罪を犯したか否か、ならびに日本によって訴追されねばならないかについて考察されねばならない。

東京国際軍事法廷条例(第五条)は通例の戦争犯罪を「戦争法規又は戦争慣例の違反」と定義した。東京法廷は、(慣習国際法の規範としての)ハーグ第四条約に規定された条項の違反は、戦争犯罪を構成することは疑いがないとした。⁽³⁹⁾

東京法廷条例第五条は、それについて個人が責任を負うべき、法廷の管轄内の犯罪として、次を付加している。

「人道に対する罪、即ち、戦前又は戦時中為されたる殺戮、殲滅、奴隷的虐使、追放其の他の非人道的行為、……」⁽⁴⁰⁾

一九五一年九月八日、サンフランシスコにおいて平和条約に署名した際、日本は「極東軍事裁判並びに日本国内及び国外の他の連合国戦争犯罪法廷裁判を受諾し……」⁽⁴²⁾た。東京法廷の裁判を明文で受諾することによって、日本は条例中の管轄権の基礎および人道に対する罪の定義の双方に同意した。かくして、日本兵の行為は、東京法廷の条例に照らして、検討され得る。

女性および子どもの誘拐および組織的強姦は、文民に対する非人道的行為である。フィリピン女性の場合、これらの行為は、同時に厳格な意味での戦争犯罪でもあった。文民に対する非人間的行為は、戦争犯罪であるとすべきだから、フィリピン女性に対する行為との関連でなされたところの朝鮮女性の誘拐および強姦も人道に対する罪を構成した。

上官の命令によって行なったものであるという抗弁は、以下の理由で認められない。

「……軍隊の構成員は、合法的な命令にのみ拘束され、……従って、彼らが命令に従って、⁽⁴³⁾論争の余地のない交戦規則に違反し且つ人間性の一般的心情を踏みにじった場合には責任を免れえない」

東京法廷の条例においても、上官の命令は、絶対的免責を与えるものではなく、正義の要求上必要があれば、単に刑の軽減事由としての抗弁としてのみ許容されるものとされていたにすぎない。⁽⁴⁴⁾

したがって、朝鮮人およびフィリピン人の女性および子どもを誘拐・強姦した日本兵は、戦争犯罪および人道に対する罪を犯したことについて有罪であった。この結論は、第六章で論じられたとおり、数名の日本軍人が、慰安婦になることを強制された三五名のオランダ人女性に対して犯した犯罪のゆえに有罪とされた事実によっても補強される。

しかし、韓国およびフィリピンと締結した平和条約が全般的刑事免責を含んでいるのか、その結果同犯罪を犯した者の訴追が阻止されることになるのかどうかについて検討しなければならない。一九世紀になるまで、平和条約には明示的にまたは黙示的に全般的刑事免責が含まれていた。⁽⁴⁵⁾二〇世紀になって、平和条約中の刑事免責は、受け入れられなくなってきた。⁽⁴⁶⁾ニュルンベルクおよび東京の法廷の条例によって個人の刑事責任が整備されるにいたって、全般的刑事免責の概念は完全に放棄された。⁽⁴⁷⁾問題となる平和条約においては、刑事免責はその条文中に明示的に規定されていないから、訴追の禁止が存在するものとみなされ得ない。

日本の刑事訴訟法によれば、犯罪の刑事訴追に関する時効が存在するために、もはや日本は責任ある者の刑事訴追および処罰ができない。しかしながら、日本は、これら残虐行為の訴追および処罰に関する自身の違法な不作為を利用することによって、この訴因に関する責任から逃れることはできな

い。

不訴追に基づく責任

加えて、日本は、第二次世界大戦中にこれらの女性および子どもに対して犯された残虐行為の侵犯者に対する捜査および訴追を怠ったことについて、フィリピン、韓国および朝鮮民主主義人民共和国政府を通じて、被害者のために応報をなすべき義務に拘束されている。日本に固着するかかる責任を示す先例は、殺害されたアメリカ市民の未亡人であるラウラ・M・B・ジェーンズに代わってアメリカ政府がメキシコに対してなした請求を審理するよう求められたアメリカ・メキシコ一般請求委員会のジェーンズ事件に見出される。⁽⁴⁸⁾ アメリカ合衆国は、同未亡人とその子どもたちに代わって、アメリカ市民バイロン・エヴァート・ジェーンズの殺害者につき、その犯行を捜査し、逮捕・訴追するための措置をとることをメキシコが怠ったことを理由に、メキシコに対して補償を請求した。同法廷は、犯罪者を訴追・処罰すべき国家自身の国際義務を果たすことを怠った結果、正義の拒否があったとして一万二〇〇米ドルの損害賠償の支払いを命じた。かくして、同判決は、かかる事項において、重大な損害が米国に対してではなく個人に発生したという基本的原則に基づいて判断したのである。ジェーンズ事件においては、アメリカ合衆国は、バイロン・エヴァート・ジェーンズの未亡人およびその子どもたちのためにする以外の請求をしていなかったこともまた重要である。

このような状況下においては、日本は、韓国およびフィリピンにおける被害者個人に対する責任を免れるべきでもなく、また免れることはできない。

C 補償への個人請求権

これまでの節で、日本が国際法上の責務に違反したことを論証したので、以下で残った問題、すなわち、被害を受けた個人が、これらの問題について国際社会の注意を喚起する権利があるか否か、さらに当該被害に対する補償を求めうるか否かが検討される。この問題は次の二つの問題に関連する。第一に、個人が国際法の主体であったかどうか、第二に、手続き問題として、個人が国内的または国際的法院に請求を提起する権利があったかどうかである。

二元論を採用して、日本は、国内的にも国際的にも個人は国際法の主体でないと主張している。この問題は学者、外交官およびその他の人びとによって数世紀にわたって論争されてきた。二元論者とする考え方によれば、国際法は、主権国家間の関係を規律し、他方、国内法は、その国のなかで運用されて国民と国家の関係を規律するとされる。⁽⁴⁹⁾一元論者は、国際法が優位に立ち、もし矛盾があれば、国内法が修正されねばならないとするか、または、代替的に、国内法も国際法も同様の規範の基になつており、国内法規範は、国際法秩序に適合するがゆえに有効であると信ずる。このテーマに関して「二元的自然法論」など諸説がある。その他の学者は、二つの制度は、通常は別分野で機能しているが、二つが重なる中心部分があり、この部分では、国家は、国際的規範に違反した自らの行為について、国際社会に対して責任があるとする。⁽⁵⁰⁾どの説がより適当であるか、ある国ではどの説が採用されるべきかについて論争が続く。厳格な二元論によれば、個人は、国際法の下で権利、義務を持つことはできない。

われわれの側では、国際慣行とも諸説ともよりよく合致するラウターパハトのような学者の見解を好ましいと思う。また、われわれは、日本の関係では、東京戦争犯罪法廷の判決が関連を持つと思う。ラウターパハトが述べるように、

「人道に対する罪を処罰可能と定めることは、国家の法に優先する法において、人の権利の存在を主張することになる。かくして、分析上、国際文書における人道に対する罪の立法は、国際法によって認められた個人の基本的権利の承認を意味するものである」⁽⁵¹⁾

さらに、ニルンベルクおよび東京法廷の条例に定められた国際法の原則は、「ニルンベルク法廷条例及び同法廷の判決によって承認された国際法」の原則を国連総会が肯定したときに、一九四六年、特に総会によって明示的に承認されている。⁽⁵²⁾ 加えて、一九〇七年ハーグ第四条約第三条は、国際社会が補償に対する個人の権利を承認してきたもう一つの表象である。

常設国際司法裁判所によって発展させられた先例もまた、協定が「私人個人のために権利・義務を創設する」ことができることを示唆している。⁽⁵³⁾ 様々な国内法廷の決定もこのような方向をとっている。⁽⁵⁴⁾ ダンチヒ事件の決定において、同裁判所は、特定の協定が定める責務の効果を判断するには、協定の目的および締約国の意図が注意深く検討されなければならないと述べている。ハーグ条約およびそれが定める戦争犯罪および人道に対する罪に関する規範、奴隷条約ならびに婦人および児童売買禁止条約を検討すると、これらの協定においては、その対象は個人であり、協定の目的は、個人の権利の保護であることが明らかである。

ラウターパハトが述べるように、権利を創設すること、または誰かに権利の行使を認めることと提

訴の手續的能力を付与することの間に違ひがある。⁽⁵⁵⁾ 日本は、個人は、國際法の下で提訴する手續的能力を決して与えられていなかったし、それゆえ人權侵害を理由として日本において請求することはできないとしてきた。しかし、国内および國際法廷の実務は、明らかにこの立場とは異なる。中央アメリカ司法裁判所、一九一九年平和条約によつて創設された混合仲裁裁判所およびポーランドドイツ上部シレジア条約は、すべて個人に提訴權を授与している。⁽⁵⁶⁾

現時点では、誰も、日本の裁判所が第二次世界大戰が終わつた直後に何をすべきであつたかについて確定的に述べることはできないであらう。「慰安婦」の状況が明るみに出て、請求權の主体となることができたのは、戦争が終了した後の時期だけだつたのだから、われわれは、一九二八年から一九四五年の間ではなく、この戦後の期間が適切な期間であると信じる。われわれは、この分野ではまた、自身の政府を訴える權利が個人に付与され得たのか否かについては、論者の間で意見が分かれることを認める。しかし、この問題は、個人の權利の自身の政府による侵害を審理するために、國際法廷ないし仲裁委員會が設置されるべきだつたか否かの論議と關係があるのであり、そのために手續問題でもある。

手續法と実体法の区別もまた重要な問題である。国内法の場面では、それは、法の遡及に關係するのは実体法の領域である。大多數の法制度の通常の原則は、手續法が变化した場合は、当事者は法廷に出るときの手続きを受容しなければならない。日本の立場を判断するにあつては、世界人權宣言第八条に定められているような、効果的救済の權利について國際的水準において形成されてきた合意に留意しなければならない。同条は以下のように定める。

「すべての者は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対して、権限のある国内裁判所による実効的な救済を受ける権利を有する」

この条文は、宣言そのものの違反に言及しているのではなく、むしろ「憲法又は法律」の違反に言及している。起草者は、慣習国際法およびことにニュルンベルク条例の原則に従って法律は国際慣習を含むという理解についての総会決議に関する問題を意識していたに違いないと思われる。日本は、一九五六年に国連のメンバーとなり、そうすることによって、世界人権宣言の条文を遵守することになった。

ここで、常設国際司法裁判所のホルジョウ工場事件（実体）決定（一九二八年）が関連することを述べておかなければならない。この事件で、同裁判所は、個人も国家も賠償および補償の請求をなし得ることを示した。国家間の賠償のための協定の存在は、個人が同一の一連の権利侵害の事実に基づきかつ補償支払いを求めて、訴える可能性を否定するものではない。さらに、特定の責務について国家が約束したところの条約の違反に関して、条約違反は、条約それ自身に特に記載がされていなくとも賠償の権利を生じさせ得る。この見解によれば、婦女および児童の売買禁止条約違反は、朝鮮人およびフィリピン人女性双方の補償への権利を生じさせ得た。

責任に関して、ラウターパハトは次のようなコメントをしている。

「国家は、団体でありかつ法人であること、また通常の場合には、国家という集団的なものが責任の主体たるべきことは、便宜と正義の理由から要求されるところであることに留意しなければならない。……独立の政治社会は、国家という団体的なるものの形態において機能する。そして、法人および団

体の行為能力に運用可能な一般原則は、国家の場合にもまた適用されるべきである。……救済の目的のためには、経済的補償により、条約および慣習国際法の違反について、国家全体が、実務的な観点から言つて責任を帰属させるのに原則として適当な位置にあることは明白である」⁽⁵⁸⁾

ここで、日本が批准しており、その第二章第二第三条において次の保障をしている、政治的及び市民的権利に関する国際規約（以下規約という）に触れるのが有益だろう。

「この規約の各締約国は、次のことを約束する。

(a) この規約において認められる権利又は自由を侵害された者 (any person 「何人でも」の意) が公的資格で行動する者によりその侵害が行われた場合にも、効果的な救済措置を受けることを確保すること。

(b) 救済措置を求める者 (any person 「何人でも」の意) の権利が権限ある司法上、行政上若しくは立法上の機関又は国の法制で定める他の権限ある機関によって決定されることを確保すること及び司法上の救済措置の可能性を発展させること。

(c) 救済措置が与えられる場合に権限ある機関によって執行されることを確保すること。」

同規約はまた、第九条第五項の下で、個人の権利を以下のように保護している。

「違法に逮捕され又は抑留された者は、賠償を受ける権利を有する。」(傍点 I C J)

これらの条文は、違法に拘禁された者が、どこで拘禁されたかにかかわらず、補償を求める個人の権利を国際法上認めている。加えて、規約は、虐げられたものが適切な機関による救済を求める権利を保証している。

それゆえ、元慰安婦は訴訟を提起することができるし、日本政府は、適当な被告であつて、また十全かつ完全な補償をなすべく拘束されているということになる。しかし、日本政府が提供しなければならぬ救済ないし機関は、国際法の下では、請求について合理的な時間内で解決がなされるものでなければならぬ。通常の請求でも、第一審裁判所で九年近く解決までに時間がかり、また被害者（すでに訴えを提起している）が日本の裁判所の管轄権に関する日本政府による前提抗弁に直面しているような日本の民事裁判所の訴訟制度では、日本側がこの責務を果たしているものと考えすることはできない。

法の遡及的運用／消滅時効

日本は、政治的および市民的権利に関する国際規約を批准した。同規約の第十五条は、次のように日本を拘束している。

「(1) 何人も、実行のときに国内法又は国際法により犯罪を構成しなかつた作為又は不作為を理由として有罪とされることはない。何人も、犯罪が行われた時に運用されていた刑罰よりも重い刑罰を科されない。犯罪が行われた後により軽い刑罰を科する規定が法律に設けられたる場合には、罪を犯した者は、その利益を受ける。」

(2) この条のいかなる規定も、国際社会の認める法の一般原則により実行のときに犯罪とされていた作為又は不作為を理由として裁判し且つ処罰することをさまたげるものではない。」

したがって、第十五条第二項は、明文で第二次世界大戦中の残虐行為を犯したことについて有罪で

ある戦争犯罪人を訴追することを許している。

戦争犯罪および人道に対する罪は、必然的に、これらが犯された後のいかなるときにでも処罰されうること、かつかかる戦争犯罪人をも訴追することを国家に請求する個人の権利を阻止する（訴追）消滅時効も存在し得ないということを、どのように強調してもし過ぎることはない。

現在の請求は、戦争犯罪および人道に対する罪に関するものであるので、ことに賠償の概念は、犯罪者の訴追をその範囲内に含むのであるから、遡及法であるとか法律上の時効があるとかいう抗弁を取り上げることは無駄なことであろう。⁽⁵⁹⁾

慰安婦が置かれた状況が提起する問題は、独特のものである。近年、ヨーロッパ、北米、オーストラリアの多くの諸国で実施された戦争犯罪裁判にも直接比すべきものはない。女性たちが追求する救済には、二つの道がある。第一は、外交的戦線によるものであつて、女性たちは、日本に対して、被った傷害への補償をなすための立法を要求しており、第二は、日本における訴訟によるものであつて、女性たちは、国際不法行為請求の文脈において、国際法違反を主張している。これらの訴訟は、戦争犯罪裁判においてなされたような普遍的管轄権の主張に関するものではない。むしろ、女性たちは、直接日本に行つて、日本に対して立法によるかまたは法的制度を通じてかどちらかの道によつて十分な救済をさせようとしてきた。

先に述べられたように、法の実体的領域では、遡及の問題は出てこない。法の遡及的適用の請求があり得る唯一の問題は、慣習国際法の違反を理由とする損害を個人が国内裁判所で請求するときの女性たちの能力の問題である。女性たちが訴訟提起の権利があるかないかにかかわらず、日本は立法す

ることではあるのであるから、この問題は外交的戦線では重要性がない。したがって、遡及の問題は、日本において提起された訴訟の文脈においてのみ重要性を持つに過ぎない。

われわれの見解では、これらの事実が明らかにされたときに支配的だった国際法の教えの下では（これは、国内法では、請求原因事実が起こった時点とみられる）、日本は、補償の支払いをなすべき責務があり、この権利は、必然的に請求を聴聞するための機関の整備をも含む。さらに、これは国内法上の当事者適格の問題に似た問題であつて、日本は、この抗弁を放棄することも、被害者が実体問題についての裁判を受けられるように立法をすることもできる。われわれは、もし、日本が補償問題全般を立法によつて解決する意図がないなら、日本は、このような措置をとるべく真剣に考慮すべきである（と考える（われわれが信じる）ところでは、問題の迅速な解決ができるから、立法による解決がより適当である）。

日本弁護士連合会が主催した国際シンポジウムにおけるテオ・ファンボーベン教授の重大人権侵害被害者への賠償という論文は、なぜ日本がかかる行動をとるべきであるかについて、人を承服させるに足る理由をあげている。彼は、もし、重大人権侵害について補償がなされないなら、侵犯者および他の者の間で、かかる行為を犯しても処罰されないという確信が育つようになると論じている。これは、将来も同様の侵害が起こるという懸念をもたらす⁽⁶⁰⁾。

もし、日本が被害者にリハビリテーション計画を約束するなら、それは、旧日本政府および軍人が軍事政策遂行のために無実の市民に加えた被害と不正義に関与したことを承認することになるであろう。それは、責任を確立し、真実を明らかにする一つの手段となるだろう。日本は、ひたすら自己防

衛的戦略をとるのではなく、むしろこの分野において先例を作ることができよう。それは、人權と平和の分野で、国際舞台において、日本が指導性を果たすことを表明する一つの手段ともなるだろう。

消滅時効の問題に関しては、これは、日本における継続中の訴訟においてのみ問題になると前述した。日本の国会が女性たちに完全な賠償を行なうための立法をすることは、国際的にも、国内的にも何の障害もない。したがって、これは、国際的場面での賠償問題論議に影響すべき問題ではない。

女性たちによって提起された訴訟については、われわれは、日本の法律上消滅時効法の抗弁は放棄され得ると理解する最大限二〇年という期間がある。この時点以後はこの訴訟を絶対的に阻止する障害になるようにも思われる。ここで、再度国内法と国際法の重複という困難な問題を提起する。国際法は、戦争犯罪および人道に対する罪についての刑事管轄の分野で、(62)消滅時効を承認しない。われわれは、類推により、行使されている請求権がこれらの国際的権利の侵害を理由とする不法行為賠償請求の場合には、いかなる消滅時効の適用も許されるべきではなく、その結果、この点では、国内法は国際法に従うべきであると考ええる。ここでも日本政府には、消滅時効問題が裁判所において争われないように、この事件について消滅時効を放棄する特別立法を行なうという可能性もある。

われわれは、このような行動をとったからといって、日本に不正または不正義が生じるわけではないと信じる。消滅時効の目的は、失効した訴訟が起こされるのを防止し、争点にとって適切な証拠が失われてしまっているような場合に事件が持ちこまれることを避けることにある。これらの考慮されるべき事柄は、この事件にはない。「失効」の概念は、日常業務を整理することができ、またある一

定期間後は、過去の行動を問われることがないという個人の被告に関係している。政府にとっては、その経済その他の業務を整理することは、訴訟が提起されるかどうかには依拠しないから、これは、政府に対してはあまりあてはまらない。証拠に関しては、この報告書の内容からいって、女性によってなされた訴えに関する重要な証拠が入手可能であることは明らかである。何千ページにもおよぶ資料および女性たちや旧兵士たちからの口頭の証拠もある。この時点で、実体についての訴訟を進めることによって誰かが偏見を被る可能性もない。

原注

- (一) L. Oppenheim, H. Lauterpacht, *International Law*, vol. i, (Longmans, Green and Co., London, New York, Toronto 1955), paras. 153, 153a. Article 5 of the International Law Commission's Draft Articles on State Responsibility adopts the test that the organ of the State must have acted in that capacity, See YBILC, 1976, ii Part 2 at 30.
- (二) United Nations Treaty Series, vol. 75 at 287
- (三) Martens, NRG (3e serie), vol. 3 at 461
- (四) Judgement of the Tribunal, Cmd. 6964, pp. 64, 125
- (五) The Tokyo War Crimes Trial, annotated and edited by R.J. Pritchard and S.M. Zaide, Vol. 20, "Judgement and Annexes" (Garland Publishing Inc. New York and London, 1981) at 48, 498
- (六) League of Nations Treaty Series, vol. 60 at 253
- (七) League of Nations Treaty Series, vol. 9 at 415

- (8) 婦人および児童の売買禁止に関する国際条約（一九二一年）の二条、三条を参照。
- (9) See League of Nations Treaty Series, vol. 150 at 431
- (10) H. Lauterpacht, *International Law and Human Rights*, (London, Stevens & Sons Ltd. 1950) at 334-335; A.M. Trebillock, *Slavery* in: R. Bernhardt (ed.): *Encyclopedia of Public International Law*, Instalment 8 (North-Holland, Amsterdam, New York, Oxford. 1985) at 482-483.
- (11) CTS, vol. 225 at 188
- (12) See Report of the Sixth Committee to the Assembly of the League of Nations in 1926, League of Nations Official Journal. Special Supplement No. 44 at 416
- (13) L. Oppenheim, H. Lauterpacht, *International Law*, vol.ii, 7th. ed. (Longmans, Green and Co., London 1952) at 229, 335; G. Schwarzenberger. *International Law as applied by International Courts and Tribunals*, vol.ii, (Stevens & Sons Ltd, London 1968) at 218; Judgement of the Nuremberg International Military Tribunal, Cmd. 6964 at 64, 125; Judgement of the International Military Tribunal for the Far East. War Crimes Reports, 15 (1949) at 13.
- (14) G. Schwarzenberger, *supra* note 13 at 219.
- (15) J. Pictet, *Humanitarian Law in Armed Conflict*, (A. W. Sijthoff, Leyden, 1975) at 122.
- (16) See A. Mechevnyck, *La Convention de La Haye Concernant les Lois et Coutumes de la Guerre sur Terre*, (Maison d'Editions et d'Impressions, Gand 1915) at 350 *et seq.*
- (17) Pictet, *supra* note 15 at 122
- (18) K. J. Partsch, *Human Rights and Humanitarian Law* in: R. Bernhardt (ed.), *supra* note 10,

Instalment 8 (1985) at 292.

(19) Schwarzenberger, *supra* note 13 at 218

(20) See Shigeru Oda, "The Normalisation of Relations Between Japan and the Republic of Korea", [1967] 61 Am. J. of Int'l Law 35.

(21) United Nations Treaty Series Vol.583, No.8473, p.258; Agreement on the Settlement of Problems Concerning Property and Claims and Economic Cooperation between Japan and the Republic of Korea, signed at Tokyo on 22 June 1965.

(22) See Lee, Chong-sik, *supra* note 1 of Chapter 2 of this report.

(23) Oda, *supra* note 20 at 46

(24) Oda, *supra* note 20 at 46.

(25) *Id* at 47.

(26) 朝鮮人強制連行真相調査団が行なった作業と日本の自由人権協会の報告書は、日本で労働に徴用されていた者の郵便貯金の総額が終戦時には巨額となっていたことを明らかにしている。

(27) Oda, *supra* note 20 at 46.

(28) Pertusola (Decision No.95 of 8 March 1951), 13 Reports of International Arbitral Awards 174 at 179

(29) Of 22 June 1956, United Nations Treaty Series, Vol.583, No.8471, p.44

(30) Oda, *supra* note 20 at 42-43.

(31) Notes, *An Introduction to the Japanese Peace Treaty and Allied Documents*, [1951] 40

Georgetown L. J. 91 at 93.

- (32) See The Tokyo War Crimes Trial, *supra* note 5, Vol. I; Oda, *supra* note 20 and Lee, *supra* note 1 of Chapter 2 of this report.
- (33) United Nations Treaty Series, Vol. 136, No. 1832, p. 46, Treaty of Peace with Japan, signed at San Francisco on 8 September 1951.
- (34) *Id* at Article 14(a) (1).
- (35) Sinco, V.G., (1952) 27 Phil. L. J. 367; and Oda *supra* note 20.
- (36) Article 1, Philippines and Japan Reparations Agreement, United Nations Treaty Series, Vol. 285, No. 4148, p. 24.
- (37) Chorow Factory (Merits) P.C.I.J., Ser. A., no. 17, p. 29.
- (38) See Schwarzenberger, *supra* n. 13 at 743. この問題は、前述した強行規範と条約に関する一般的問題とは違う。自発的な合意による拘束力ある規範、すなわち合意強行規範は、同じような法學上の困難な問題を生じやしない。
- (39) *Id*, See The Tokyo War Crimes Trial, *supra* note 5 at 48, 437
- (40) Piccigallo, P., The Japanese on Trial (University of Texas Press: Austin & London 1979) at 9-33.
- (41) United Nations Treaty Series, vol. 136 at 47.
- (42) Art. 11 of the San Francisco Peace Treaty.
- (43) Oppenheim, Lauterpacht, *supra* note 13, para 253.

- (44) Schwarzenberger, *supra* note 13, at 516.
- (45) See Oppenheim, Lauterpacht, *supra* note 13, para 274; A-M de Zayas, Amnesty Clause in: R. Bernhardt (ed.), *supra* note 10, Instalment 3 (1982) at 15 *et seq.*
- (46) A-M de Zayas, in: R. Bernhardt (ed.) *supra* note 10, Instalment 3 (1982) at 17.
- (47) *Id.*
- (48) United Nations Reports of International Arbtrual Awards, Vol. IV, p.82, Laura M. B. Janes et al (USA) v. United Mexican States, November 16, 1925.
- (49) See Brownlie, I., *Principles of Public International Law* (Clarendon Press Oxford 1973) at 45-48.
- (50) *Id.*
- (51) Lauterpacht, *supra* note 10 at 36. これは「ニュルンベルク裁判に関連して述べられたものではないが、東京裁判の条例が定めた管轄権に関して同裁判が下した決定は「ニュルンベルクにおいて出された判決および意見に依拠しており、その見解は同様の考察を生ぜしめる。」
- (52) *Id.* at p.38 n.30.
- (53) Permanent Court of International Justice, Advisory Opinion Number 15: Series B, No 15, at page 17-18 cited *id.* at 28-29.
- (54) *Id.* at page 29 note 9.
- (55) *Id.*, see also Ezejiolor, G., *Protection of Human Rights Under the Law* (Butterworth, London 1964).

- (56) See Id and Brownlie, *supra* note 49 at 535 *et seq.*
- (57) Chorzow Factory (Merits), *supra* note 37.
- (58) Lauterpacht, *supra* n. 10 at 41.
- (59) See Report by Theo van Boven. *Study concerning the right to restitution, compensation and rehabilitation for victims of gross violations of human rights and fundamental freedoms* (United Nations document E/CN.4/Sub.2/1993/8)
- (60) 日本は「国際社会に対して平和的な意図以外のものを持たないことを示していないことが生みだす恐怖によって、カンボジアにおける国連の平和維持活動への軍事力提供に批判が起こったことを考えるならば」とくにこの問題を敏感に受け止めるべきである。アジアの多くの国に不信感が残っていることを日本は知っているであらうし、賠償を行なうという具体的な行動は、ここ数年、アジアの様々な国々を日本政府が訪れ、その際表明した「心からの反省」の言葉が本当であることを示す上で、大いに有効であると私たちは信じる。
- (61) See Brownlie *supra* note 49.
- (62) For discussion of the war crimes legislation in the United Kingdom, Canada and Australia, see generally, Cottrell, R. *The War Crimes Act and Procedural Protection*, (1992) *Crim. L. R.* 173; Fenick, W. J., *The Prosecution of War Criminals in Canada*, the *Dalhousi Law Journal* 256; and Triggs, G., *Australia's War Crimes Trials: A Moral Necessity or Legal Minefield?* (1987) 16 *Melb. Uni. L. R.* 382, for an exhaustive discussion of the question of the non applicability of statutory limitation to war crimes and crimes against humanity, see Economic and Social Council, study

submitted by the Secretary General, *Question of Punishment of War Criminals and of Persons Who Have Committed Crimes Against Humanity*, E/CN. 4/906 (15 February 1966).

第10章 NGOの活動

非政府組織(NGO)は、世論の形成が必要とされるすべての人権問題において、きわめて重要である。フィリピン、大韓民国、日本で、純粹な動機を持ち、よく組織されたNGOの代表と会うことができたのは心温まる出来事であった。

このなかでも、特に日本のNGOに触れなければならないが、これは、これらのNGOが日本の男性、女性によって構成され、すべて正義のために団結しているからである。日本軍が引き起こした過去の恐ろしい情景を学んだために、これらのNGOは、日本の同胞にこれを理解させようと継続的な努力を続けている。

この三国では、マスメディアへの協力の依頼、女性たちが公開の場で証言することへの励まし、女性全体の力をつよめること、生活の向上、国内的・国際的なフォーラムおよび日本政府に対する女性たちの要求の提示などにより、元従軍慰安婦の発見、従軍慰安婦としての記憶のまとめ、彼女たちが過去とのおりあいをつけることへの援助に関して、NGOはすさまじい働きをしている。

大韓民国

大韓民国では、この問題についてのNGOの活動の先頭に立ったのは、韓国挺身隊問題対策協議会（以下「韓国挺対協」という）である。韓国挺対協は、韓国および外国の個人と団体による連合組織である。

一九八八年、韓国で、韓国教会女性連合による国際セミナー「女性と観光文化」が開催された。一九八〇年から従軍慰安婦の問題を調査してきたユン・ジョンオク教授がセミナーで講演した。セミナーのすぐ後、ノ・テウ大統領が一九八八年五月に日本を訪問したとき、韓国教会女性連合、韓国女性団体連合、ソウル女子大生代表者連合という三つの団体が日本政府に謝罪と補償を求める声明を発表した。一九九〇年一月、このような状況の中で、韓国挺対協が発足し、この問題を広く取り扱うこととなった。韓国挺対協は、韓国、日本の両政府からの回答を要請した。

韓国挺対協の努力により、日本では一連の反応が生まれたが、日本では国会で野党が質問を行なった。日本政府は、日本軍による関与を全面的に否定した。このことと、韓国挺対協のキャンペーンが相まって、元従軍慰安婦のキム・ハクスンが従軍慰安婦としての経験を公表した。関与を否定する日本政府の偽りに激怒した彼女は、この問題が発生して以来、これについて意見を述べた最初の犠牲者だった。

日本の公式文書に基づく日本での吉見教授の調査および日本軍の関与に関するキム・ハクスンの証言があった後、日本の首相は一九九二年一月に韓国を訪問した際に、慌てて謝罪した。

韓国挺対協は、献身的な若い女性からなる「日本による性的奴隷に徴用された女性のための調査研

研究会」から素晴らしい援助を受けており、このグループはすべての情報を受け入れ、発言を希望する犠牲者の証言を収録している。これらの証言は、韓国語と日本語の本になって公表されており、その簡訳版は英語でも入手可能である。

韓国挺対協は、元従軍慰安婦を捜し出すために専用電話、ラジオ、テレビを使っている。これまで約一七〇人の犠牲者の証言が記録されている。

韓国挺対協は、毎週水曜日の午後、ソウル市の日本大使館の前で、元従軍慰安婦とこれを支える個人や団体によるデモを組織している。五〇回目のデモは、一九九二年二月二〇日に行なわれた。このデモの目撃者の記述では、参加者の自然発生的な怒りや女性たちが味わった感情の激変、および正義への期待が特に強調されている。

韓国挺対協は、女性たちに正義を実現しようという共通の熱情と献身を共有する若者とそれほど若くはない者たちの興味深い混合である。この協議会は世界キリスト教協議会の支持を受けている。韓国挺対協は、女性たちのための要求の項目を作成している。

- 1 日本政府は、朝鮮人女性たちを従軍慰安婦として強制連行した事実を認めること
- 2 そのことについて公式に謝罪すること
- 3 犠牲となった人びとのために慰霊碑を建立すること
- 4 生存者や遺族たちに補償すること
- 5 こうした過ちを再び繰り返さないために、歴史教育の中でこの事実を語り続けること

6 日本政府は、生存している犯罪者を処罰すること

フィリピン

一九九二年三月一〇日、マニラ市の新聞フィリピン・デイリー・インクアイラーは、第二次大戦の数千人の従軍慰安婦の中の一九人はイロイロからのフィリピン女性であると報じた。バヤン女性デスク(NGO)は、一九四二年三月付けの文書入手したが、これは日本軍の医師による一九人のフィリピン女性の医療記録であった。この記録には、そのうち一三人の名前が記されていた。この文書には、イロイロ市のプラザに近い慰安所の略図も含まれていた。

イロイロ市に支部を持つ女性組織ガブリエラは、一九九二年七月、バヤン女性デスクおよびアジア女性人権協議会(AWHRC)と共に予備調査を行なった。この調査によって、元憲兵隊の西本七吉七〇歳)が、イロイロ市の近くでノニト・サンティランというフィリピン人の名前で暮らしていることが判明した。彼は、慰安所が確かにイロイロ市にあり、おそらくデラ・ラマ通りのバリ・ホテル近くであったことを確認した。この事実は、元G2情報部員によって裏付けられた。リサール、インゴール・ニュー・サイト、インゴール・プロパーによる女性たちの証言も集められた。これによって、何台ものトラックにいったいの女性が、日本兵のためにバリ・ホテルに連れてこられたことが判明した。その女性の何人かは到着後まもなく死亡した。何人かは朝鮮人であり、台湾人も何人かいた。

バヤン女性デスクは、生存者と情報の搜索を拡大し、要求リストを作成した。

バヤン女性デスクはフィリピン政府(当時はアキノ大統領)に対して、調査を要求した。人権に関す

る大統領委員会は、フィリピン大学のホセ・リカルド教授に、日本の占領中のフィリピンにおける強制売春の調査報告の作成を依頼した。ホセ・リカルド教授は、一九九二年六月二六日に大統領委員会に報告書を提出したが、そこでは、フィリピンでは強制売春の重大事例は存在せず、フィリピン人の従軍慰安婦も存在しなかったと述べられていた。しかし、一九九二年七月、日本政府は、自らの調査の予備報告を発表し、一二七点の文書を公開し、日本軍が従軍慰安婦問題に関与していたことを明らかにした。これらの文書の中には、何人かのフィリピン女性が日本軍による性的搾取の犠牲になったことを明らかに示すものもあった。

一九九二年七月一三日、AWHRCフィリピンのネットワークの下で、フィリピン従軍慰安婦調査委員会(TFFCW)が結成され、組織的活動の調整にあたることとなった。現在では、TFFCWには一四の団体が加わっているが、AWHRCフィピンとバヤン女性デスクが主導的な団体として事務局を担っている。

TFFCWは、さらに情報を集めるために、一九九二年八月から、パンパンガ、イロイロ、バコロド、アンティク、カピテに支部を設置している。

日本政府が、女性が力ずくで連行されたことはないと否定したことを聞いて大きな苦痛を味わった元従軍慰安婦のロサ・ルナ・ヘンソン(一般にはローラ・ロサとして知られているが、ローラとはタガログ語でおばあさんのことである)はTFFCWに接触し、自らの苦痛に満ちた経験を物語った。彼女は、フィリピンではじめて発言した元従軍慰安婦であり、これはTFFCWにとって大きな前進であった。彼女は、一九九二年九月一八日には公衆の前で自らの体験を語った。それ以来、彼女は、自ら

の体験を明らかにしようとする他の多くの犠牲者にとって希望の星となった。現在までTFFCWは、五〇人の犠牲者を見つけ出している。

TFFCWは、公開の会合、調査、ラジオ放送、専用電話、新聞キャンペーンを行なっており、相当の成功を収めている。ローラ・ロサ自身もこれらの活動に参加しており、女性たちに発言の勇気を与えている。

一九九三年四月、ダバオでの会合が終わり、ローラ・ロサが空港にいると、彼女に涙をいっばいにためた女性が近づいたが、この女性は元従軍慰安婦として味わった苦悩をローラ・ロサと共有したのである。

九月一八日にローラ・ロサが自らの体験を公表した後、フィリピン政府（当時はラモス大統領）は、この問題に対する対処を迫られ、リカルド教授の報告書は無視され、大統領は外務省、法務省、全国女性委員会に対して、この問題をさらに調査するよう指示した。それ以降、政府の対策本部も設立された。

TFFCWも、毎週、マニラ市の日本大使館前で、元従軍慰安婦、公衆、同調者によるデモを行なっている。

TFFCWの要求は、以下の通りである。

- A 日本政府に対して
- 1 フィリピン国民、特に女性被害者・生存者およびその家族に対して謝罪すること。

2 女性被害者およびその家族に対して十分な補償を支払うこと。

3 従軍慰安婦として働くことを強制したという女性の人権侵害の実態と、これが日本の戦争犯罪であり、したがって戦争、軍国主義、その結果としての虐待、特に女性や子どもたちに対する虐待が再び繰り返されることがあってはならないことについて教科書に記載すること。

4 日本軍が従軍慰安婦の徴用にあたって武力と暴力を用い、これに反する日本政府の言明が誤りであったことを認めること。

B フィリピン政府に対して

1 現在生存している従軍慰安婦ないしその家族について公式の調査と搜索を実施すること。

2 犠牲者、生存者、その家族に対する補償と公式の謝罪を日本政府に要求すること。

3 教科書と歴史書に事実を記載すること。

4 国連人権委員会に対して、徹底的な調査を行ない、人権侵害と五〇年にわたる情報秘匿について日本を非難するよう公式に要求すること。

C 日本軍をアジアやその他の世界に再度派遣する可能性を開始する日本のPKO法を撤廃すること。

D 日本による性的奴隷サービスに徴用されたアジア女性の強固なネットワークを形成すること。

TFFCWは、日本の弁護士が、損害賠償とその他の救済を求めてフィリピンの元従軍慰安婦を代理して日本政府を相手に東京地裁で訴訟を提起することに積極的に協力してきた。最初の訴訟は、口

ーラ・ロサその他によって一九九三年四月に提起された。

TFFCWは、「一人のローラを養おう」というキャンペーンを開始したが、これは名乗り出た元従軍慰安婦が家族の「養女」となり、あるいは援助を受けることで、これらの不幸な女性の境遇に対する社会の共感を得ようとするものである。

韓国挺対協とTFFCWは、それぞれの要求を日本政府に提出し、国連を含む国内、国外のフォーラムでこれを宣言している。

日本

この節では、日本国内のNGOが行なっている活動と、韓国とフィリピンの従軍慰安婦が提起した訴訟を取り扱う。日本国内にも、これら被害女性と彼女たちの賠償請求について支持が存在している。これらのNGOとの会見からICJ調査団が受けた印象では、日本国民の相当部分は、従軍慰安婦および強制的に徴用されて民間企業あるいは軍隊で働かされた男女に対しては補償がなされるべきだと考えている。多くの団体が、日本と北アジアないし東南アジアの諸国との間により良い関係を樹立しようと、韓国その他のアジア地域での日本の行為について人びとを教育しようとしている。これらの団体は、第二次大戦前とその最中の日本の行為の根本的原因是人種差別であるとみなしており、社会的正義が問われていると考えている。彼らは、この問題に対する取組みがなされ、日本社会に平等の気風が確立されることが重要だとみなしている。

これらの団体によってなされた活動はきわめて重要である。韓国挺対協とTFFCWの努力だけで

なく、これらの団体による活動によって、この問題は五年間という期間のうちに国際的な関心事となった。様々な国のNGOは、緊密に協同し、たがいに支えあってきた。この活動によって、元従軍慰安婦が自ら名乗りをあげ、名乗りを上げて信用され、受け入れられると感じるような雰囲気を作り出されてきた。さらに、この活動の結果、日本政府も慰安所の創設と維持に関与していたことを認めざるを得なくなった。

以下では、日本によって性的奴隷に徴用された女性たちのためのNGOの連合、日本の自由人権協会による賠償レポート、国際公聴会、日本弁護士連合会によって開催された国際会議、いろいろな訴訟の概要を取り上げる。

ICJ調査団は、日本によって性的奴隷に徴用された女性たちのためのNGOの連合の代表と会見した。この会合に出席したのは以下の団体の代表である。

売買春問題ととりくむ会

松代・朝鮮人「慰安婦」の家を残そう実行委員会

朝鮮人強制連行真相調査団

日本キリスト教協議会

アジア・太平洋地域の戦争犠牲者に思いを馳せ、心に刻む会

フィリピン人元「従軍慰安婦」を支援する会

日本の戦争責任をハッキリさせる会

従軍慰安婦一〇番

アジア人権基金―フィリピン支援グループほか

これらの団体は、活動の中心こそ異なっているが、従軍慰安婦としてであれ、強制連行された労働者であれ、日本によって徴用された者すべてに対して補償がなされなければならないという点では一致している。彼らの補償の定義には、従軍慰安婦および徴用された労働者からの証言聴取など事実関係の完全な調査の必要、個々人に対する補償金の支払い、日本政府による十分かつ完全な謝罪が含まれている。これらの団体の多くは、旧日本兵士が年金という形で報酬を受けているのに対し、母国から強制的に連行され、日本の皇軍に対するサービスを強要された者に対しては補償がなされていないことについて憂慮を表明している。われわれが会った団体のすべては、日本政府と個々の女性ないしこれらの女性を代表する団体との交渉がなされなければならないと考えている。政府間交渉は有益ではないと考えているのである。

いくつかの団体は、民間会社の労働者として徴用された朝鮮人男女の氏名を示す記録を入手し、これらの労働力を利用した会社名を公表している。別の団体は、従軍慰安婦の情報を入手しようとして、その名前が記載されていて、より正確な数が計算できるような文書を追跡している。報告書は、日本だけでなく、韓国、フィリピン、米国、英国でも入手されている。

さらに、これらの団体は、人びとに対する啓蒙活動を行なうことを目的として、フィリピンや韓国の女性が日本を訪れることを援助するために募金活動を実施している。公開の会合を開催し、自分た

ちの活動についてメディアを教育している。

概して言えば、これらの団体は、日本政府が行なっている活動には批判的である。この件についての完全な調査はなされていないと考えているし、政府の部局の中には文書を秘匿しているところがあると憂慮している。さらに、政府が従軍慰安婦の証言を聴取しようとしなくても批判している。日本キリスト教協議会は、この問題が取り上げられた日本政府とのインタビュウの写しを転載した。証言聴取に関する質問に答えて、政府側は、そのようなことを実行すれば時間と費用が莫大にかかり、これを実施しようとは考えていないと述べた。政府側は、従軍慰安婦にインタビュウするためには元兵士に対するインタビュウを実施しなければならないと考えているが、元兵士の多くは証言を望んでいないと述べた。NGOも調査団も、これが十分な回答とはみなしていない。

これらの団体は、女性たちの現在の暮らしが貧窮であるために、一時的な緊急救済を与えるべきであると提案している。政府は、この提案を受け入れていない。さらに、これらの団体の多くは、関係記録の公開のために、旧連合国側がもっと手段をとるように望んでいる。いくつかの団体は、外国での接触や外務省を通じて、いくつかの文書のコピーを入手しているが、これ以外にも関連する文書は存在すると確信している。

日本人が行なってきたことは、女性の人権の侵害であると理解されなければならない。この問題は、NGOの会合の中で議論された。われわれは、韓国女性に対してなされたことと、一九二〇年代と三〇年代の日本社会において女性に対して示された態度との間に関連性があるかどうかを尋ねた。女性の問題だけに取り組んでいる団体は、両者の間には強い関係があると考えている。一九三〇年代には、

日本には公認の売春制度が存在した。慰安所の状態は売春宿に比べてはるかにひどいものであったが（さらにこれらの二つの制度では女性たちが「リクルート」されるやり方に明らかな違いがあったが）、日本での公認の売春制度は、男性たちに、自らの性的欲望を満足させる女性を有することが「権利」であると思わせるような雰囲気を作り出していた。このような態度が、中国にいる日本兵士のために売春宿を創設しようと最初に提案した将校に影響を与えたことは疑いない。公認の売春制度は、貧しい女性、特に農村地帯の女性の搾取をもたらしたが、朝鮮半島からの女性の連行は、ちょうどこれを再現したものであるとの指摘もなされた。

会見の終わりに、出席者は、政府がこれらの出来事に対して適切に対応しないことに苛立ちを示し、政府はこの問題について「のろろし」つづけるだろうとの懸念を表明した。NGOの連合は、国会議員に対しても、この問題について十分なことをしていないとして批判的であった。国会は、もっと迅速に行動し、もっと積極的に対応するよう政府に圧力をかけられると提案された。すべての出席者は、国際社会が、日本政府に対して、決定的な行動をとるよう圧力をかけることを期待すると述べた。

東京での国際公聴会

一九九二年、いくつかの個人と団体が結集して、「日本の戦後補償に関する国際公聴会」を開催した。この会合は、一九九二年二月九日、東京で開催された。公聴会は、国際、国内のメディアで大きく取り上げられた。公聴会では、何人もの元従軍慰安婦が名乗りをあげ証言した。女性たちは、中華人民共和国、台湾、大韓民国、朝鮮民主主義人民共和国、フィリピン、オーストラリア（本来はオラ

ンダ)の人びとだった。さらに、日本の戦争遂行のために労働者として徴用された人びとの証言もあった。この公聴会の報告書は出版され、公聴会のビデオも入手可能である。

日本弁護士連合会によるシンポジウム

右に述べた公聴会と並んで、日本弁護士連合会は、「人権の日」である一九九二年二月一〇日に、「戦争と人権、戦後処理の法的検討」についてシンポジウムを開催した。

日本の自由人権協会の報告書

日本の自由人権協会(JCLU)は、国際法律家委員会の加盟団体であるが、一九九三年四月、補償に関する日本の戦後責任報告書を発行した。この報告書の論文は、JCLUの会員が作成したものであり、補償問題に関する概況を提示する序文、従軍慰安婦に関する報告、韓国人への補償に関する報告、日本の皇軍として従軍中に死亡した台湾兵士の家族から提起された損害賠償請求に関する最高裁判所判決の抜粋が含まれている。何人もの執筆者は、日本が、独立を回復した直後から連合国司令部がとっていた立場を逆転させ、戦死者の遺族や戦争障害者に対する補償を規定する一連の法律を制定し、最終的には元兵士のすべてに年金を認める法律を制定したことを指摘し、日本が自国の軍人に対して支払った補償額を強調している。これらの法律には、朝鮮人、台湾人その他日本軍での軍役を強制された者を排除する国籍条項が含まれていた。執筆者は、これらの除外規定は、日本の植民地支配下にあった者を差別するものであり、日本の国際的義務に違反するとしている。この点で、執筆者は、

フランスとセネガルからの元フランス軍兵士に関する規約人権委員会の決定を指摘しているが、この決定では、異なる額の支払いは差別的であると認定している。執筆者は、この決定が日本にも適用されれば、日本軍で戦った朝鮮人や台湾人はすべて、元日本兵士に対して支払われる年金額とまったく同額の支払いを受ける権利があると主張している。

さらに、彼らは、第二次大戦中に収容された日系人に対して補償を支払うために米国とカナダがとった措置は、日本の範とされるべきであり、朝鮮半島と台湾で不当な処遇を受けた者に対しては補償金が支払われるべきであると主張している。執筆者によれば、ナチスの軍隊の活動によって影響を受けた諸国の市民ならびにナチスのホロコーストで被害を受けたユダヤ人に対して補償金を支払うためにドイツ政府がとった方法も、適切なモデルとなるものである。

この報告書は英語で発行された。

訴訟

調査団が日本に滞在している間、委員会メンバーは、フィリピンと韓国の女性を代理して提起されたいくつかの訴訟を扱っている弁護士グループと会見した。一九九三年五月現在、日本政府を被告とする事件は一八件が係属している。このなかのいくつかは、朝鮮半島あるいは日本国内での強制労働だけに関するものであり、他のものは強制労働と従軍慰安婦の双方に関わるものである。従軍慰安婦だけに関わる事件もある。そのうちの一つはフィリピン女性に関するものであり、もう一つは現在日本に住む韓国女性にかかわるものである。

従軍慰安婦に関する最初の事件は、一九九一年一二月に提訴されたが、原告のうちの九人は、一九三八年から一九四五年までの間、日本軍によって「従軍慰安婦」として「利用」された。原告は、誘拐され、あるいは「看護婦のリクルート」を口実として連れ出されるなど、自分たちの意思に反して連行されたと主張している。彼女たちは、「日本軍が運営していた福岡、上海、台湾、河北（中国北部）、ラバウル、ラングーンの慰安所に連行され、ここに閉じこめられ、何年もの間、多数の男とセックスを強要された。」⁽¹⁾

これらの日本政府の行為は人道に対する罪であり、女性売買および奴隷貿易を禁止するなどの国際慣習法に違反すると主張されている。訴状では、第二次大戦中に多数の連合国政府によって発表され、朝鮮民族は文字どおりの奴隷状態に置かれており、戦争の終結によって独立を回復すべきであるとしたカイロ宣言、ポツダム宣言にも触れられている。これらの宣言は、日本が朝鮮民族を奴隷状態に置き、したがって人道に対する罪を犯したとの根拠とされている（民族の奴隷化は人道に対する罪の一つの要素である）⁽²⁾。

この訴状に対して、日本政府は、人道に対する罪はニュルンベルク裁判でヨーロッパの被告に対してのみ用いられたものであり、日本⁽³⁾に対しては適用がないとして、その主張には理由がないと述べている。日本政府は、慰安所の保持には関与していたことを認めているが、これを設立し、あるいは日常的に運営していたとの点についてはいずれも否定している。さらに、日本政府は、女性たちが強制的に徴用されたとの主張についても争っている。また、これらの行為が人道に対する罪に該当するとの点も否定している。

政府は、何人もの原告から証言を得ようという弁護士⁽⁴⁾の試みに強固に抵抗している。弁護士は、女性たちは高齢であり、証言はできるだけ早く記録されなければならないと主張している。

日本は、国際社会の場では、日本と韓国との二国間条約の問題を提起したが、この問題はこの訴訟ではまだ提起されていない。

現在日本に住んでいる韓国女性が原告となつて一九九三年四月に提起された訴訟では、右に述べた訴状と同様の主張がなされている。現在主張されている法的根拠は、基本的には、日本の行為は人道に対する罪に該当し、国際慣習法を侵害したというものである。これに対して日本政府は、これらの事象が発生した時点では国際的基準の侵害に対して個人に提訴する権利を与えた国内法は存在しておらず、現在、訴訟を提起することはできないと主張している。この訴訟の訴状では、ILOの強制労働に関する条約と奴隷を禁止する国際基準が援用されている。

調査団が会った弁護士は、政府は、常に、戦争被害は多数の人びとに生じたものであるから甘受されなければならないという国内的立場に立っていると主張している。これらの請求に対する公の態度も同様である。日本国民が耐えなければならなかった損害を指摘することによって、日本国民に対する態度を正当化してきたのである。補償を受けているのは原爆の被害者だけである。

すでに述べたように、一九九三年四月に、日本によって徴用され従軍慰安婦として利用された一八人のフィリピン女性が原告となつて訴訟が提起された。調査団に提示された請求の内容は、日本のフィリピン占領の歴史を明らかにし、従軍慰安婦制度と性的差別の関係、特に女性が男性の性的道具とみなされて女性の尊厳が奪われているあり方を論じるものである。訴状の中には以下の主張が含まれ

ている。

『従軍慰安婦』が他の戦争被害者と異なっているのは、性的暴力の被害者が共有する要素である。それは、すべての真実を語る際に直面する困難である。彼女たち自身は自らの体験に責任がないにもかかわらず、社会の注目と興味を集める。さらに、彼女たち自身に恥を感じさせるような社会構造が存在する。同じことが強姦の被害者にもあてはまる」

弁護士は、このために、司法制度は被害者に加えられた損害の実体の把握がいつそう困難になっていると主張している。女性が捕獲され、強姦され、不当に取り扱われた詳細も述べられている。多数の文書が引用されているが、そのなかには以下のようなものがある。マニラの兵站地区隊の大西中佐が発表した「在マニラ認可飲食店、慰安所規則」、イロイロ市の憲兵隊が行なった性病検査の報告書、歩兵第三五大隊の隊員の日記、ラグナ市のサンタ・クルーズ・サナトリウムの軍事施設の従軍慰安婦の性病接触に関する報告。

訴訟の法的根拠は、以下の通りである。

1 一九〇七年のハーグ議定書（第四）違反、特に、家庭の名誉に対する尊敬を規定した規則四六条と規則違反に対する補償の権利を認めた条約三条の違反。

2 人道に対する罪。

3 一九一九年のパリ平和會議とベルサイユ条約。ここでは、現在では人道に対する罪を含むような平和に対する罪によって補償の権利が発生することが認められた。

4 国際軍事法廷条例。特に、人道に対する罪には「政治的又は人種的根拠による殺人、失踪、奴隷化、追放その他の非人道的行為……又は迫害」を含むとした五条。さらに、補償を求める個人の権利はその請求を政府が保護しないことによって影響は受けないとも主張されている。

日本政府は、当時の国内法では国際法違反に対して提訴する権利を規定しておらず、これを認める法律がなければ第二次大戦前に日本で訴訟を提起することはできなかったのであり、したがって、そのような権利に関する主張は法律の遡及適用を求めるものであると主張している。政府は、また、サンフランシスコ条約および日本とフィリピンの二国間条約によって補償の問題はすべて解決済みであるとも主張している。

遺憾ながら、これらの訴訟で日本政府が提起した抗弁のコピーは、原告側弁護士からも政府側からも英語では入手できなかった。したがって、政府から他の論点が提起されている可能性もありうる。

原注

(1) Description of the Case for Compensation for Korean Victims of the War in Asia and the Pacific, provided by the coalition of lawyers in both Japanese and English. この告訴状は、日本の軍の関与のもとで組織的に継続的な強姦が行なわれ、第二次大戦が終わる際には女性たちが遺棄され

るような状況のなかで、原告たちが生きること強制されたことを詳しく述べている。

(2) さらに詳細な人道に対する罪に関する検討は第九章を参照。

(3) この主張は正しくない。第九章参照。

(4) See Japan Christian Activity News, February/March 1993. このなかに、日本キリスト教協議会と日本政府とのやりとりが報告されている。このやりとりにおいて日本政府は、証言を採集することとは、女性たちだけでなく元軍人からもしなければならぬために、非常に困難であると主張している。

結論と勧告

結論

1 日本帝国陸海軍は、第二次世界大戦前と同大戦中に日本帝国陸海軍の「享樂」と専用のために、広範な慰安施設網の設立を開始した。日本軍部は、その部隊がどこに駐留しようとも、部隊用の慰安施設を作るよう計画し、かつ実行した。中国、朝鮮、台湾、フィリピン、マレーシア、インドネシアそしてオランダ人女性と少女たちがこれら慰安施設に入れられ、脅迫の下に性的サービスをさせられた。

2 これら女性たちの連行は、最初は私人によって行なわれた所でも、日本軍部自身によって行なわれるようになった。日本軍部は、あつせん業者を任命、彼らに軍事施設への特別な通行許可証を与えた。軍（憲兵隊）と地域警察は、これら女性や少女たちが「自発的に申し出た」かのようにするため、業者に積極的支援を与えた。

これら女性たちが、日本軍部に性的サービスを提供するよう、強制、欺罔、脅迫、誘拐されたことは議論の余地がない。

3 慰安施設の設立、利用、運営、監督のための詳細な規則が日本軍部によって作られた。これらの規則は、細部にわたり、その結果、女性たちは単なる商品へとおとしめられた。

4 これらの施設における生活は、女性たちにとって生ける地獄だった。女性たちは、二週間から八年間の期間にわたり、日々、日中は一五、二〇、あるいは三〇人の兵士たちに、夜間は将校たちによって強姦され続けたうえに、殴打され、拷問を加えられた。生活状態は、閉鎖的でかつみすばらかった。前線から前線へと部隊につき従わされた者たちの生活は、日々、危険にさらされていた。食料は常に乏しく、量も少なかった。軍医による検診も、時に行なわれたが、女性の多くは性病にかかった。慰安施設に入れられた時、彼女たちは心身健康な処女だった。慰安施設を出た時、彼女たちは、身体は病気に冒され、精神的にも癒しがたい傷を負っていた。

5 日本軍部に支配された全地域において、交通輸送は厳しく統制されていたため、軍部は、何千人もの朝鮮人女性が朝鮮の中で、さらに朝鮮半島から中国、ビルマ、フィリピン、南太平洋そして琉球諸島(沖縄)の各地へ輸送されたことを承知していたことは明白である。客船による移動が手配された時でも、移動は軍当局の許可を必要とした。彼女たちの多くは、実際には、軍用の船舶、列車、自動車に乗せられて移動させられたとの事実を証人たちは証言した。これら交通手段は、日本政府の統括下にあつたことから、日本政府は女性の移送 (trafficking) に責任がある。

6 一九四二年以降、日本は、フィリピンを占領し、統治した。フィリピン女性が誘拐され、強制的に軍事施設に拘禁されたことは明白である。フィリピンにおいて、フィリピン女性が誘拐され、慰安施設に入れられていたことを軍当局が承知していたことを示す十分な証拠がある。

7 ICJが入手した文書の中には、前線の将校が東京の司令官に彼らの地域へ慰安婦を徴集、移送するよう求めた特別の要請書も含まれている。同文書はまた、軍部高官たちが慰安施設の存在を認識していたことを明白に示している。日本は、戦争を行なっており、軍部に支配された地域、特に軍事施設は、厳しい治安規則下にあつたことから、それ以外のことはありえなかつた。

8 証人の証言から、日本の兵士が敗戦を実感した際、いくつかの慰安施設にいた女性を殺害しようとしたことも明らかになつた。

9 これら女性の監禁は、きわめて悲劇的な結末をもたらしただのであるが、戦争の終結と共に、これらの女性の苦渋は終わらなかつた。逃亡する日本軍兵士に捨てさられた後、数々の語ることできかないほどの困難に直面し、何人かの女性は帰郷したもの、その後の生活は、人目を避ける孤独なものではなかつた。幾多の人権侵害を蒙つた被害者の女性たちが、かえつてその代価を支払うという試練を受けるのが普通だったのである。

10 一〇万から二〇万人もの女性が慰安婦にさせられたという歴史家の推定は、アジア太平洋地域一帯に駐留した多数の日本軍の数と符合している。こうした残虐行為が行なわれたその規模の大きさは、まさにぞつとさせられるほどのものである。当時は、その社会においても、女性は平等に扱われてはいなかつたが、これほど大規模かつ長期間にわたつて、これほどまでに侮辱されたことはかつてなかつた。

11 身を削るような貧しい環境や社会的枠組みによつて、これらの少女や女性たちは、暴力、詐欺、ペテン、強制そして誘拐に対してきわめて無力な存在になつていた。フィリピン人の場合には、女

性たちは、日本軍の残虐行為と理不尽で乱暴な振る舞いによって、二重の犠牲を強いられた。相当数の女性たちは、ゲリラの成員あるいはそのシンパの疑いで逮捕され、拷問を受けた後、慰安婦として軍事施設に監禁された。その他には、身内の人びとが拷問されたり、殺害されるのを強制的に見せられた女性たちもいた。

12 日本政府が、何人かの女性について「自発的に」慰安施設に行くことを証拠づけ得たとしても、彼女たちは、どういう境遇に入っていくのか想像さえもできていなかったであろう。さらに、戦後に軍部が彼女たちを殺したり、殺そうとしたり、置き去りにしたりすると知っていた女性には、皆無だった。

13 当時の日本政府は、これらの女性の身の上に起こったすべてにつき、直接的に、あるいは代位的に責任があつた。その行為は、戦争犯罪、人道に対する罪、奴隷および婦人と児童の売買に関する国際法の慣習規範に違反した。これらの行為は、戦後に行なわれた（戦犯）裁判の一部として裁かれるべきだった。残念なことに、これらの裁判の焦点は、連合国国民に対して行なわれた行為に置かれた。日本は今、完全に責任を取り、被害者とその家族に適切な原状回復を行なうべきである。

14 日本政府によってなされた調査は、不十分であり、問題の解決に焦点を当てるよりも、いろいろな感情の沈静化をはかろうとする計算によるもののように思われる。日本は、より一層の完全な調査を行なわなければならない。

15 日本政府による調査に関しては、できる限り多くの文書を発掘することも重要だが、証人の聞き取り調査を行なうことも等しく重要である。日本軍の元将兵は生存しており、この問題に関して彼

らの聞き取り調査を行なうべきである。

- 16 政府が入手できる文書のすべてを公開しているかどうかについて日本国内で疑問が提出された。終戦に当たり、数多くの文書が焼却されたり、他の方法によって処分されたためゆえ、書類により完全な全体像が浮かび上がることはあり得ないと言われてきた。こう言ったからといって、われわれは、日本政府がこの問題に関連するすべての記録を捜す義務を軽減すると言っているのではない。朝鮮半島からの女性の「募集」に関連して、警察の資料が存在していないと信じることはむしろかしい。警察は、しばしば、特定地域から集められるべき女性の数に関して指令を受けており、これらの資料すべてが破棄されたと信じるのは、また困難である。警察庁は、労働省を除いて、唯一、この問題に関する資料がファイルされていないとする官庁である。これが正確な宣言だとは信じられない。

- 17 さらに、将兵の日記を発掘するよう一層の努力がなされるべきである。こうした資料が公開された場合には、慰安施設の設定、運営を証拠によって明確にするのに有益だった実績がある。存在しているあらゆる日記がどこにあるか探すべく、日本政府はさらに一層の努力をすべきである。

- 18 連合国は、一九四五年当時、これらの残虐行為が行なわれたことを十分に承知していた。これらの諸国は、加害者を裁判にかけたり、犠牲者に補償を支払わせるようにするために何もしなかった。これらの諸国は、このことについて説明する義務があり、またこの問題に関し、その持っている資料を公開する義務を果たすべきである。

- 19 一九六五年の日韓協定も、一九五六年日比賠償条約も日本に対する女性たちの請求を妨害するも

のではない。前者は、人権被害に関する請求を包含すると意図されたものではないし、現に包含しもしなかった。後者も、国家にもたらされた破壊に関し、フィリピン「人民」への賠償のためのものだった。個々人への補償問題は、交渉で提起されておらず、それゆえ、同条約は、この問題を解決しようと意図されたものではなかったし、解決したとも解釈されてはならない。

20 これまでに名乗り出た女性の個々のケースを判定するため、なんらかの機構を早急に設立すべきである。解決までに一〇年もかかるような日本の裁判に依存するのでは不十分である。犠牲者の年齢を考慮すれば、彼女たちに対してなされた人権侵害の救済手段として、日本の裁判は十分ではない。

21 第二次世界大戦の終結に際し、慰安婦の取扱いに関し、日本の責任を問う試みがなされなかったことから、国際社会、特に連合国のメンバーは、彼女たちに、人権と基本的自由の被害者の原状回復、補償およびリハビリテーションへの権利に関する研究のための特別報告者であるテオ・ファン・ボーベン教授の報告書が言うように、十分なりハビリテーションのための措置と完全な原状回復を与えるよう日本政府に圧力をかける義務を負っている。犠牲者の多くは、友人や親族の情けに頼って何とか生き延びてきた。彼女たちは、労働を求められる年齢を超えている。何人かは、ただ生きるためだけに、多額の借財をし、負債を抱えている。多くの者は、常に医療とケアを必要としている。それゆえ、彼女たちへのリハビリテーションは、十分な住居、医療補助と適切な生活水準を保障するものでなければならぬ。長年無視されてきた年月を考慮すれば、四万米ドルを、暫定補償金としてただちに支払うことは十分に正当な理由のあることである。

勧告

1 (a) 日本は、女性たちがこれら慰安施設に連行された方法、輸送された態様、および慰安施設でどのように処遇されたかなど、慰安施設の運営・維持に関し、保持している情報をすべて完全に開示すべきである。

(b) 日本は、被害者の請求を聴き、約六カ月という時間的枠組みの中で処理しうる行政的機関を早急に準備し、設置すべきである。または、日本は、管轄権および時効に関する本案前の技術的異議を放棄し、現在係属中の裁判の実体審理を迅速に処理可能にするために、適切な立法処置を講じるべきである。

2 仮に、1(b)に述べたような措置がとられないなら、日本は、被害者の完全なりハビリテーション措置を講じるべきである。これは、完全な原状回復をなすこと、また、医療費負担、相当の住居その他同様な措置のリハビリテーションをも含む。日本は、被害者が被った損害につき、被害者の完全なりハビリテーションの措置をはかる義務がある。

3 日本が被害者のリハビリテーション措置を拒否する場合は、この問題と直接関係のない国の国際法専門家からなる法廷または仲裁裁判所が可及的速やかに設置されるべきである。ここでは、非政府機関(NGO)および個人が自ら当事者となる権利が認められるべきである。全当事者は、事前に、法廷または仲裁裁判所の意見に従い、これを受け入れるという合意をすべきである。

4 右の2および3の過程が進行中の間、日本政府は、純粹に暫定的措置として、その権利および主

張を損なう事なく、名乗り出た被害者のリハビリテーションのために四万米ドルを支払うべきである。このために、被害女性を代理するNGOは、日本政府に対して、被害者の名簿を提出すべきである。

5 この問題に関し、日本政府がさらに現在の政策に固執する場合は、被害女性を代理するNGOは、国連の適当な機関および専門機関に働きかけ、法的問題について有権解釈を得るよう、国際司法裁判所の勧告的意見を求めることを追求すべきである。

6 韓国およびフィリピンの政府は、それぞれの条約の解釈に関して、国際司法裁判所に対してただちに訴え出なければならない。

7 連合国に所属した諸国は、この問題に関係して自らが保持するすべての情報を公開し、かつ日本が被害者の完全なリハビリテーションおよび原状回復のために十分な措置をとることを保障しなければならぬ。

以上

解説

阿部 浩己

Ⅰ—CJ報告書への道

長い黒髪を無造作にたばねた一人の少女が、鉄格子の中からこちらを見ている。そのあどけない表情とはうらはらに、白い衣服に身をつつんだ彼女のまなざしはあまりに鋭い。私たちを射るかのようである。この報告書の表紙に描かれたそうした少女の姿が、脳裏の中で、しだいに元「慰安婦」の現在の姿と重なりあってくる。遠い過去が現在に、現在が遠い過去に。決して清算されることのなかった「慰安婦」問題の歴史性と現在性が折り重なるように錯綜しはじめる。

「慰安婦」問題が歴史の表舞台に姿を現わすのは、九〇年代を迎えるあたりからであった。とりわけ衝撃をよんだのは、九一年十二月、元「慰安婦」三名を含む三五名が日本政府を相手どって補償と謝罪を求める訴訟におよんだことである。この裁判は、サハリン残留者帰還訴訟や台湾人元日本兵補償請求訴訟などが生み出した戦後補償運動の流れを、巨大な社会的潮流に引き上げる一大契機になった。以後、戦後補償を求める裁判が続々と提起されていくことになる。この間、「慰安婦」は民間の業者が連れ歩いただけで国や軍は関与していなかったと言っていた政府が、吉見義明教授（中央大学）らの精力的な調査結果を前にして、軍の関与を公式に認める態度に転じたことも記憶に新しい。

だが、そうした事態の展開によって問題が解決の方向に向かったわけではなかった。政府は「慰安婦」問題について法的責任までは認めようとせず、せいぜい人道的な立場から補償に代わる措置を講じると繰り返すにとどまった。裁判の場でも、原告側に有利な判決をみちびくだけの法的論拠が国内法には見出せずにいた。国際法をもちだそうにも、日韓請求権協定などにより問題はすべて解決済みであるとか、個人は国際法を根拠に請求を提起することはできない、などといった主張が厚い壁となって立ちはだかろうとしていた。

戦線は、国連にも拡大された。九二年二月の国連人権委員会において「慰安婦」問題がNGO（非政府組織）によってはじめて提起された。その後、さまざまな機会をとらえてNGOが日本の法的責任を問題にした。けれども、それらの声は政府の意思決定過程に反響していくほど強力なものではなかった。

ただその半面、内外でつぎつぎに明るみに出る醜悪な事実、多くの人びとの胸の内に、「慰安婦」問題がまぎれもなく深刻な人権問題であるという印象を強く刻んでいった。「これほど大規模な人権侵害がなぜ四〇年以上も放置されてきたのか」——そうした重大な疑問に駆り立てられ、世界屈指の法律専門家集団・国際法律家委員会（ICJ）が慎重な腰を上げたのは九三年のことであった。その年の四月、ICJは、ウステイニア・ドルゴポール（南オーストラリア・フリンダース大学法学部講師）、スネハル・パランジャベ（インド・ボンベイ高等裁判所弁護士）両名からなる調査団をフィリピン、韓国、朝鮮民主主義人民共和国、日本に派遣し、事態の把握にあたさせた。そしてさまざまなルートから収集した情報を慎重に検討した後、ICJは九四年一月、その名もズバリ「従軍慰安婦」と題す

る包括的な英文報告書を刊行し、自らの見解を公にした（本書は、その翻訳版である）。

そのなかでICJは、日本軍が「慰安婦」問題に全面的に関与し、「慰安婦」が生き地獄のようなかて性的サービスを強要されていた事実を明瞭に認定した。そしてそのうえで、真正面から「慰安婦」問題の法的評価を行なうにおよんだ。「慰安」行為を強要したことによって、日本は国際法違反を犯したのか。日本は国際法上の責任を負うのか。その責任は、元「慰安婦」自身が裁判の場で追及できるものなのか。「慰安婦」問題に関心をもつ誰もが抱くこうした疑問すべてに対して、ICJは、「イエス」と答えた。その解答にいたる法的推論をつまびらかにしているのが本報告書の第9章である。実に、この困難な法的問題に果敢に挑んだ第9章こそ、本報告書の白眉にほかならない。法の支配と正義の実現を願うICJの脈々たる気迫がそこから伝わってくる。

II ICJ報告書の特徴

アムネスティ・インターナショナルとともに国際人権運動を一貫してリードしてきたICJに対する信頼は厚い。アムネスティが大衆アピール型のNGOの象徴的存在であるとすれば、気鋭の法律家が参集するICJは、専門知識集約型のNGOの代表にほかならない。刑事手続きにかかわる諸文書をはじめ、これまでICJのイニシアチブによって生み出された人権文書は十指に余る。他方でICJは、誇るべき精確な事実調査により、組織に対する国際的評価をゆるぎないものにしてきた。当然ながら、ICJは、自らが行なう調査結果の公正さを毀損しないよう、そのやりかたに細心の注意を払ってきた。今回の調査も、つぎのような点でその例にもれない。

第一、調査対象の選択。ICJは特定の政治目的に利するために事実調査を行なうのではない。調査対象の選択にあたって主眼がおかれるのは、人権侵害の深刻さである。本報告書の緒言と第1章が語るように、ICJが「慰安婦」問題に足を踏み入れたのは、人権侵害が大規模であることと、それが長期間にわたって放置されてきたことを憂慮してのことである。日本政府を政治的に攻撃したり、あるいは日本政府に批判的な勢力に加担しようとして調査が実施されたわけではない。

第二、調査員の選任。ICJは、能力ある法律家であって、当該国および当該人権状況と利害関係をもたないものを調査員として選任する。今回もそうであった。

第三、事実認定手続き。ICJの事実認定プロセスはきわめて慎重である。たんなる新聞記事や伝聞証拠などをただちに事実と認定するようなことはしない。第二次資料よりは第一次資料を、伝聞証拠よりは直接証言を重視して真相の究明を行なっている。本報告書の第3章から第5章にそうした姿勢が顕著に現れている。また、第7、8、10章から明らかのように、ICJは、被害者側だけでなく政府側の見解にも相応の配慮を行ない、公正さの確保に万全を期している。

第四、適用法規の確定。ICJは、認定した事実を、「善政か悪政か」という観点から評価するのはなく、「合法か違法か」という観点から評価する。当該国が法を守っているかどうか、それが評価のメルクマールになるのである。ちなみにここで言う「法」とは、「守ることが望ましい法」ではなく、「現に守らなくてはならない法」を指す。ICJはこの点でまずその国の国内法に照らした判断を行なうのが通例だが、今回のケースでは、有効な国内法が容易に見出せないこともあって、評価の基準をもっぱら国際法に求めている。その意義については、後に論じる。

第五、「結論と勧告」の提示。ICJは、法的評価の後、報告書に「結論と勧告」を付す。その内容ができるだけ現実的・建設的なものにするため、ICJは、報告書の刊行に先立って関係国政府にコメントを要請する。そして当該政府が問題解決に前向きな姿勢を見せた場合、それを相応に反映させようとする。今回もその機会は日本政府に十分保障された。けれども、結果的にコメントは提出されなかった。本報告書の提示する二一項目の結論と七項目の勧告がかなり厳しい内容のものになった背景に、日本政府のそうした消極的な対応があったことを見逃してはならない。

第六、報告書の刊行。ICJが調査結果を報告書として刊行するのは、それが事態改善に最も有効だと判断するからである。国内社会と違って国際社会には法の執行を確保する集権的な仕組みが存在しない。政府に国際法を守らせるには、最終的には国際世論に訴えるしかないのである。本報告書もICJの有する広範なネットワークに乗せて全世界に広範に流布されていくことになる。あらためて確認するまでもなく、国際世論の一角をになう日本の世論を喚起するにあたり、本翻訳書の果たすべき役割は小さくない。

III 法的評価

ここで、ICJ報告書が日本の国家責任と被害者個人の補償請求権をどのようにして認めるにいたったのかについて見てみることにしよう。

国際法上国家に責任が発生するのは、国家(機関)が、国際法上の義務に違反する行為を行なった場合である。前者の「責任の帰属」については、国家機関たる軍の関与がいまや明白である以上、立証

にさほど困難は生じないであろう。問題はむしろ、後者の「国際義務の違反」の確定にある。これは、「慰安」行為の強要によってどのような国際法規が侵害されたのか、という問題にはかならない。一般に国際法は条約と慣習法に分類される。国際法違反を問うには、具体的にどの条約、あるいはどの慣習法規が侵害されたのかを明確にする必要がある。この点で本報告書はまず条約の検討からはじめる。援用できるのは、問題となる行為が行なわれた時点で効力をもち、なおかつ、日本が批准または加入していた条約に限られる。そうした条件を兼ね備えたものとしてICJが白羽の矢をたてたのが「婦人および児童の売買禁止に関する国際条約」である。この条約の締約国として、日本は、当時すでに「慰安」行為の強要に手を染めた者を訴追するための努力を国際法上義務づけられていた（報告書が言うように、「慰安」行為の強要にかかる一連の行為は、女性・子どもの売買にほかなるまい）。にもかかわらず日本はそれを怠った。軍の組織的関与があったのだから国内的には訴追の可能性などなかったかもしれない。けれどもそれは国内事情にすぎない。国際法的には、「慰安」行為を強要した者を訴追するために必要な措置をとったかどうか、それだけが問われる。それを怠ったのであれば、条約違反を問われるのは当然である。

もともと日本は、朝鮮半島を条約の適用外におく特別の宣言を行なっていた。この点をクリアするため、ICJは二つの論理を用意した。一つは、移送の過程で日本本土への上陸がなされたことにより条約の適用が可能になったこと。もう一つは、条約の準備作業を検討すると、そうした適用除外宣言は女性・子どもの売買を促進するために認められたわけではなかったこと、である。これ以外にも、命令が日本本土から発せられていたことや移送が日本の船舶によって行なわれたことなどに言及すれ

ば、その主張にいつそう説得力が増したであろう。なお、条約に関しては、これ以外に強制労働条約（ILO二九号条約）の適用について検討の余地があるが、残念ながら本報告書では触れられていない。

つぎに慣習法について。本報告書は、奴隷制と奴隷取引の禁止が当時すでに慣習法化していたと判断してその違反を主張している。本来であれば慣習法をもち出すまでもなく一九二六年の奴隷条約をストレートに援用したかったであろうが、日本はこの条約に入っておらず、それはできなかった。一方、婦女子の売買禁止については、条約規則にとどまらず慣習法規にもなっていたとの理解から、その点での違反も力説している。また、陸戦の法規慣例に関する条約も慣習法化していたとして、そうした観点から陸戦規則四六条の違反がもち出されている。おおむね妥当な認識だろう。

ところで、国家機関による右のような国際法違反があったとしても、国家責任を免れさせる特別の事由（免責事由）が生じることもある。政府が言うように、日韓請求権協定によって問題がすべて解決済みであるとすれば、当該協定の存在はまさに免責事由として援用されることになるかもしれない。現にそうした趣旨の発言が繰り返し行なわれてきた。そのため本報告書もかなりの精力をさいてこの問題に取り組んでいる。そしてICJは、協定の起草過程・目的などを綿密に検討した結果、当該協定が免責事由たりえないとの結論をみちびいている。サンフランシスコ平和条約やフィリピンとの賠償協定に関しても結論は同じである。その論旨は説得的である。もともと、本報告書は個人の補償請求権と国家の賠償請求権が並立するという考え方をとっているのだから、請求権協定を外交保護権の放棄という点にひきつけて議論することも可能ではあった。

つぎに報告書は、人道に対する罪、戦争犯罪の検討へとすすむ。注目されるのは、軍人個人による犯罪の実行を認めるだけでなく、犯罪実行者を訴追しなかつた日本の国家責任まで主張していることである。ここは議論が分かれるところかもしれない。

最大の山場は、個人の補償請求権を国際法から直接みちびいているところであろう。国際法学の指導的存在であつたラウター・パハトの学説やダンチヒ裁判所の管轄権に関する常設国際司法裁判所の勧告的意見、さらには同裁判所のホルジョウ工場事件判決などに依拠しながら、本報告書はつぎのように述べる。国際法は個人の権利を直接に設定する場合がある。国際法が個人の権利を設定しているかどうかは、条約の目的や関係国の意思から推認される。また、国際法上の権利を侵害された当事者は、当然の法理として賠償（補償）を請求することができる。「慰安婦」問題に関して日本が侵害した諸条約・慣習法規を見ると、それらはいずれも個人の権利を保護することを目的にしている。つまりそこでは個人の権利が直接に設定されている。元「慰安婦」は、それらの権利を侵害されたのだから、当然に補償請求権を行使できるはずである。もとより、これは国家の賠償請求権とは別物である。

報告書はさらに実体法と手続法を分離してつぎのように言う。実体法は行為時の法によるにしても、手続法は現時点の法による。現在日本は、世界人権宣言や国際人権規約により、権利侵害の被害者に対して効果的な救済を提供する義務を負っている。そうである以上、元「慰安婦」にも、裁判などを通じ効果的な権利回復の道を開かなくてはならない。

報告書の論理展開はよどみない。元「慰安婦」に補償請求権を認めようとするのであれば、こうした論理の展開がもつともスツキリしているであろう。ただ、ICJのいうように右諸条約・慣習法規

が現に個人に権利を付与しているのかについては、少なからず議論がある。国際人権規約をはじめとする今日の国際人権法諸文書であればこの点は比較的容易にクリアできる。しかし、たとえば婦女子売春禁止条約についても同じことが言えるのだろうか。「慰安婦」問題を論じる際の最大の争点の一つだけに、この点についてはもう少し詳しい説明があってもよかったかもしれない。

なお、本報告書は国内法上の時効(除斥)の問題にも触れている。ここでは、問題解決にあたって時効の定めがない国際法に従うべきことが強調されている。

IV 展望と課題

報告書に付された「勧告」には、情報の全面開示をはじめとして、とられるべき行政・司法・立法措置が具体的に記されている。そのいずれかでも採用される見込みはあるのだろうか。たしかに「慰安婦」問題は一朝一夕に解決されるようなものではない。にもかかわらず、被害者のおかれた状況からして早急な解決が求められていることもうたがない。そうした事情への配慮は不可欠である。ただその際、私たちは、この問題がたんなる人道上の問題にとどまらず法的な問題でもあることを忘れてはなるまい。本報告書は、その点を論証豊かに訴えかけている。

「日本は国際違法行為を犯し国家責任を発生させた。被害者は、日本政府を相手取って、侵害された権利の救済を求めることができる」。ICJは組織の威信をかけてそう結論した。そうである以上、本報告書を真摯に検討することなく問題を処理してしまつてはならない。それでは、あまりに拙速にすぎよう。人権の尊重、法の支配、「慰安婦」問題で問われているのは、社会の根本原理そのものである

日本の戦争責任資料センター

「日本の戦後補償に関する国際公聴会」実行委員会を発展・解消させ、1993年4月に日本の戦争責任資料センター準備会が発足、1994年9月に同センターが設立された。歴史家と法律家、さらに日本の戦争責任を問う市民運動が合流して成立した。政府とは独立した調査・研究・発表・啓発を行いつつ、日本の加害責任を記録する記念館の開設を目的に掲げている。『季刊・戦争責任研究』を定期刊行する他、国連や国会などにも幅広く働きかけを行っている。一般会員1300人、維持会員200人、代表、荒井信一。

住所・東京都中野区中央2-11-4-105 Tel 03(3366)8261

大阪事務局・大阪市浪速区塩草2-6-4-518 Tel 06(562)7740

J C L U (自由人権協会)

J C L U (自由人権協会)とは、Japan Civil Liberties Unionの略で、正式には社団法人自由人権協会と言い、人権擁護を唯一の目的として1947年に設立されたNGOです。J C L UはI C J (International Commission of Jurists = 国際法律家委員会)とI L H R (International League for Human Rights = 国際人権連盟)という二つの有力な国連NGOに加盟していて、国内分野だけでなく国際分野にも及ぶ活動をしています。

J C L Uは特定の政治的立場からではなく、あらゆる人々の自由と人権を擁護するという立場から行動し発言しています。

J C L Uの日常活動は各小委員会の活動を中心に行われていますが、人権訴訟の支援や、市民から寄せられる人権相談も定例的に行われています。毎月の例会やビアー・パーティー、恒例の合宿など会員相互のレクリエーション活動も盛んです。東京の本部のほか、関西にも支部があります。

入会申込やもっと詳しいことをお知りになりたい方はどうぞご遠慮なく事務局までご連絡下さい。

社団法人自由人権協会 (J C L U)

〒105 東京都港区愛宕1-6-7 愛宕山弁護士ビル306

TEL 03-3437-5466 FAX 03-3578-6687

社団法人自由人権協会大阪・兵庫支部 (J C L U 大阪・兵庫)

〒530 大阪市北区西天満1-10-8 西天満第11松屋ビル308

堺筋共同法律事務所内 TEL 06-364-3051

ことをあらためて銘記すべきである。

国際法からみた「従軍慰安婦」問題

定価はカバーに表示してあります

1995年3月15日 第1刷発行

著 © 国際法律家委員会 (ICJ)

訳 社)自由人権協会 (JCLU)

日本の戦争責任資料センター

発行者

石井 昭 男

株式会社 明石書店

東京都文京区本郷1-10-10

電話 03(3818)6351

FAX 03(3818)5962

振替 00100-7-24505

郵便番号 113

組版 株式会社 アート

印刷所 株式会社 平河工業社

製本所 株式会社 越後堂製本

ISBN4-7503-0684-3

従軍慰安婦 元兵士たちの証言

西野留美子

●1700円

七三一部隊のはなし 十代のあなたへのメッセージ

西野留美子著 日野多津子さし絵

●3000円

従軍慰安婦と十五年戦争 ビルマ慰安所経営者の証言

西野留美子

●2000円

従軍慰安婦のはなし 十代のあなたへのメッセージ

西野留美子著 伊勢英子さし絵

●3000円

朝鮮人軍隊慰安婦 韓国女性からの告発

金文淑

●8000円

証言 強制連行された朝鮮人軍隊慰安婦たち

挺対協編 ヨンネット訳

●3000円

もつと知りたい「慰安婦」問題 性と民族の視点から

ヨンネット企画 金富子・梁澄子ほか著

●10000円

在日韓国・朝鮮人の戦後補償

戦後補償問題研究会(代表・姜在彦)編

●10000円

創氏改名

宮田節子・金英達・梁泰果

●2000円

朝鮮人強制連行論文集成

朴慶植・山田昭次監修 梁泰果編

●15450円

地図にないアリラン峠 強制連行の足跡をたどる旅

林えいたい

●3000円

松代地下大本営 証言が明かす朝鮮人強制労働の記録

林えいたい

●5100円

日本は朝鮮になにをしたの シリーズいま伝えたい ①朝鮮侵略

映画「侵略」上映委員会編

●7000円

日本は中国になにをしたの シリーズいま伝えたい ②中国侵略

映画「侵略」上映委員会編

●7000円

梶村秀樹著作集 (全6巻/別巻1)

梶村秀樹著作集刊行委員会編

●各8000円/別巻9914円

善隣と友好の記録大系 朝鮮通信使 (全8巻)

辛基秀・仲尾宏責任編集

●各20000円/7巻のみ80000円

新版韓国・朝鮮を知るための55章

井上秀雄・鄭早苗

●1600円

わかりやすい日本民衆の歴史と朝鮮

久保井規夫

●700円

入門 朝鮮と日本の歴史

久保井規夫

●1030円

朝鮮の歴史と日本

信太一郎

●800円

新版朝鮮の歴史と文化

姜在彦

●2080円

親子がみた在日韓国・朝鮮人白書

韓国兵庫青年会議所企画

辻本久夫他著

●5500円

ともに 見る、知る、考える。在日韓国・朝鮮人と私たち

神奈川県渉外部国際交流課企画

●800円

朝鮮を知るために

梶村秀樹

●1880円

日朝国交樹立と在日朝鮮人の国籍

金英達

●1030円

在日韓国・朝鮮人の就職差別と国籍条項

仲原良一

●1300円

在日韓国・朝鮮人と参政権

李英和

●1030円

在日朝鮮人の名前

伊地知紀子

●1300円

「韓国併合」前の在日朝鮮人

小松裕・山脇啓造・金英達編

●2080円

朝鮮通信使と江戸時代の三都

仲尾 宏

●2080円

朝鮮通信使の軌跡

仲尾 宏

●3080円

朝鮮総督府の歴史

数景三

●2080円

新版**国際結婚ハンドブック** 外国人と
国際結婚を考えるの云編 結婚したら…
●1800円

わかりやすい**国際結婚ガイドブック** 国際家族の
イラスト版 時代に向けて
森木和美 ●1800円

楽しくやろう**国際結婚**
国際結婚を考えるの云編 ●1680円

在留特別許可 アジア系外国人との
オーバーステイ国際結婚
サーム・シャヘド、関口千恵 ●2060円

国際結婚の基礎知識 出会いから在留特別許可まで
APFS企画 筑波君校編 ●1800円

18言語の外国人人人権ハンドブック
大阪弁護士会編 ●4630円

これからの結婚と離婚 自分らしくあなたらしく
日本弁護士連合会編 ●3000円

アジアから来た花嫁 迎える側の論理
宿合京子 ●1880円

扉を開けて 外国人労働者の生活と人権
信濃毎日新聞社編 ●1880円

東北アジア地域協力と日本 冷戦終焉と
経済発展をめざして
蛇名保彦 ●3300円

アメリカのめざす人権 アメリカ自由人権協会
(ACLU)ポリシーガイド
アメリカ人権協会(ACLU)著 社団法人自由人権協会(JCLU)編訳 ●2800円

国際人権「自由権」規約入門 「市民的及び政治的権利に関する国際
規約」の選択議定書の下における適用
A・テザマス、J・モラー、T・オザル著 第二東京弁護士会訳 ●2500円

戸籍・国籍と子どもの人権
大田季子 谷合佳代子 養父知美 ●1880円

高校で考えた外国人の人権 ぼくらが欲した国連「移民・移住
者とその家族の権利条約」
神奈川県立多摩高校日本語ボランティアサークル編 ●7000円

外国人労働者問題をどう教えるか グローバル時代の
国際理解教育
藤原孝章 ●2500円

外国人労働者問題と多文化教育
藤原孝章編 ●2500円

世界の民 光と影 「上下巻」

綾部恒雄監修 信濃毎日新聞社編

●各巻30000円

世界の先住民民族

ジュリアン・バージャー著 真実一美・辻野功他訳

●58000円

世界の少数民族を知る事典

G・アシニュー・ス編 辻野功・仲尾宏他訳

●58500円

増補 米国先住民の歴史 インディアンと呼ばれた人びと
の苦難・抵抗・希望

清水知久

●17000円

ソ連邦民族・言語問題の全史

日ナハロ・V・スラボフ著 田中完彦監修 高橋淳子・土屋弘訳

●88000円

世界差別問題事典

ヒ・キャッシュ・モア編 今野敏彦監訳

●51500円

図説世界の先住民民族

ジュリアン・バージャー著 綾部恒雄監訳

●予50000円

アメリカの二つの国民 断絶する黒人と白人

アンドリュース・ハッカー著 上坂昇訳

●60000円

アメリカ黒人の歴史

ロクオールズ著 明石紀雄 岩本裕子 落合明子訳

●46000円

アメリカ黒人の文化と政治

アフロ・アメリカン
チャールズ・P・ヘンリー著 河田潤一訳

●62000円

アメリカ黒人解放前史 奴隷制廃止運動

ジェームズ・B・スチュワート著 真下剛訳

●60000円

パレスチナ問題の歴史と国民国家 パレスチナと現代世界

富岡倍雄

●46000円

現代世界の人権 アムネスティ人権報告①

アムネスティ・インターナショナル日本支部編

●20600円

民族とゆらぐ人権 アムネスティ人権報告②

アムネスティ・インターナショナル日本支部編

●25000円

子ども・世界・人権 アムネスティ人権報告③

アムネスティ・インターナショナル日本支部編

●25000円

わたしの訳・世界人権宣言 トク・ユメント・世界人権宣言
アムネスティ・インターナショナル日本支部編

●20600円

第三世界の姓名 人の名前と文化

アジア経済研究所企画 松本情作・大石川嫩編 ●6880円

アジアの草の根国際交流 PHO協会の実践

草地賢一 ●2600円

アジアの子どもと買春

ロン・オクレディ著 京都YWCAアプト訳 ●1600円

語りはじめたタイの人びと 微笑みのおかげで

サニッスター・エーカチャイ著 松井やより監訳 ●1660円

未来を奪われた子どもたち 地球の子どもに
権利をとりもどす

A・アルスフルック他著 甲斐田万智子訳 ●2600円

アジアの街 わたしの住まい

穂坂光彦 ●3060円

日本が消したパプアニューギニアの森

清水靖子 ●2660円

アジアの民主化と女たち

伊従直子 ●2060円

たみちゃんと南の人びと①②③

21世紀をともに生きる地球の仲間編 ●①②1340円③1545円

世界人権ハンドブック

チャールズ・ブーマーナ編著 竹澤千恵子訳 ●6180円

インドの女たち 「マヌシ」からの報告

M・キシユワール・R・バーナ編 鳥居千代香訳 ●2400円

インド 心と文化のオクターブ

島岩 ●2060円

インド・不可触民の女たち

山下明子 ●1545円

花嫁を焼かないで インドの花嫁持参金殺人が
問いかけるもの

謝秀麗 ●1680円

フィリピン女性エンターテイナーの世界

M・R・P・パレスカス著 津田守監訳 ●1500円

アジアの子ども

財アジア保健研修財団アジアのこども編集委員会編企画 ●1600円

フェミニズムと表現の自由

○マツキノン著 加藤春恵子・奥田曉子・鈴木みどり訳 ●1500円

フェミニズム事典

リサ・タトル著 渡辺和子監訳 ●4500円

雑誌文化の中の女性学

諸橋泰樹 ●3000円

売春—性労働の社会構造と国際経済

タン・タム・トゥルン著 山下明子・田中紀子訳 ●4500円

人権のオモテとウラ 不利な立場の人々の視点

内野正幸 ●1800円

セクシュアル・ハラスメントはなぜ問題か

鐘ヶ江晴彦・広瀬裕子編著 現状分析と理論的アプローチ ●3000円

フェミニズムと朝鮮

鈴木裕子 ●2400円

わかりやすい日本民衆と女性の歴史

近現代篇 女たちの三代を語りついで 金谷千恵子編著 ●1600円

「主人」ということば 女からみた男の呼び方

福田真弓編著 ●2000円

女性と戸籍 夫婦別姓時代に向けて

神原富士子 ●2000円

楽しくやろう夫婦別姓 これからの結婚必携

福島瑞穂・神原富士子・福沢恵子編 ●1600円

家族ってなんだろう

深江誠子 ●1500円

教科書の中の男女差別

伊東良徳・大脇雅子・紙子達子・吉岡睦子 ●1800円

女性が語る第三世界の素顔 環境 開発レポート

アニータ・アナンデ編著 WFS日本事務局訳 ●3450円

実践でかたる女性学教育

日野玲子 ●2500円

女性の人権アジア法廷 人身売買・慰安婦問題・

「女性の人権」委員会編 基地買春を裁く ●1800円

作家と差別語

表現の自由と用語規制のジレンマ

塩見鮮一郎

●13000円

「言葉狩り」と出版の自由

出版流通の現場から

湯浅俊彦

●6000円

障害者と差別表現

生瀬克己

●6500円

障害者と差別語

障害者への問いかけ

生瀬克己編

●2400円

蔑視語

ことばと差別

今野敏彦

●2300円

マスコミと差別語問題

磯村英一・福岡安則編

●2300円

マスコミと差別語の常識

田宮武

●2200円

マスコミと差別表現論

田宮武

●2300円

差別ということば

柴谷篤弘・池田清彦編 コメンテーター田中克彦・竹田書嗣

●20000円

反差別論

無根拠性の逆説

柴谷篤弘

●20000円

アメリカの蔑視語

アービング・ルイス・アレン著 岩崎裕保監訳

●24000円

日本の社会科学と差別理論

石田雄・三橋修

●25000円

年報差別問題研究

①差別の定義をめぐって
②在日フェミニズム―差別の構造

差別を考える研究会編

●123000円 ②228000円

朝鮮人差別ということば

内海愛子・梶村秀樹・鈴木啓介編

●22000円

新版朝鮮にかかわる差別表現論

明石書店編集部編

●10000円

ことばと差別

本の絶版を主張する理由

大山正夫

●20000円

定価-2,500円[2,427円+税73円]

ISBN4-7503-0684-3 C0038 P2500E